

平成27年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
2.	26	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針を含む） ・一部議案審議 ・陳情			
27	金	休	会			
28	土	休	会			
3.	1	日	休	会		
2	月	休	会			
3	火	休	会			
4	水	休	会			
5	木	本会議（2日目） ・一般質問（7人）				
6	金	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会				
7	土	休	会			
8	日	休	会			
9	月	常任委員会				
10	火	常任委員会				
11	水	常任委員会				
12	木	休	会			
13	金	休	会			
14	土	休	会			
15	日	休	会			
16	月	休	会			
17	火	休	会			
18	水	休	会			
19	木	休	会			
20	金	休	会			
21	土	休	会			

月	日	曜	日	程	備	考
	2 2	日	休	会		
	2 3	月	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	2 4	火	休	会		
	2 5	水	本会議 ・常任委員長報告 ・議案審議 ・追加議案審議 ・陳情 ・発委 ・報告 ・議員派遣 ・継続審査、調査 ・閉会			

平成２７年第１回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成２７年 ２月２６日

閉会 平成２７年 ３月２５日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 ２１	平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第 ８号）	27. 02. 26	27. 02. 26	原案可決	—
２２	平成２６年度さつま町介護保険事業特別会計 補正予算（第４号）	〃	〃	原案可決	—
３０	町道路線の廃止又は認定について	〃	〃	可 決	—
３１	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適 任	—
３２	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適 任	—
３	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備等に関する条例の制定について	〃	27. 03. 25	原案可決	文教経済
４	さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務 専念義務の特例に関する条例の制定について	〃	〃	原案可決	文教経済
５	さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例 の制定について	〃	〃	原案可決	総務厚生
６	さつま町地域包括支援センターの包括的支援 事業の実施に係る基準を定める条例の制定に ついて	〃	〃	原案可決	総務厚生
７	さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及 び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例の制定について	〃	〃	原案可決	総務厚生
８	さつま町地域審議会条例の廃止について	〃	〃	原案可決	総務厚生
９	さつま町大野活性化センター条例の廃止につ いて	〃	〃	原案可決	文教経済
１０	さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正 について	〃	〃	原案可決	総務厚生
１１	さつま町行政手続条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
１２	さつま町職員定数条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
１３	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生

議 案 番 号	件 名	上 程 日	議 決 日	議 決 結 果	付 託 委 員 会
1 4	さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	27. 02. 26	27. 03. 25	原案可決	総務厚生
1 5	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
1 6	さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
1 7	さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
1 8	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
1 9	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
2 0	さつま町水辺公園条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
2 3	平成 2 7 年度さつま町一般会計予算	〃	〃	原案可決	2 委員会
2 4	平成 2 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
2 5	平成 2 7 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
2 6	平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
2 7	平成 2 7 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
2 8	平成 2 7 年度さつま町水道事業会計予算	〃	〃	原案可決	文教経済
2 9	平成 2 7 年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	原案可決	文教経済
3 3	さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について	27. 03. 25	〃	原案可決	—
3 4	さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
3 5	さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
3 6	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
37	さつま町水道事業給水条例の一部改正について	27. 03. 25	27. 03. 25	原案可決	—
38	平成26年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	〃	〃	原案可決	—
39	平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	原案可決	—
40	平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	—
41	平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	〃	〃	原案可決	—
42	平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	—
43	平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	—
44	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同 意	—
陳情 2	「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書	〃	〃	不採択	総務厚生
発委 1	「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について	〃	〃	原案可決	総務厚生
報告 1	平成26年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について	27. 02. 26	〃	報告済	—
報告 2	平成27年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	27. 03. 25	〃	決 定	—
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決 定	—

平成27年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○2月26日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	5
議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	6
（提案理由説明）	
議案第 4 号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	6
（提案理由説明）	
議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	6
（提案理由説明）	
議案第 6 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	6
（提案理由説明）	
議案第 7 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	6
（提案理由説明）	
議案第 8 号 さつま町地域審議会条例の廃止について	6
（提案理由説明）	
議案第 9 号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について	6
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町行政手続条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町職員定数条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第13号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6

(提案理由説明)	
議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 16 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 17 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 20 号 さつま町水辺公園条例の一部改正について	6
(提案理由説明)	
議案第 23 号 平成 27 年度さつま町一般会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 25 号 平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 26 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 27 号 平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 28 号 平成 27 年度さつま町水道事業会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第 21 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算 (第 8 号)	21
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 22 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) ...	21
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 30 号 町道路線の廃止又は認定について	24
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について	25
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について	25
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 1 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算 (第 2 号) について	26

(内容説明)

報告第 2 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	2 6
--	-----

(内容説明)

陳情について	2 7
散 会	2 7

○3月5日(第2日)

一般質問表	2 9
会議を開催した年月日及び場所	3 3
出欠席議員氏名	3 3
出席事務局職員	3 3
出席説明員氏名	3 3
本日の会議に付した事件	3 4
開 議	3 5
一 般 質 問	3 5
宮之脇尚美議員	3 5
町政運営について	
指定管理者制度について	
川口 憲男議員	4 7
農業振興策について	
新改 幸一議員	5 7
畜産振興策について	
新改 秀作議員	6 8
国民健康保険事業における医療費の動向と抑制について	
公共施設等の植栽や樹木の管理について	
岩元 涼一議員	7 8
営農組織の育成策について	
未相続農地の現況について	
地方創生策について	
柏木 幸平議員	8 8
社会教育施設等の維持管理について	
教育について	
平八重光輝議員	9 7
認知症予防について	
地方創生事業の取り組みについて	
散 会	1 0 4

○3月6日(第3日)

会議を開催した年月日及び場所	1 0 5
出欠席議員氏名	1 0 5
出席事務局職員	1 0 5

出席説明員氏名	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 6
議案付託表	1 0 7
開 議	1 1 0
議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 4 号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 号 さつま町地域審議会条例の廃止について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 10 号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 11 号 さつま町行政手続条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 12 号 さつま町職員定数条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 13 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 16 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 17 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	

議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 さつま町水辺公園条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 23 号 平成 27 年度さつま町一般会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 25 号 平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 26 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 27 号 平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 28 号 平成 27 年度さつま町水道事業会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 2 4

○ 3 月 2 5 日 (第 4 日)

会議を開催した年月日及び場所	1 2 5
出欠席議員氏名	1 2 5
出席事務局職員	1 2 5
出席説明員氏名	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 6
開 議	1 2 8
議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	1 2 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	1 2 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	1 2 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	1 2 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	1 2 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 8 号	さつま町地域審議会条例の廃止について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号	さつま町大野活性化センター条例の廃止について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 10 号	さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 11 号	さつま町行政手続条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 12 号	さつま町職員定数条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 13 号	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 14 号	さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 15 号	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 16 号	さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 17 号	さつま町立学校給食センター条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 18 号	さつま町介護保険条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 19 号	さつま町都市公園条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 20 号	さつま町水辺公園条例の一部改正について	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 23 号	平成 27 年度さつま町一般会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 24 号	平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 25 号	平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 26 号	平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 27 号	平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 28 号	平成 27 年度さつま町水道事業会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 29 号	平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 2 8
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 33 号	さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について	1 4 1

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 34 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 35 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 36 号 さつま町水道事業条例の一部改正について	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 37 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 38 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算 (第 9 号)	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 39 号 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 40 号 平成 26 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 41 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 42 号 平成 26 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 43 号 平成 26 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 4 1
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 44 号 さつま町教育委員会委員の任命について	1 5 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 2 号 「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書 (案) の提出について	1 5 6
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 1 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算 (第 2 号) について	1 5 7
(質疑)	
報告第 2 号 平成 27 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 5 7
(質疑)	
議員派遣の件	1 5 8

(決定)		
閉会中の継続審査・調査について		1 5 8
(決定)		
閉 会		1 5 8

平成27年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成27年2月26日

平成27年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年2月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 平八重 光輝 議員	2番 木下 敬子 議員
3番 宮之脇 尚美 議員	4番 桑園 憲一 議員
5番 森山 大 議員	6番 東 哲雄 議員
7番 岩元 涼一 議員	8番 新改 幸一 議員
9番 木下 賢治 議員	10番 川口 憲男 議員
11番 米丸 文武 議員	12番 新改 秀作 議員
13番 岸良 光廣 議員	14番 上久保 澄雄 議員
15番 柏木 幸平 議員	16番 舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君
議事係 主任 神園 大士 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日高 政勝 君	副町長 紺屋 一幸 君
教 育 長 東 修一 君	総務課長 湯下 吉郎 君
企画財政課長 崎野 裕二 君	町民環境課長 前田 淳三 君
福祉課長 王子野 建男 君	介護保険課長 中村 慎一 君
健康増進課長 四位 良和 君	農政課長 平田 孝一 君
担い手育成支援室長 貴島 晃人 君	耕地林業課長 杉水流 博 君
企業誘致対策室長 高橋 哲郎 君	建設課長 三浦 広幸 君
水道課長 岩元 義治 君	教育総務課長 上野 俊市 君
学校給食センター所長 中島 敏男 君	社会教育課長 橋ノ口 賢二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4 号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 7 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 10 議案第 8 号 さつま町地域審議会条例の廃止について
- 第 11 議案第 9 号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について
- 第 12 議案第 10 号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について
- 第 13 議案第 11 号 さつま町行政手続条例の一部改正について
- 第 14 議案第 12 号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 15 議案第 13 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 16 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 第 19 議案第 17 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 20 議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 21 議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 22 議案第 20 号 さつま町水辺公園条例の一部改正について
- 第 23 議案第 23 号 平成 27 年度さつま町一般会計予算
- 第 24 議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 25 議案第 25 号 平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 26 議案第 26 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 27 議案第 27 号 平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 28 議案第 28 号 平成 27 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 29 議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 30 議案第 21 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 31 議案第 22 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 32 議案第 30 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 33 議案第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 議案第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 35 報告第 1 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第 2 号）について

- 第 3 6 報告第 2 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
第 3 7 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成27年第1回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、新改秀作議員及び13番、岸良光廣議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月25日までの28日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの28日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

鹿児島県町村議会議長会の第66回定期総会が、平成27年2月17日鹿児島市において開催されました。総会では、会長挨拶、来賓祝辞のあと、鹿児島県町村議会議長会表彰並びに全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。その後、平成27年度事業計画案及び予算案が提案をされ、全会一致で承認されました。なお、全国町村議会議長会表彰では、特別功労者として不肖私が、また、自治功労者表彰では、議員として27年以上在職されておられます東哲雄議員並びに15年以上在職しておられます柏木幸平議員、平八重光輝議員、木下賢治議員、川口憲男議員及び米丸文武議員の5人が永年勤続者として表彰を受けられましたので、本日の会議終了後に伝達を予定しております。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、1月14日の北薩空港幹線道路、国道328号、川内川環境整備、九州地方整備局長要望に関する事項、1月31日の市町村と県医師会、鹿児島大学病院との意見交換会、2月12日のさつ・長・湧水連絡会議、2月15日のさつま町10周年記念式典、町民大会、並びに2月16日の北薩空港幹線道路整備促進期成会知事要望について補足して御報告いたします。

まず、1月14日に行いました北薩空港幹線道路、国道328号、川内川環境整備九州地方整備局長要望についてであります。

私が会長を務めております北薩空港幹線道路整備促進期成会及び国道328号整備促進期成会におきまして、北薩横断道路での整備区間指定を受けております泊野道路、広瀬道路の早期整備を初め、国道328号から県道小山田谷山線へ通じる国道3号交差点までのバイパス建設、また、本町における鶴田ダムの再開発事業の早期完成など川内川中流域の環境整備につきまして、九州地方整備局長を初め、企画部長、河川部長、道路情報管理官と直接面談をいたしまして予算の総額確保の要望を行ってきたところであります。

なお、2月16日は、北薩空港幹線道路の整備につきまして、同期成会において、昨年12月の県議会で阿久根北インターチェンジに向かうルートを知事が明言をされましたので、高尾野阿久根道路、仮称でございますが、これを早い時期に新規事業化をしていただくよう要望をいたしたところでございます。

次に、1月31日に開催されました市町村と県医師会、鹿児島大学病院との意見交換会についてであります。

この意見交換会は、地域医療に関する課題等につきまして、県内の自治体首長、医師会、鹿児島県、鹿児島大学病院等の関係者が地域医療に関する認識の共有化を図る目的で地域医療支援センターが主体となり、本年度初めて実施されたものであります。

142名の出席者の中、地域の実情と題しまして、薩摩郡医師会病院の本坊院長が医師不足の厳しい現状と課題、それからさつま町が行っております行政の支援策等を具体的に報告をされました。

また、現段階におきましては、薩摩郡医師会病院が地域枠配置の指定病院となっていないことから、制度の緩和・拡充についても訴えていただいたところでございます。

また、交流会の場で県保健福祉部長、地域医療整備課長を初め、県医師会長、鹿児島大学病院、地域医療支援センター長の皆さん方の関係者に対しまして、さつま町の置かれている窮状を訴えることができまして、意義深い意見交換の場となったところでございます。

今後におきましても、あらゆる機会を捉え、地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2月12日に開催されましたさつ・長・湧水連絡会議についてであります。

この会議は、平成の市町村合併により1郡1町となった長島町、湧水町、及び本町の共通課題に関する検討の場づくりとしまして、昨年1月に本町で開催をいたしまして、発足したものでござ

ざいます。

今回の会議におきましては、基本的事項の確認とともに共通する行政課題について各担当部署において、3町の交流を深めながらそれぞれの取り組み事業の研修及び有機的連携策の検討などを進めることといたしまして、中でも、次代を担う若手職員によります交流を促進し、新たな視点による組織の活性化にも役立てていけるよう取り組んでいくことを確認をいたしましたところでございます。

また、当面する地方創生への取り組みを進めるため、相互の情報交換の連携を深めていくことといたしました。

最後に、2月15日に開催されました、さつま町10周年記念式典、町民大会についてであります。

合併してから今日に至るまで幾多の困難や事案もありましたが、議会を初め町民の皆様の一致結束した努力によりまして、さまざまな難局を乗り越えてこられたと考えております。

当日は、天候にも恵まれまして10周年記念式典、引き続いての町民大会が大盛況の中に意義深く終わることができ、大変感謝しております。

御臨席くださった皆様方からも心温まるお言葉やお祝いをたくさん賜りまして、それだけ皆様方に対しまして印象に残ったビッグイベントになったと思っております。

この10周年を契機といたしまして、次なる時代に向かってさつま町の進むべき道を切り開き、さつま町に住んでよかったと心底から思っていただけのように全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のより一層の御助言・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、町長報告の補足説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」、日程第6「議案第4号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」、日程第7「議案第5号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」、日程第8「議案第6号 さつま町地域包括センター包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」、日程第9「議案第7号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」、日程第10「議案第8号 さつま町地域審議会条例の廃止について」、日程第11「議案第9号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」、日程第12「議案第10号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」、日程第13「議案第11号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、日程第

14「議案第12号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第15号「議案第13号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第16「議案第14号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第17「議案第15号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程18「議案第16号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」、日程第19「議案第17号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第20「議案第18号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第21「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第22「議案第20号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」、日程第23、「議案第23号 平成27年度さつま町一般会計予算」、日程第24「議案第24号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算」、日程第25「議案第25号 平成27年さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第26「議案第26号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第27「議案第27号 平成27年さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第28「議案第28号 平成27年度さつま町水道事業会計予算」、日程第29「議案第29号 平成27年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第5「議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」から日程第29「議案第29号 平成27年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上、議案25件を一括して議題とします。
各議案について、町長の提案理由並びに平成27年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成27年3月議会定例会の開会に当たりまして、平成27年度の町政運営について私の基本的な考え方を明らかにし、各会計の当初予算を初めとする諸議案につきましてその概要を御説明申し上げ、議員を初め町民の皆様の町政に対する御理解と御協力をお願いするものであります。

これまでのマニフェストで表明いたしました事柄を初め、総合振興計画に沿いました事務事業がおおむね順調に推移しており、改めて議員各位並びに町民の皆様方に厚く御礼を申し上げる次第であります。

平成27年度は、さつま町にとりまして10周年の節目の年であり、これまでの10年を基礎とし、さらに未来へ明るく元気に伸び行くまちとして大きくステップアップするため、町政全般にわたり一層の積極的な取り組みを進めてまいります。

安全安心の拠点施設である新庁舎においては、町民サービス向上に向け、なお一層努力を傾注

するとともに、10周年の記念事業、日展鹿児島会、国民文化祭など多くの記念事業を成功に結びつけたいと考えております。

町民生活の維持向上及び福祉の増進につきましては、少子高齢化を初め人口減少等の要因に対応した振興策の実施、また、学校再編に係る地域には、関係事業等について財政的な支援を行うことといたしております。

社会保障・税番号制度の付番通知が平成27年10月以降実施される予定であることから、関係部署における連携を十分に行いスムーズな運用が図られるよう準備を進めてまいります。

国は、現在の少子高齢化と総人口減少時代への対策として東京一極集中の是正と人口減少への歯止めを図り、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに地方へも国に同調して戦略プランの策定を義務づけております。

この地方創生は、それぞれの地域が豊かな資源や文化、歴史など特色ある資源の活用、個性を生かす取り組みがキーワードであると認識をいたしております。

さつま町では、現在、第2次総合振興計画の策定作業中ではありますが、この総合振興計画とさつま町版地方創生戦略プランを有機的に調整しながら、今回の国の人口減少対策に呼応して従来の事務事業に知恵と工夫を加えるなど、より発展的な取り組みを進めるとともに、役場各課も可能な限り横断的に捉え、さらには、町内各層の幅広い視点も加えての魅力あふれるまちづくりに職員一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

行財政改革につきましては、地方交付税がこれまでの合併特例措置が終了し、本年度から一本算定に移行します。

行財政全般はもとより、公共施設の譲渡や貸し付けなどさらに踏み込んだ改革へと実行が求められるところでございます。

地方自治を取り巻く現状においては、少子高齢化、人口減少が進む中で、産業、福祉、医療、教育文化など全ての分野にその影響を及ぼしており、町内全域の均衡ある振興策はもとより、新たな行政課題に対応すべく議会・町民の英知を結集しながら、これまで以上に各般の情報収集を行い、町の活性化に努めてまいる所存であります。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方策について御説明申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」であります。

本町の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化、農家数の減少、農業資材等の高止まり、対外的にはTPP交渉、さらには、EPAなどの農産物貿易自由化交渉が進められ、農業・農村の維持・存続が危ぶまれてきております。

このような中で国は、TPPを初めとする貿易自由化への流れを見越し、担い手への農地集積による規模拡大や農産物の輸出促進で国際競争力の向上を図ろうとしており、町としましても農業者が明るい展望を持てるよう、国・県の施策等を活用しできる限りの取り組みを進めてまいります。

まず、中山間地域等直接支払制度につきましては、第3期対策が終わり、新たに第4期がスタートいたします。これまで同様、取り組みへの支援を行ってまいります。

水田・畑地農業対策については、経営所得安定対策の見直しに呼応しながら制度の活用促進に取り組んでまいります。

梅については、生産安定対策とともに新たに整備しました加工施設を活用した売れる商品づくりを支援してまいります。

また、農家所得の向上を目指した地域特産品の6次産業化を図るため、引き続き農産加工セミナーを実施するとともに、農畜産物の有利販売のためJA北さつまと連携した薩摩のさつまブラ

ンド確立に努めてまいります。

茶については、消費離れによる価格減退の中、防霜ファン等による生産安定対策や茶製造部門の省力化機械・機器の導入など支援をしてまいります。

町農業の基幹作目であります畜産につきましては、飼養頭数並びに飼養農家数が減少傾向にあることから、生産者、関係機関・団体が一体となって振興に努めてまいります。

中でも肉用牛については、薩摩中央家畜市場の年間子牛取引価格は、全国トップクラスであり、今後におきましても優良雌牛の保留導入、肥育素牛導入促進、簡易畜舎警備促進等による増頭対策に努め、さつま牛ブランド確立に取り組んでまいります。

農作物への鳥獣被害対策につきましては、防御と捕獲の両面から国・県の事業を活用して被害防止に努めてまいります。

次に、持続可能な農業を実現するため、引き続き、農業後継者や集落営農組織等の担い手の育成と確保に努めます。

特に、認定農業者等の育成を図るため、農業経営の改善を計画的に進め、必要とされる機械等の購入について支援を行います。

今後の地域農業を発展・維持していくために、人・農地プランの見直しを推進し、各地域で作成したプランの実践のため、県及びＪＡ等関係機関と連携して支援に当たります。

また、認定新規農業就農者の確保を図り、農地中間管理事業や農用地利用集積円滑化事業を活用しながら農地集積を推進し、地域農業の活性化や効率化に取り組んでまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は県営で中山間地域総合整備事業ほか５事業で７地区を、団体営では農山漁村活性化プロジェクト交付金事業で２地区を実施してまいります。

また、昨年度より制度拡充された多面的機能支払交付金への取り組みの支援を行ってまいります。

次に、林業関係であります。森林・林業再生プランに基づき強い林業の再生に向け、本年度も集約的な森林施業の推進や効率的な路網整備の促進に努めてまいります。

また、パルプ用竹材買い取り単価助成については、さらに助成額を増額するほか、竹林整備のよりよい支援を通して竹林改良を促進し、さつまタケノコの生産拡大を図り竹の産地づくりに努めてまいります。

次に、商工業振興につきましては、町内商工業の活性化と消費拡大を図るため、プレミアム部分を拡大した商品券を２回発行するほか、新たな施策として町内商工業者の経営安定と育成及び振興を図るため、設備及び運転資金に係る制度資金の借入れ者に対し利子補給助成金を交付する予定であります。

また、年々悪質化する訪問販売等の被害防止と被害にあった場合の相談業務の充実を図り、安全安心なまちづくりを進めるため、引き続き、消費生活相談員を設置し、消費者啓発・教育及び相談窓口の強化と充実に努めてまいります。

次に、観光についてであります。

交流人口２００万人の目標達成に向け観光事業者や旅館業者はもちろんのこと、町全体が訪れる人に優しいおもてなしの心があふれるまちでなければなりません。そのためには、一翼を担う観光ボランティアガイドの充実と町民を対象とした我がまちさつま町を知るツアーを継続し、ふるさとに自信と誇りを持ち誘客につなげていくよう努力してまいります。

本町の個性ある観光として人気を博しているホテル船に続きまして、屋形船の運行についても関係機関・団体と連携し、川内川の新たな観光資源の開発など検討をしてまいります。

また、特産である黒毛和牛とタケノコを使った黒毛和牛タケノコ丼や山太郎ガニ、アユ、手長

エビを出汁にしたじょじょん鍋が開発されておりますので、本年度も地元食材を活用した新商品開発と販路開拓に努めてまいります。

次に、地方創生の大きな役割を担う若者の働く場の確保になる企業誘致対策であります。雇用、特に生産年齢人口帯における雇用機会の拡大と若年齢層の定住化、また、町民所得の安定を図るため、地元、県内外を問わず企業訪問を積極的に行って情報を入手するとともに、立地企業を初め、関連の企業等との連携を密にして新規誘致や工場増設等のセールスに努めてまいります。

定住促進策であります。企業誘致を通じて進めるもののほか、分譲宅地販売につきましては、町の助成策等のPR、トップセールスや住宅メーカー訪問など販売促進活動に引き続き積極的に取り組み、早期の分譲・販売に努めてまいります。

また、平成26年4月から取り組みました周辺地域等移住定住促進補助金制度のさらなる周知とともに、新たに町単独による若者定住促進住宅の建設や都会の田園回帰傾向の人々への必要な情報提供を進めるなど、町外からの移住・定住促進とあわせて町内における均衡ある定住化を推進してまいります。

次に「第2の思いやりと暖かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

保健・医療の充実につきましては、第2次健康さつま21の基本理念である健康いきいき元気さつまの実現を目指し、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援してまいります。

特に、健康さつまポイント事業は、個人はもとより企業や団体での応募者が年々増加していることから当選賞品をふやし、さらなる参加意欲につなげてまいります。

インフルエンザワクチン予防接種においては、65歳以上の町民が定期予防接種の対象としています。より予防接種率を高めインフルエンザの発病及び重症化を抑え、ひいては医療費負担の軽減につなげるために本年度公費負担額を増額し、町民の健康を守る対策を進めます。また、肺炎球菌についても引き続き助成を継続してまいります。

地域医療の関係では、これまでの郡医師会及び病院に対する各種支援事業による効果が現れつつあるものの、医師不足は予断を許さない状況にあり、今後とも県や鹿児島大学病院と連携を深めながら医師確保に努めてまいります。

社会環境の変化による超高齢社会を迎えている今日、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための環境を拡充するために、平成29年度までの3カ年を期間とした第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定したところであります。

この計画を滞りなく推進するために各種高齢者福祉サービスを初め、高齢者等の見守り、支え合いを強化するための地域見守りネットワーク支援事業や町内事業所等の協力による高齢者等見守り活動事業を引き続き推進するとともに、福祉部の設置推進等、地域で高齢者を支える体制づくりの拡充に努めてまいります。

次に、児童福祉であります。

急速な少子化・核家族化の進行等に伴い、子育て家庭における孤独感や負担の増大等が課題となっております。このため、子ども・子育て支援制度に基づき策定しました、子ども・子育て支援事業計画の具現化に向けて、質の高い幼児教育や保護者のニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施します。

放課後児童クラブについては、児童が安心して利用できる施設の拡充が求められていることから、関係機関との協議を踏まえながら居場所として相応する環境づくりに努めてまいります。

また、発達に障害を持つ幼児や児童が増加していることから、引き続き療育の拡充を図るとともに、障害児学童保育の環境を整備するなど、ニーズに応じた支援策を講じてまいります。

保護者の課税状況や入所時の年齢等から算定される保育料の徴収金にあっては、第2子が50%の軽減、第3子以降は無料となっており、全体では、35.37%の軽減率となっておりますが、さらに第1子に係る保育料を10%軽減し、保護者の子育て支援策を拡充してまいります。

次に、障害者福祉ですが、障害のある人が住み慣れた地域で年齢や障害の種別にかかわらず生き生きと暮らすことができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ります。

また、障害者に対する理解を深めるために理解促進研修啓発事業や成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成事業の継続に加え、障害者への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るため、相談窓口の強化を図り、制度間で谷間のないサービスの提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援してまいります。

次に、人権同和対策ですが、同和問題を初めとするあらゆる人権問題を全町民的課題として人権啓発に積極的に努め、差別のない明るいまちづくりの実現に努めてまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

教育の推進につきましては、地方教育制度の改正に伴いまして、私が主宰する総合教育会議において総合的な大綱を策定することになっておりますが、従来から教育委員会と一緒に、大綱に当たるさつま町教育振興基本計画を策定してきておりますことから、今後もその基本理念であります時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成、さつま町の教育的な伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進を基本としながら、各施策の推進に努めてまいります。

まず、学校教育についてであります。児童生徒の基礎学力の定着とその活用能力を育成するため、9月からの土曜授業の実施や教職員研修の充実を図り、児童生徒が主体的に取り組む授業の創造に努めてまいります。あわせて、個に応じた生徒指導、体力の向上、健康教育、道德教育の充実を図り、たくましく志の高い児童生徒の育成に努めてまいります。

また、学校応援団の活用やさつま学のこういったこと等の推進を図り、地域人材や自然、産業、伝統、文化を生かした教育活動に積極的に取り組み、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりに努めてまいります。

さらに、歯と口腔の健口事業によるフッ化物洗口や予防接種等の補助拡大を図ることで、心身ともに健康な児童生徒の育成に努めてまいります。

学校施設については、児童生徒が安全で安心して学べるよう安全対策並びに学校教育環境の整備に努めてまいります。

また、耐震化対策につきましては、平成26年度で全ての学校施設の耐震化工事が終了しましたので、今年度は照明器具等の非構造部材について、点検結果に基づき整備を図ってまいります。

学校規模の適正化につきましては、平成28年4月の再編校の開校に向け再編準備委員会で検討協議し、準備を進めてまいります。

また、学校跡地跡活用についても跡地対策検討委員会で鋭意検討してまいります。あわせて、再編に伴う学校施設の整備を図ってまいります。

学校給食については、安心安全な給食を提供するため徹底した衛生管理に努めるとともに、地元で生産された食材を活用した給食を提供してまいります。

また、学校給食を生きた教材として活用した食育指導も引き続き実施してまいります。

学校給食センターの今後のあり方については、学校規模の適正化計画に係る具体的な方策等と並行して検討してまいります。

次に、社会教育についてであります。教育の出発点であり原点であります家庭教育の支援・充実を図りながら、青少年育成町民会議を中心に各種団体との連携を図り、ふるさと体験塾や親子での体験活動を通じて郷土に対する愛着や生きる力を醸成し、青少年の健全育成に努めてまいります。

また、自治活動の基盤である区公民館や公民会における地域コミュニティ活動活性化の支援に努めてまいります。

読書のまち推進活動については、さつま読書のすすめ等の活用を図るほか、学校や各図書室における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業を初め、国民文化祭におけるこども読書フェスティバルなどさまざまなイベントを実施しながら、本に親しむ機会をふやし、読書活動を町民運動としてその取り組みを進めてまいります。

文化の振興についてであります。潤いのある文化の薫りあふれるまちの創造を目指して、吹奏楽フェスタや美術展を開催し、誰もが芸術文化を感受できる環境づくりに努めてまいります。

特に本年は、4月26日から5月8日にかけて日展鹿児島会さつま展を開催し、町民が優れた美術作品に接する機会を創出します。

国民文化祭鹿児島2015では、こども読書フェスティバルに引き続き、郷土芸能祭、ゆるキャラ&大鍋フェスタを実施しますが、町内外から多くの参加者を得てさつま町の文化の発信に努めてまいります。

文化財の保存と活用につきましては、宗功寺墓地や虎居城跡、宮之城歴史資料センターとの一体的な活用を図り、さつま町の歴史・文化の魅力を高めてまいります。

スポーツ振興につきましては、平成32年に鹿児島県で開催予定の第75回国民体育大会に向けて競技団体との協議を進めるとともに、町民体育祭等により町民総参加のスポーツ活動の推進と健康体力づくりに努めてまいります。

第4に「自然と調和した便利で快適な町」であります。

道路は、豊かな地域社会、活力ある町民生活を支える根幹となるものであります。

地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら計画的な道路整備に努めるとともに、地域高規格道路、北薩横断道路の早期開通に向けて関係機関との連携を図りながら、引き続き最大限の努力をしてまいります。

北薩広域公園の整備促進につきましては、テーマゾーンの整備、それに続く歴史ゾーンの整備が計画的に進むよう県に要望してまいります。

また、川内川とのかかわりを踏まえる宮之城屋地・虎居地区かわまちづくり推進協議会と密に連携しながら、川を生かした新たな観光資源としての整備を進めてまいります。

町営住宅管理につきましては、適正な管理を行い、悪質な住宅使用料滞納者に対しては、法的措置も視野におきながら厳正に対処してまいります。

住宅リフォーム支援事業補助については、引き続き実施し、定住促進の一環から空き家のリフォームについても対象にするなど、町民の良好な住環境の向上に努めてまいります。

次に、消防業務についてであります。住民に対する防火思想の一層の普及に努めるとともに、引き続き住宅用火災警報機の維持管理及び設置促進を図り、火災予防対策の強化に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、救急搬送の実態を踏まえ、住民に対する救急車の適正利用の啓発とともに、救命率の向上を図るため応急手当の普及を推進し、救急隊員のさらなる資質の向上並びにドクターヘリ等を活用した広域搬送体制の確立に努めてまいります。

また、消防施設及び資機材等の整備を進めるとともに、関係機関や消防災害支援隊との連携を

強化し、地域防災力の充実強化に努めてまいります。

防災行政の取り組みとしましては、公民会無線放送施設補助金の拡充を行い、公民会無線の普及率向上及び公民会合併の促進を図るため、補助率の引き上げとともに新たに維持管理業務委託費の交付を行うことといたします。

また、一般防災、原子力防災など総合的な防災マップを作成し、全世帯に配布し、防災意識並びに地域防災力の向上に努めてまいります。

本年度は、川内川下流域の水防演習が本町で実施されますことから、雨期を前にした実践的演習及び防災・減災意識の啓発活動を関係機関一体となり取り組みを進めてまいります。

交通・防犯対策については、交通安全施設の設置に加え盈進小学校を中心としたゾーン30の整備を行います。さらにさつま警察署、交通安全協会、防犯協会などの関係機関と連携し、交通事故の減少、防犯対策、町民の安全安心の確保を図ってまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化のまち」であります。

生活環境対策につきましては、さまざまな問題に迅速かつ丁寧に対応し生活環境の保全に努めてまいります。

ごみ対策につきましては、ごみ分別の手引き「ゴミック誌」を全世帯に配布して分別の周知を図るとともに、引き続きリサイクル資源の回収強化、ごみの減量化、不法投棄防止の強化に取り組んでまいります。

環境センター及びクリーンセンターの施設の維持管理につきましては、効率的な更新整備を図りながら、施設の延命化を図るべくメンテナンス及び予防保全の徹底に努めてまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

計画的行政推進につきましては、第1次総合振興計画の計画期間が平成27年度で終了いたしますことから、現在第2次計画の策定作業中ですが、これまでに町民の方々からいただきました御意見やアンケート結果などを踏まえ、次のステップへの基本となる重要な計画として引き続き策定に向けた作業を進めてまいります。

また、計画行政という視点からは、事務事業評価を機能させるため、組織機構の見直しにあわせまして、予算編成と事務事業の進行管理、そして点検と見直しまでをPlan・Do・Check・Actionのマネジメントサイクルを意識しながらの運用を図ってまいりたいと考えております。

第2次さつま町行政改革大綱につきましては、26年度で終了することから、第3次行政改革大綱及び職員の定員管理計画を26年度中に策定するとともに、今後もこれまでの達成事項の指標を検証しながら、新たな計画に沿って引き続き推進を図ってまいります。

行財政につきましては、これまで交付税の縮減に備え行政改革を推進して財政の健全化に努めてまいりましたが、公債費や人件費の削減もやがては落ち着くものと考えております。

今後は、公共施設等の管理等について本格的な見直しが迫られると考えており、国においても、市町村に公共施設等の総合管理計画の策定を義務づけております。施設の長寿命化や整理・統合等が改めて推進されているところであります。

本町でも、既に、健康ふれあいセンターや観音滝公園内の施設など大型の施設につきましては、譲渡に関する公募を開始いたしましたところではありますが、公共施設等の総合管理計画の策定とその推進につきましても、しっかり対応しながら、財政の健全化への取り組みも継続して進めてまいります。

また、職員の数が年々減少する中であって、質の高い行政サービスを、町民サービスを目指すためには、少数精鋭の職員の資質向上が重要でありますことから、自主研修の機会を設け個人又

はグループでの研修を拡充してまいります。

今年度はマイナンバー法の施行によりまして、福祉、年金、健康保険など社会保障システムの整備を図ることとされております。関係部署間の連携を密にしながら、関係例規の整備並びにシステム等の改善措置を図ってまいります。

町内の公共交通対策につきましては、平成24年度から全町的に実証運行を行い定着しつつありますが、変更要望のある路線につきましては見直しの検討を行うなど、利便性を高めながら利用促進を図ってまいります。

次に、平成27年度の予算編成の概要について申し上げます。

平成26年度我が国の経済は、4月の消費税率8%への引き上げの影響が予想以上に長引き、9月までの国内総生産は2四半期連続でマイナス成長となりました。このため消費税率10%への引き上げ時期を変更しまして、判断を国民に仰ぐため衆議院が解散され、年末での総選挙となり、国の予算編成の作業が大幅におくれることとなったところであります。

政府はアベノミクス効果の地方への波及を目指すとともに、平成27年度予算の目玉事業として地方活性化のための創生枠が設けられ、また、この前倒しとも言えます平成26年度の国の補正予算では、地域住民生活緊急支援のための交付金が創設され、市町村ごとに人口や財政力に応じた交付金が配分されたところであります。

国の予算は、地方創生関連施策のほか、新たな子ども・子育て支援制度の構築や膨らみ続ける社会保障関連経費等には重点的に配分されていますが、その他の経費は幾分圧縮された形となっております。

平成27年度地方財政対策では、前年度と同様に通常収支分と東日本大震災分とに分類し、通常収支分の歳入歳出規模は、前年度比2.3%の増、また、一般財源総額は2.0%増が確保されたところであります。

平成27年度の当初予算の編成作業に当たりましては、国の予算編成がおくれまして地方財政対策等の詳細が定まらない中での作業になったことや、交付税の縮減の影響などで大変苦慮をいたしましたところでございます。そこで事務事業評価を検証し、総合振興計画と町政マニフェストを基本に据えて、新規事業に取り組む一方で既存事業の廃止など事業の選択と集中を念頭におきながら、また、平成26年度国の補正予算への対応など総合的に調整しながら予算措置を行ったところであります。

この結果、平成27年度さつま町一般会計予算の総額は、127億8,300万円となりまして、昨年度と比較いたしまして0.7%、9,300万円の増となりました。

全体概要を目的別に見ますと、公債費が2億100万円、消防費が消防救急無線のデジタル化と消防資機材の整備等の影響によりまして1億6,200万円、それぞれ減となる一方で、学校再編準備の関連経費や教科書改訂関連経費等に伴う教育費が1億7,500万円、社会保障関連経費の民生費が1億4,200万円、多面的機能支払交付金等による農林水産業費が1億3,500万円それぞれ増となるなど、住民生活に関連した事業や制度改正等を踏まえた予算編成としたところから、実質的には前年度を上回る予算となりました。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が70億2,160万7,000円で1.3%、9,575万6,000円の減、主な要因としましては公債費の減であります。投資的経費が10億4,255万4,000円で20.1%、2億6,265万5,000円の減、主な要因としましては、消防救急無線のデジタル化や庁舎建設関連事業費等の減であります。また、物件費などその他の経費が47億1,883万9,000円で10.6%、4億5,141万1,000円の増となっております。

歳入面におきましては、景気回復の兆しの中、町税が5.9%、1億1,694万8,000円の増となったほか、繰入金が財政調整基金繰入等により58.4%、2億7,078万7,000円、県支出金が多面的機能支払推進交付金等により12.6%、1億2,110万5,000円の増となっております。また、地方交付税が3.5%、1億9,350万2,000円、町債が19.8%、2億1,550万円の減となったところであります。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が38億662万9,000円で29.8%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が89億7,637万1,000円で70.2%となっております。町税の増など明るい兆しが見えるものの依存財源に頼らざるを得ない構図となっております。

財政運営を取り巻く環境は、歳出面では膨らむ社会保障関連経費にあわせまして国民健康保険事業特別会計への繰出金の増大など新たな課題にも直面しているところであります。

一方、歳入面では、普通交付税の段階的縮減の時代を迎えることとなりますが、この縮減幅につきましては7割維持が打ち出され、当初の厳しい見通しからは明るい材料と言えますが、今後の人口減少等に伴う減額を考慮しますと、全体的にはこれまで以上に厳しい局面を迎え、楽観は許されないと考えているところであります。

このようなことから、限りある財源を最大限活用できるよう行財政改革を継続しながら、総合振興計画やマニフェストの推進を基本に、そして、さつま町版地方創生戦略プランを策定しながら、その推進に全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業を取り巻く環境は、被保険者の年齢構成が高いことで他の保険者と比較し疾病が重症化しやすく、また、医療技術の進歩とあわせ保険税負担が重くなるなど、近年は制度に対する課題等も指摘されており、本年度も引き続き厳しい財政運営が予測されるところであります。

国におきましては、平成30年度に都道府県が保険財政の運営主体となる考えのもとにその対策が講じられることとなっております。

このような中、本年度の予算総額は37億3,085万3,000円、前年度当初予算と比較して3億9,904万2,000円、12%の大幅な増となったところであります。

主には制度改正による共同事業拠出金の増額によるところが大きく、これに見合う歳入といたしまして保険税率改正による増額、共同事業交付金の増額、一般会計法定外繰入金1億6,000万円により予算編成を行ったところであります。

本年度は、引き続き高い特定健診受診率を達成し、これによって得られた個人の健康に関するデータを十分活用し、国保財政の健全化に努めてまいります。

具体的には、本年度から生活習慣病の疾病状態によって保健指導をレベル対象者ごとに定め、徹底した個別指導や訪問活動に力を注ぎ、対象者の生活改善や健康維持増進に努めてまいります。

なお、これまで取り組んでまいりました健康教室等事業につきましては、一定の成果を得たことから、今後自主活動として取り組みを進めてまいります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

後期高齢者医療制度におきましては、県内全市町村が参加する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営を行いますが、市町村業務であります届け出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施をいたしまして、円滑な事業運営に努めてまいります。

本年度の予算総額は3億3,502万7,000円で、前年度当初予算と比較して579万3,000円、1.7%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度から第6期介護保険事業計画期間に入りまして1年目となります。人口構成の高年齢化は変わりませず、認定高齢者は伸びてきております。介護サービス給付費も増加の状況にあります。国の制度改正等によりまして本年度から第6期計画期間中に生活支援等新たな取り組みを進めるということになります。

また、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の業務につきましては、社会福祉協議会に委託をして事業の推進を図ることにいたしております。今回の制度改正や介護報酬改定等によりまして、本年度の予算総額を32億2,910万円としまして前年度対比1,220万7,000円、0.4%増となっております。主には、介護サービス給付費の伸びによるもので報酬のマイナス改定に係る分を含むものであります。

第6期の介護保険料につきましては、1号保険料の財源率が22%と、負担割合が1%増えたことや、第6期以降においても給付の伸びが予想されます。サービス給付の利用増によりまして事業費用の増加が見込まれますことから、基準の月額を5,900円といたしたところであります。今後におきましても、保険給付の適正化に向けて取り組みを進めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて新たに生活支援体制整備事業あわせて地域における軽度認定者や予防対象者などの予防支援に取り組みを進めてまいります。

本年度におきましても、介護予防事業、認知症対策、在宅家族介護者の支援、介護支援ボランティア制度、高齢者元気度アップポイント事業など、高齢者の社会参加を図りながら安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は、4,613万1,000円で前年度対比255万6,000円、5.9%の増となっております。

施設の適切な維持管理に努めるとともに機能保全対策の一つとして機能診断調査を行うことにしております。

次に、水道事業についてであります。

水道は日常生活において必要不可欠なライフラインであります。安全安心な水を安定して供給するため、水道施設の適切な維持管理や整備・改良に努めてまいります。

一方、給水人口が減少傾向にある中で、これに比例しまして給水量及び料金収入も減少しております。そのため、将来における経営基盤の強化や事業経営の安定化が求められる中で、国において小規模な水道事業の統合を推進しております。

本町におきましては、現在4つある簡易水道事業の統合を行い、最終的には平成29年度から上水道・簡易水道を1本化し、町内1水道事業での運営を目指しております。料金の統一化を初め事業統合に向けての取り組みを進めてまいります。

次に、水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量を給水戸数4,616件、総給水量99万5,424立方メートルを予定し、予算額を収益勘定で収入総額1億5,148万7,000円、支出総額1億3,228万円と定めております。

また、資本勘定におきましては、収入総額4,442万2,000円、支出総額1億6,578万円と定め、不足する額1億2,135万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

主な事業としましては、危機管理及び維持管理体制の強化を図るため、引き続き中央監視システム整備事業や松山配水池整備事業など実施してまいります。

次に、簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務量を給水戸数5,641件、総給水量119万8,018立方メートルを予定しまして、予算額を収益勘定で収入総額2億8,540万5,000円、支出総額2億7,593万6,000円と定めております。

資本勘定においては、収入総額1億1,719万7,000円、支出総額2億4,010万6,000円と定め、不足する額1億2,290万9,000円は当年度分の損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

主な事業としましては、宮之城地区の中央監視システムの整備事業を初め、安定供給を図るための水道施設の整備を実施してまいる予定でございます。

以上、平成27年度の町政運営についての私の基本的な考え方と各会計当初予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、予算案以外の各議案について提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」であります。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の廃止及び一部改正をしようとするため、提案するものであります。

次に、「議案第4号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」であります。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして本条例を制定するものであります。

次に、「議案第5号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」であります。

これは地方公務員法の改正に伴いまして職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町地域包括支援センターの包括支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」であります。

これは、介護保険法第115条の4第4項の規定に基づき地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」であります。

これは、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項、第115条の24第1項及び同条第2項の規定に基づき指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町地域審議会条例の廃止について」であります。

これは、地域審議会の設置期間が平成27年3月31日までとなっていることから本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」であります。これは、さつま町大野活性化センターを大野公民会に譲渡することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」であります。

これは、組織機構の見直しに伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 11 号 さつま町行政手続条例の一部改正について」であります。これは、行政手続法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 12 号 さつま町職員定数条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町の職員定数を適正な数に改めようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 13 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町地域審議会条例の廃止及び産業医を設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町長等の期末手当の支給率を一般職に準じて改正しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、給与制度の総合的見直しに伴い、本町職員の給与を改定しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 16 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、子ども・子育て支援法の施行に伴い、さつま町立幼稚園の保育料の額を改定しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 17 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立学校給食センター運営委員会の円滑な運営が図られるよう本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、介護保険事業に係る制度改正及び第 6 期介護保険事業計画の策定による介護保険料の改定に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

これは、現在設置目的に沿った利用実態がなく今後の利活用も見込まれない新川公園を廃止しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第 20 号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」であります。

これは、現在設置目的に沿った利用実態がなく、今後の利活用も見込まれない前川親水公園を廃止しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君 降壇〕

○教育総務課長（上野 俊市君）

それでは、議案の内容説明をさせていただきたいと思います。まず、「議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○教育総務課長（上野 俊市君）

次に、「議案第 4 号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条

例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前１０時４５分とします。

休憩 午前１０時３５分

再開 午前１０時４５分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

それでは、議案集の５ページをお開きください。新旧対照表は６ページ、７ページであります。

「議案第５号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第６号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それから、「議案第７号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第８号 さつま町地域審議会条例の廃止について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（杉水流 博君）

それでは、「議案第９号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第１０号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の１１ページをお開きください。新旧対照表は１２ページから１９ページであります。

「議案第１１号 さつま町行政手続条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、議案集の１２ページをお開きください。

「議案第 12 号 さつま町職員定数条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、議案集の 13 ページをお開きください。

「議案第 13 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、「議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、議案集の 15 ページであります。新旧対象表は 24 から 30 ページであります。

「議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○教育総務課長（上野 俊市君）

それでは、「議案第 16 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○学校給食センター所長（中島 敏男君）

「議案第 17 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

続きまして、「議案第 20 号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第 23 号 平成 27 年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

「議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計」について予算書と財政課作成の予算書の概要及び健康増進課作成の当初予算説明資料で説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午後１時５分とします。

休憩 午前１１時５７分

再開 午後 １時０４分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第２５号 平成２７年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算について」予算書と財政課作成の予算案の概要及び健康増進課作成の当初予算説明資料で説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第２６号 平成２７年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（前田 淳三君）

それでは、「議案第２７号 平成２７年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第２８号 平成２７年度さつま町水道事業会計予算」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第２９号 平成２７年度さつま町簡易水道事業会計予算」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は３月９日の本会議で行いますので、当日までに審議を中止しておきます。なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する審議を３月６日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第３０「議案第２１号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第８号）」、日程第３１「議案第２２号 平成２６年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第３０「議案第２１号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第８号）」及び日程第３１「議案第２２号 平成２６年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）」

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第21号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

これは、担い手育成費に要する経費及び保育所運営費、農業農村施設費、学校給食費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,253万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億5,132万6,000円とするものであります。

次に、「議案第22号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、介護認定審査会費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,191万円にしようとするものであります。内容につきましてはそれぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第21号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第22号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、議案第21号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○川口 憲男議員

2款総務費の中の地域振興費、ふるさとさつま応援寄附金事務費の中で、贈答品代を17万7,000円補正されているんですが、ほぼふるさと応援寄附金というのは今年度でおしまいだと思うんですが、全体的に前も申されたと思うんですがけれども、その応援寄附金が幾らきたのか。そしてまた、この17万7,000円が謝礼として出される分が何名の方に、そしてその寄附金に対するパーセンテージがわかっていればお示し願いたいと思います。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

ふるさとさつま応援寄附金の26年度の状況でありますけれども、25年度と比較しまして、件数としておおむね倍増しております。30件ぐらいのものが60件程度に増えております。金額につきましては、昨年は100万円単位の大口のものがありましたので、金額としては昨年には及びませんけれども、件数が増えているということでこの贈答品を補正をさせていただいたところであります。

時期的には、年末に集中して取り扱いといいますか、納付が集中しておりますけれども、年末から1月2月含めまして30件程度不足するのでということで、今回、補正をさせていただくところでございます。

○川口 憲男議員

財政課長、もう一回この、先ほど平成26年が30件ぐらい増ということですか。全体で30件ということですか。そして、年末納付に30件増えてきたということだったんですけども、年間で何件ということをお示し願いたいと思います。

それと、今、贈答品等を謝礼として出されるわけですが、金額によっても違いますけれども、平均何パーセントぐらい、1万円に対してどしこというパーセンテージがあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の考え方はどうなんですか。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

年間の収納額の状況でありますけれども、ふるさと納税につきましては、町へ直接収納される部分と、県を経由して市町村指定で収納される分があります。町へ直接指定をして収納される分につきまして、26年度の状況でございますけれども、これ1月末現在であります。現在、申込件数が61件で230万円程度の受け入れとなっております。これが25年度の状況ですと、29件でございます。金額につきましては、去年が420万円程度受け入れております。ちょっと大口がありましたので金額は去年のほうが多くなっておりますが、寄附をしてくださる人数が増えているということでございます。

それから、謝礼等につきましては、贈答品につきましては、それぞれランクをつけて送付をさせていただいておりますけれども、26年度までは5,000円までの部分と1万円まで、10万円まで、30万円以上というようなことでランクをつけて、それぞれ3,500円あるいは5,000円、1万円程度というようなことで贈答品を季節のものを送付しているところでございます。

以上であります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第21号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第21号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第22号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第22号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第32「議案第30号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第32「議案第30号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第30号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備に伴いまして、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により路線の廃止または認定をしようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第30号 町道路線の廃止又は認定について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第30号 町道路線の廃止又は認定について」は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第30号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後2時15分とします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時14分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第33「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第34「議案第32号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第33「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第34「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、神馬場寛章氏が平成27年6月30日付をもって任期満了となることに伴いまして、引き続き、神馬場寛章氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、神園洋子氏が平成27年6月30日付をもって任期満了になることに伴い、新たに、久保聡子氏を推薦しようとするものであります。

以上2件につきましては、いずれも人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。内容につきましては町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（前田 淳三君）

では、議案集の３１ページであります。「議案第３１号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（前田 淳三君）

引き続き、議案集の３２ページであります。「議案第３２号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案２件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案２件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第３１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第３１号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３１号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

次は、議案第３２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。「議案第３２号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３２号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

発公社事業会計補正予算（第２号）」、日程第３６「報告第２号 平成２７年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第３５「報告第１号 平成２６年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第２号）」及び日程第３６「報告第２号 平成２７年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算」についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第１号 平成２６年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第２号）」及び「報告第２号 平成２７年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算」につきまして説明を申し上げます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第１８条第２項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（高橋 哲郎君）

それでは、「報告第１号 平成２６年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（高橋 哲郎君）

続きまして、「報告第２号 平成２７年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告２件に対する質疑は３月２５日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第３７「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第３７「陳情について」であります。本日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月５日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後２時２８分

平成27年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成27年3月5日

平成 27 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 27 年 3 月 5 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(3) 宮之脇 尚美	1 町政運営について (1) 本町の庁議等設置規程では、町長が必要に応じて庁議を招集し、町政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、本町の行政運営の総合調整を図ると規定されているが、平成 26 年度中の庁議の開催回数と主要な審議事項について伺う。 (2) 町長は、町政運営に当たって、町民目線、現地現場主義、選択と集中ということをよく言葉にされているが、これらを実行され町政運営にどのような変化が生じてきているのか伺う。 (3) 今後の町政運営に当たって、最も重要且つ大きな課題は何であると捉えておられるのか、町長の率直な考えを伺う。 2 指定管理者制度について (1) 指定管理者制度の今後の方針については、昨年 12 月に議会で説明がなされたあと、現在の指定管理者へも速やかに説明を行うとのことであったが、指定管理者の反応はどうだったのか伺う。 (2) 説明後に町が示した方針（案）について、指定管理者側からの具体的な意見や要望等はなかったのか伺う。
2	(10) 川 口 憲 男	1 農業振興策について (1) 農業・農村の維持・存続が厳しい状況下にあるが、町の農業政策は、これまでの経緯等を踏まえ、十分だと考えるか伺う。 (2) 「薩摩のさつま」のブランドの確立に努める中で、地域特産品を活用した「6 次産業化」により、農家の所得向上を図る政策が、既に 3 年以上経過したが、その成果と今後の政策について伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(8) 新 改 幸 一	1 畜産振興策について 施政方針の中で、「さつま牛」のブランド確立に向けて、各種の政策を取り入れて努力されているが、更に「さつま牛」の産地を守るため、次の３点について、町長の見解を伺う。 (1) 県畜産共進会において、総合優勝（産地賞）を獲得するため、どのような対策を取っていかうとされているのか。 (2) 増頭対策に向けて、今後、具体的にどのように推進する考えか。 (3) 「さつま牛」の産地として、農家の意識高揚と「さつま牛」産地宣伝を目的に大型看板を作製し、主要幹線道路の町境に設置する考えはないか。
4	(12) 新 改 秀 作	1 国民健康保険事業における医療費の動向と抑制について (1) 平成２６年度の国保医療費について、どのように分析しているのか伺う。 (2) 医療費の適正化と医薬費が増える要因について伺う。 (3) 予防対策としての町の取り組みを伺う。 2 公共施設等の植栽や樹木の管理について (1) 公園や学校等の植栽や樹木の樹勢回復に取り組む考えはないか伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(7) 岩 元 涼 一	1 営農組織の育成策について 昨年の米価下落と経営所得安定対策制度の引き下げにより、農家経営は厳しいものになっている。戸別の経費削減を進める面からも営農組織の育成が進められているが、その組織自体の運営も非常に厳しいものとなっている。今後の育成策についての考えを伺う。 2 未相続農地の現況について 相続手続きがなされず、未相続のまま残されている農地が増えている。農地中間管理機構制度が導入されても未相続のままではその対象とならない。相続の推進に向けた啓発はできないか伺う。 3 地方創生策について 国は、地方自治体に地方版総合戦略作成を求めている。強制ではなく努力義務とのことだが、新型交付金に影響することから策定せざるを得ないと思うが、見解を伺う。
6	(15) 柏 木 幸 平	1 社会教育施設等の維持管理について (1) 老朽化が進んだ社会教育施設等においては、今後の維持補修等に関する修繕費増が見込まれるが、今後の対応策について伺う。 2 教育について (1) 小・中学校の土曜授業について、本町の方針を伺う。 (2) 本町の命の教育と道徳の時間の活用を伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
7	(1) 平八重 光輝	1 認知症予防について 現在、85歳以上で4人に一人が、将来的には65歳以上の5人に一人がアルツハイマー型認知症になると予測されている。アルツハイマー型認知症は、完治は難しいが早期診断で進行は抑えられることから、軽度認知症のうちに治療ができる仕組みが必要であるが考えを伺う。 2 地方創生事業の取り組みについて 東京への人口の一極集中が加速、少子高齢化が進み、地方都市の持続性が低下する問題が生じている。東京中心の経済成長モデルは限界に近く、今後は地方経済の自立と成長が重要になることから、国は自治体のまちづくりや企業の新規事業に助成を行うが、本町はどのように取り組む考えか伺う。

平成27年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成27年3月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 平八重 光輝 議員	2番 木下 敬子 議員
3番 宮之脇 尚美 議員	4番 桑園 憲一 議員
5番 森山 大 議員	6番 東 哲雄 議員
7番 岩元 涼一 議員	8番 新改 幸一 議員
9番 木下 賢治 議員	10番 川口 憲男 議員
11番 米丸 文武 議員	12番 新改 秀作 議員
13番 岸良 光廣 議員	14番 上久保 澄雄 議員
15番 柏木 幸平 議員	16番 舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君
議事係 主任 神園 大士 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日高 政勝 君	副町長 紺屋 一幸 君
教 育 長 東 修一 君	総務課長 湯下 吉郎 君
企画財政課長 崎野 裕二 君	財産管理課長 小永田 浩 君
福祉課長 王子野 建男 君	介護保険課長 中村 慎一 君
健康増進課長 四位 良和 君	農政課長 平田 孝一 君
担い手育成支援室長 貴島 晃人 君	企業誘致対策室長 高橋 哲郎 君
建設課長 三浦 広幸 君	教育総務課長 上野 俊市 君
学校教育課長 藤崎 毅 君	社会教育課長 橋ノ口 賢二 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成27年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、3番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○宮之脇尚美議員

おはようございます。27年度の当初予算を初めとする関係議案につきまして、冒頭の質問となるわけですが、町長に対する質問として2項目ほど掲げておりますが、ひとつ町長の誠意ある回答をお願いをしたいと思います。本日は、早朝から傍聴者もたくさんお見えでございますので、シンプルに質問をいたしますので、町長のほうも簡潔に御答弁をよろしく願いを申し上げます。

まず、1項目めの町政運営についてでございます。

これまで町長も2期目に入られまして、ちょうど半ばに差しかかっております。概ね財政的にも非常に健全財政運営ということで、町長の努力の跡が見えるというようなことも評価をいたしておりますし、また、町政もある程度安定いたしております、特に町長が掲げております、この幼児・子ども対策というのは、単独でも非常に充実をしているというようなことで、関係の家庭の方々というのは非常に喜んでいらっしゃるようでございます。

ただ、非常に危惧いたしておりますのが、町長の気持ち、こういう政策、施策、そういうものが職員に浸透してるんだろうかということが、若干疑問に感じるところでございます。

本町の庁議、まず、この町政運営についての1項目めでございますが、本町の庁議等の規程の中では、町長が必要に応じて、庁議を招集し、町政の基本方針及び事業施策に関する事項を審議し、本町の行政運営の総合調整を図ると規定をされております。平成26年度中の庁議の開催回数と主要な審議事項についてお伺いをするところでございます。

課長会が庁議にかかわるということでございますが、やはりこの課長会と庁議というのはおのずと性質が違うというふうに考えておりますので、そこら辺については明確な回答をお願いいたします。

町政運営の2項目めでございますが、町長は町政運営に当たって、かねがねからよく言われておりますが、町民目線、現地現場主義、あるいは選択と集中ということをよく言葉にされております。これらを実行する中で、町政運営にどのような変化をあるいはどのような効果をもたらしているのかということをお聞きをいたしてるところでございます。先ほど申し上げましたように、町長の気持ち、あるいはそういう施策、政策というのが、町民にどの程度浸透しているんだろうかということも若干疑問を持っておりますので、御回答をお願いいたします。

この町政運営の3項目めでございますが、今後の町政運営に当たって、最も大きな課題、あるいは重要かつ本町のなかなか簡単に解決しがたい問題、そういうものが想定されましたら、ぜひ、町長の、そういう感じておられることもあるかと思っておりますので、率直なお考えをお伺いをすると

ころでございます。

それから、2項目めの指定管理者制度でございます。

これについては12月議会でも、議会のほうで全員協議会の中で説明をいただいております。ある程度、10年を経っておりますので、そういう方向転換を図る時期に来てるんだらうというふうなふうに理解をいたすところでございますが。

1項目めでございますが、指定管理者制度の今後の方針については、昨年12月議会で、先ほど申し上げましたように説明がなされております。あのスケジュールでいきますと、指定管理者へも既に説明が行われたものというふうなふうに思っておりますが、指定管理者の反応はどうだったのかということについてお伺いをするところでございます。

指定管理者制度の2点目でございますが、説明後に町が示したこういう方針案について、指定管理者が何らかのそういう具体的な意見とか、要望とかなかったのか、そこら辺についてお伺いをするところでございます。内容をみる限り、非常に指定管理者側にとって、余り収益も上がっていないということをかねがねから聞くわけでございますが、そういう点も含めて質問をするところでございます。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。平成27年の定例議会が開会になりまして、まず、第1日目の一般質問ということで、ただいま宮之脇尚美議員のほうから質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の平成26年度中の庁議の開催回数と主要な審議事項についての御質問でございますが、まず、庁議等の設置規程がございまして。第1条とか第2条に、それぞれ基本方針とか重要な施策に関する事項の審議を行う、いわゆる行政運営の総合調整を図るため、庁議とか、あるいは課長連絡会を置くということになっておるところでございます。いわゆる町政の重要事項について協議をするという組織でございます。

本庁の中にはもちろんでございますが、それぞれ支所もございまして、支所間でも十分この連絡調整が行えると、先ほどありましたとおり、やっぱり施策の浸透というのが大事かと思っておりますので、こういった組織を通じながら、それぞれ伝達とか指示もいたしているところでございます。

26年度におきましては、庁議を1回開催をしております。さつま町の10周年記念式典の関係についての協議でございます。

なお、重要施策に関する事項ということになっておりますので、協議をする、その前の段階というんですか、あるいはそういう段階の中で、お互いに連絡をする、あるいは行政運営への総合調整をすると、そういう意味合いから課長連絡会というのが、この庁議規程にもありますとおり、常にこの会議を開いておりますけれども、そういう中で課長連絡会の場合は、去年が17回開催をいたしております。危機管理とか防災対策、あるいはこの川内の原発の関係、それから福祉の関係の臨時福祉給付金というのが国のほうから制度ができてまいりましたので、そういったこと等も協議をいたしておりますし、この本庁舎の建設に当たりましてのいろんな進捗状況とか、落成式をどう行うかということ、それからまた昨年末からこの論議になっております国民健康保険税、こういったこと等についての協議をいたしているところでございます。行政改革とか、あるいは地方創生とか、こういう特別なものもあります。行革は行革本部をつくっておりますし、そ

れからこういった地方創生についても、先般、本部も立ち上げたところでございますが、こういった特別なものもございますけども、これらはやはり、このメンバーというのは課長会が中心になっておるわけであります。

したがいまして、こういった役場の組織を十分活用して、政策というのは職員全体に浸透していくように、そしてまた町民の皆さん方に対しても、いろんな機会を通じまして、広報に努めているところでございます。

そのほか、月1回三役の調整会議を行っております。この中でも当面するいろんな課題がどんどん出てまいりますので、そういったことを主管課の課長も入れてですが、総務課長が入っておりますけども、それから政策推進とか、そういう担当の係もおりますけれども、そういう中で庁議を初めとしたこと、あるいは課長連絡会とか、あるいは、いろんな、先ほど申し上げました本部会議、こういった重要施策の関係についての進捗状況等の把握とか、あるいは新たな課題等についての指示を行っているところでございます。

なお、町政の重要事項とか課題につきましては、別途、新たに町長協議のルール化を図っております。関係課との協議を行うということで、こういったものがありましたら、すぐ協議事項を上げてくれということにいたしております。その中で関係課で同じ土俵の中で協議をいたしておる機会もつくっているところでございます。このようなことで重要施策につきましては、いろんな機会で審議とか、あるいは行政運営の総合調整を行っているということでございます。

続きまして、町政運営の関係での、私が選挙のときから申し上げておりましたこの、町民目線、現地現場主義、あるいは選択と集中ということをよく言葉にいたしておりますけれども、そのことについてでございますが、私、常日ごろから、町民の皆様方が町政に対してどんなお気持ちを持っていられるのか、どんな考えを持っていられるのか、あるいはどういうことを望まれているのか、そしてまた町政に何が必要なのか、どうしてほしいのか、こういったことを念頭に置きながら、常に意識をしながら、町政のトップとして努めているわけでございます。

そのようなことから、町民のニーズに的確に、また確実に対応していく必要があるかと思っておりますので、そのためにはどうしても現地現場主義という考え方を持っておって行動をしていくことが大事かと思っております。このようなことを標榜いたしているところでございます。

行政目線だけでは、なかなか行き届かない、おっしゃるとおり行き届かない面があるかと思っておりますので、こういった住民視点を掲げました背景というのは、私も長年、役場にずっと勤めをさせていただきまして、そのあとやめてから町議会議員をしばらくさせていただいて、こういった町議会議員の立場をしばらく経験をさせていただいたおかげで、やっぱり町民目線というのは、役場でずっと延長線でこういう立場を持つとれば、行政の立場では経験があまりだと思うんですけども、行政をしながら、町民の皆さんのための職場ではありますけど、やっぱり行政職員というのは、長年そういう職場でずっと仕事をしておりますと、これが当然だろうと、町民の皆さん方、こういう考え方だろうなという視点で物を見がちですけども、一旦離れてみて、町民の皆さんのところの生活を肌で感じてみますと、こう思うとったけれども、こういう考え方とかこういうやり方はちょっとなじまないなというのが確かに出てきます。

そういう面では、やはり町民の代表である町議会議員の皆さん方の立場というのは、なってみて、本当にいい職だなというふうに考えておりましたので、そういう点では非常にいい経験だったと思っております。そういう経験を踏まえて、やっぱり住民視点というのは、行政目線ではなくて住民目線で進めるべきじゃないかなというのが、いろんな考え方を町政に反映できる原点になっているのかなと私は思っているわけでございます。

それから、申し上げましたとおり、やっぱり町民の皆さま方に寄り添って、町民の皆さんが真

に何を求めているのか、そういったことを目指した行政が必要であるというふうなことで、掲げてきたところでございます。

今までも現地現場主義ということを唱えております。役場にずっと、机に座っている間というのはほとんどないですけど、ほとんど、いろんな会議がある。会議のとき、夜も昼もありますけど、土曜日でも日曜日もあります、やはり、そういう現地現場に出て行って、いろんな町民の皆さん方に、一人でも多くの町民の皆さん方に接する機会があつて、その人たちの考え方というのを肌で感じて、それを町政にこう参酌しながら生かしていく、これは本当いいことだなと思っておりますので、できるだけ役場内部の執務だけではなくて、いろんな会議に、現場に出ていく、いろんな皆さん方にお会いして、それぞれの御意見を聞く、そういう機会が大事かと思つて、こういうことで現地現場主義だということを掲げておるわけでありまして。

もちろん、私だけでなく、職員皆さん方も、役場内部の仕事ばかりで机上での仕事だけじゃなくて、やはり機会があれば職場によって違いますけれども、内部的な事務のところもありますし、外の仕事もありますができるだけ町民の皆さん方と接する機会があつて、いろんな意見を聞くというのは非常に大事かなと思っております。もちろん、役場の窓口の皆さん方も常に、外に行かなくてもそういう対応をさせていただいています。そこでも現場の立場だと私は思っているところであります。そういうことが非常に大事かなと思っておりますので、そういうことが、これから基本的なスタンスとしてやっていきたいと思うところでございます。

それから、選択と集中の関係でございますけれども、今日、非常に、なぜ合併したのかというのは、一つはやっぱり財政が苦しいから、ある程度、財政運営を豊かにするという意味合いもあったかと思うんですけれども、合併いたしましたしても、決して、財政はよくなったかという、そういうこともあながち言えないわけでありまして、非常に財政の厳しさというのはずっと、どこの市町村も続いております。

そういう状況でありますので、昔みたいに高度成長期の時代と違って、あれもしましょう、やるよと、なんでもできる時代と全く変わってきていますので、本当にできるものとできないものというのは、はっきり分けなければならない。そういう意味で、本当に町民の皆さん方が、これは大事だと、これを望んでいるということを集中的に吟味をしながら、それに集中をして財政も運営をしなければ、お金は限られているわけでありまして、やっぱり効率的な行政というのは、真に必要な行政をするということが大事かと思っておりますので、そのためにはやっぱり選択と集中をせざるを得ない、財政運営もめり張りをつけなければならないと、そのように考えてこのような形をとっているわけでございます。

おかげさまで合併以後、財政のほうも借金も減りましたし、そしてまた財政の硬直化もだんだん緩んで指数的にも改善をされてきておりますので、ただ、これでよしということはありません。まだまだ、いろんな課題がありますし、まだゆったりとなったなという感じもありませんので、引き続き行政改革は続けていく必要があるかと思っておりますので、このところでございます。

そういうことで総合的に考えますと、こういうことによって町民の皆さん方に身近な行政がしておるということで、各分野にわたりまして、この行政の総合力というのは高まってきているかなと私は考えているところでございます。

次に、今後の町政運営についての、最も重要かつ大きな課題は何であるかということでございます。どういうふうに捉えておるかという率直な意見をということであります。

今、最も重要かつ大きな課題という視点から申し上げますと、やはりこれはもう全国的な共通した課題ではないかと思っております。地方が、これだけ過疎が進む、人口が減っていく、さつま町に限ったことではないですね、全国どこもです。東京一極集中、東京圏に全部人口が集中し

て、どこも非常に社会基盤が弱まってきている。いろんな面にひずみが来ている、それは実態だと思っておりますので。やはり、いかにこれから人口が減ることを食い止めるか、少子化対策、高齢化対策ですね。こういった過疎対策というのがずっとありますけれども、どうしてもこの課題というのは無視できない、これからも、もう永遠の課題になってくるかなと思っております、今、全国的にも地方創生の中で、この問題がにわかに出てきましたので、さつま町も決してよそごとではない、同じ課題として今捉えているところでございます。こういった人口減少、少子化・高齢化対策、これが一番の最大の課題と考えております。

次に、大きな2項目めの指定管理制度の関係でございますが、この問題につきましては公共施設が、合併いたしましたしてから、かなり多いものですから、とにかく整理統合をせんといかんということで、もう今はずっとこれに力を入れてきております。今後の財政運営に大きく影響する課題でありますので、これも何とか整理統合に向けて努力をせにやいかんということ。これまでもやってきましたけども、特に、年末に議会の全員協議会でお話ししましたとおり、課題となっております健康ふれあいセンター、それから観音滝公園の施設、こういった大きな施設をどうするかということでございますので、これについては、今まで指定管理制度に移行してきましたけれども、これ以上、こういった制度をずっと続けていくかというのは非常に大きな課題でございます。

したがって、この施設のあり方というのを検討いたしました結果、どうしてもこの指定管理制度の問題から、もう一步進んだ形の取り組みをしたほうがいだろうというふうに結論をいたしたところでございます。昨年の12月お話ししましたとおりでございますけれども、この中で現在の指定管理者の意向としましては、自分たちなりの10年間の思いとか実績があるということをおっしゃっております。確かに一生懸命頑張っていただと思っております。かなうなら、この条件を変更してでも、このまま営業を継続したいという思いがあるというような、やる気のある反応をいただいております。これは本当ありがたいことだなと思っております。

したがって、このまま過ごすなら、そういうことにしましょうということには、やっぱり行政の財産でありますから、やっぱり必要な手続というのは踏まえた上で、いろいろ段階的に進める必要があるかと思っておりますのでございます。

今、行っておりますのは、両施設とも今、公募いたしております。27年度中に指定管理が期限がありますので、今の人たちが管理をしていただいておりますが、この期間内に公募をいたしまして、この施設を町の方から譲渡しますから引き受けますかというところを今、公募いたしております。全国に出しておりますけれども、マスコミとかホームページでも出しております。そういう中でどういう応募があるかわかりませんが、第一は建物を譲渡する。それから、2番目は、どうしてもないときはですね、貸し付けをする。貸し付けも有償で、なら私に貸してくださいというところは、提案あるのか。無償でないと引き受けませんというところになるのか、その辺は今後のあり方だと思っております。土地については無償貸し付けです。そうしないと、とても引き受け手はないだろうということを考えておるところであります。今でも、それぞれ施設に1,600万ずつ出しておりますけれども、これも28年から一応公募をして、受け手があれば、これもやめるということにしておりますので、何とかこの辺のこともあることを期待をいたしております。

できるだけこの施設については、過去の歴史がありますし、地域の活性化とか、いろんな狙いがありますので、そういった目的は達成をして、今のような現状で引き受けてくださいということはないですかということで公募をしているわけですので、これは全くほかのものに使うとか、一部については使わなくてもいいですよというところはありますけれども、基本的には今の施設を、

今のような形で使っていただきたいというところがあれば申し出てくださいという段取りであります。

それで、どうしても次の段階に来たら、次の段階のことが出てくるかと思っております。自分たちで今やってるから、自分たちも頑張っていこうという段階になったときには、もちろん今までの10年間の実績というものはあるわけですので、その時点になれば、当然考えていく必要になるかと思ってるところであります。

次に、説明後に町が示した方針案について、管理者のほうから具体的な意見要望はなかったかということでございます。

健康ふれあいセンターに関しまして申し上げますと、プールが、どうしても営業に影響が出てきております。営業を圧迫している一部分の施設であります。利用者はありますけれども、なかなか経営的には難しい部門であるかと思っておりますので、その部分については、あえてプールにしなくてもいいんですよということも言っております、公募の場合ですね。

それから、特殊な風呂が、この健康ふれあいセンターはありますから、こういった設備等に多額な経費が必要である点、あるいは温泉の掛け流しにすれば維持管理費への抑制につながりますけれども、泉源が一つでは不足している。やはり燃料費が高騰する、こういったことなどあります。

また、観音滝に関しましては、ほかの自治体でもこういう公募をされておりますので、やむを得ないということでは考えているけれども、誰でも公募をして可能な状況になっているのかどうか、それなりの投資も、これまでも進めてきたこともあるので、現在のスタッフのモチベーションが下がるおそれはないだろうかという気配りもされております。

説明の際に話をされましたけれども、公募を開始したのは2月の18日からで、現地説明会を開催したのは3月の2日から4日でありましたので、公募を開始後で説明等は受け付けることにいたしておりますので、今後もいろいろ御意見等はあると思っております。

いずれにいたしましても、そういう意見は十分拝聴しながら進めていく必要があるかと思っております。ところでありますが、とにかく、御本人さんたちも、さらに継続して営業をしたいという思いは感じられたところでございます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○宮之脇尚美議員

まず、1点目の町政運営にかかわる庁議等の関係でございまして。26年度は、まだ過ぎないわけですが、1回開催をされた。ほとんど課長会の中で、そういう重点事項については調整を行っているということでございますが、やはりこの規定がある以上、やはり課長会は、主たる目的というのは、行事の調整、あるいはそういう行事にかかわる連絡調整というのが主になると思います。やはり、はじめをつけて庁議に切りかえて、課長会に引き続き、庁議をやるというのが従来のやり方でありましたので、そこら辺を含めて、職員の、あるいは課長さん方が中心になるかと思うんですが、やはり緊張の度合いとか、あるいは意見の聴取とかっていうのは、これは課長会と庁議とはおのずから違ってくると、その緊張感を持って、そういうものについてはやるべきではなかろうかというようなふうに、これは指摘をいたしておきます。

私も過去に経験がございまして、やはり庁議ということで、一旦切りかえますと、そういう意見というのは、また違った面でも出てくることも往々にしてありますので、ぜひそこら辺については町長にお願いをしておきたいというふうに思います。この点については、これで終わりたいと思います。

町政運営でございまして、先ほど町長から説明もいただきました。なるほどということで、

理解をいたす面もあるわけですが、必ずしも、町長が言われるように各会合、いろんな行事等にも出席をされるわけですが、職員を含めて、その町長の思いというのが、本当に浸透しているんだろうかという、冒頭でも申し上げましたが。町の今の方向づけというのが、なかなか町民にも理解を得られていないといえますか、こういう流れの早い時代の中で、なかなかそこら辺については行政としても苦慮される点がたくさんあるかと思うんですが。先ほどちょっと、今後の課題ということで過疎化と定住化対策、人口減のそういう歯止めといえますか、そういう過疎に対する町長も思いというのをお話をいただきました。

ひとつそういう点で、若い方々がほとんど町外に出て行かれるわけですが、ひとつ地元に残って頑張ってみようというような施策というのが、もう少し顕著に見えてくれば、また、若い方々というのも目標を持って地元に残ろうかというようなこともあるんじゃないかなろうかというようなふうに思うところでございます。

特に農業関係についてはTPPを含むいろんな制度改正の中で、特に去年は米価の安値取引というのが農家の大きなダメージとなっているようでございますし、そういう部分で、やはり町長も言われておりますように、本町の基幹産業は農業だということで言われておりますが、これについては国の政策というのが、かつて、ある町長が、国が農業政策で本当に効果のある政策を上げられないのに、何で地方が上げられるんだろうかという疑問を呈していらっしゃった町長もいらっしゃったわけですが、なるほどと思う点もあるんですけども。

やはり、地方創成の時代でございます。そういう中で、ぜひ、本町のほうからも、これはということで、農業面でも一つのアクションというのを起こすべきではなかろうかと。そういう点では、町長も農政課長の経験もございますし、三役の経験もありますし、また、議員の経験も持っていらっしゃいます。こういう豊富な経験を持っていらっしゃる人材というのは、なかなか本町にはいないわけで、そういうものをフルに生かされて、ぜひ、今後、そういうターゲットを絞って農業政策というのは推進をしていただきたいというようなふうに思うところでございます。

これは何かということで、私も農業には詳しくないわけですが、町長とされては、そういう点は十分、これまでの過去の経緯とこれからの見通しというのは、いろんな情報収集しながら、お判りであるというようなふうに思っておりますので、まず一つ、そこら辺についてお願いをしたいというふうに思っております。

これは決して、今回質問をしたのは批判ではございません。やはり、お互いに町政の振興発展というのは、議会も執行部も同じであるかと思しますので、その思いを同一にしながら、その中で切磋琢磨し、あるいは大いに議論しながら、町政振興発展に努めたいというようなふうな思いでございますので、そこら辺については、ぜひ御理解いただいて、町長のほうも、さらにまた努力をしていただきたいというようなふうに思うところでございます。

次の指定管理者の問題でございます。これについては、先ほど説明がございましたように、大変思い切った今回の切りかえであったかなというようなふうに思うところでございます。これまでの経緯の中でも、私は観音滝にしても、あび〜る館にしても、お聞きしますと、余りこの利益が上がっていないという中で、譲渡をされますと一挙に、町のそういう助成金もなくなるわけでございますから、全く民営化ということになるわけですが、そういう中で本当に今後運営ができるのかなという懸念も残るところでございます。

いろいろ、町に物を言えないというようなこともあるんじゃないかなろうかと、そういうものを掘り起こして、もう少し現在の方針案についても検討を加えていくべきではなかろうかと。10年間、これまで運営をされてきた中で、町の助成金をいただきながら、何とか赤字を出さない方向で頑張っていきたいというような意向もあったわけですが、今後こういうことで民営化、

完全に指定管理者のほうに移行、譲渡されるのであれば、貸し付けをするなりして、町の助成金がなくなりますと、さらにそこら辺については、営業努力、営業というもまた表現は悪いわけですが、目的が町民の福祉の向上ということと健康増進ということがメインになりますから、ちょっとなじまない言葉にもなるかもしれませんが、譲渡してしまうと、勢い民間の事業になりますんで営業ということになるかと思うんですけども、こういう過疎化の中で、ああいう位置にありますから、非常に高齢者にとっては通にくい場所にもあるわけです。近くの方はいいわけですが、遠くからはやはり何らかの車等を利用しないと利用できないという方もたくさんいらっしゃるわけですが、そこら辺について、やはりこの指定管理者の思い、あるいはそういう弊害というのを、極力、町として取り除いていくべきではなかろうかというようなことも思っているところでございますので、ぜひ、そこら辺についても検討をしていただく必要があるんじゃないかといったふうに思います。これについては、さらに町長のお考えをお尋ねをいたすところでございます。

いわゆる、この指定管理者制度そのものが、スタートの段階で見切り発車的な部分もあったのかなという感じがいたします。当時の議会の中でも私もそちら側におりまして、議会でもいろいろ、御指摘をいただきました。ただ、どうしても法的な拘束もございまして見切り発車的なスタートになったわけですが、その当時は精いっぱいのことを行政サイドとしてはやられたんだろうというようなふうに思っておりますし、またこれまで、そういうふうに行政も精いっぱいのことをやってこられたというようなふうに思うところでございます。そういう思いというのを、また指定管理者も御理解をいただく必要があるんじゃないかなろうかというようなふうに思いますし、必ずしも行政と指定管理者の思いというのが、第三者である民間で類似の営業を行っていらっしゃる方々には御理解をいただけないというようなこともございます。

ですから、そこら辺については、お互いに、今後は単に営業ということにとどまらずに、やはり町民福祉の向上と健康増進ということが一番のメインになってくるんだろうというようなふうに思いますんで、やはり同業種としてお互いに伸びていく、そういうことも必要になってくるんじゃないかなろうかというようなふうに思うところでございますので、そこら辺について、また、町長のお考えをお尋ねをいたしまして、2回目の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

まず、庁議の関係でございます。確かに御指摘をいただきましたとおり、課長会と庁議が同じメンバーの課長でありますので、課長会の中で運営してしまうちゅうきらいがあるわけでございますので、メンバーは一緒でも、組織が、それぞれ位置づけが違いますので、庁議は庁議として正式に切りかえをしながら、運用していくということが妥当なやり方だと思っております。

また、課長の皆さん方も、庁議のメンバーとして、課長会の連絡会とはまた違った考え方も出てくるかと、緊張感とかいろいろ出てくるかと思っておりますので、それについては今後、庁議という重要な案件については切りかえをしながら協議をしていきたいと思っております。

それから、町民目線とか、あるいは、現地現場主義、これについては、なかなか、おっしゃるとおり、町民の皆さん方に、いかに、役場のいろんな仕事を周知をしていくかというのが、非常に課題ですね、今。今、行政放送で、無線でお知らせもしておるんですが、1回放送して、2回の繰り返しはない。そしてまた曜日も決まっている、聞かない。いろんな都合で聞く時間がないとか、ほいでまたもう一つは、文書でもお知らせ版とか流すんですけども、これも、いろんなものとふくそうして、なかなか目が行き届かないという面もあります。

そしてまたもう一つは、町の広報紙というのが毎月発行して、今もう全て見やすいように字体もちょっと大きくしながら、そしてカラー化をして、できるだけ読んでいただくということで、

いろんな手段を通じてやっております。それでも、やはり広報紙であっても、お知らせ版であっても、ご覧になっていただけない、徹底をしてない、放送も余り、聞き逃したとかですね、もう本当に難しいなと思っております。

例えば、いろんな会合が地域のほうであるときに、やっぱり出向いて説明をする機会があれば、直接耳で、伝えたほうが一番、わかりやすいのかなち思っておりますけど、町内全域そういうわけでも、町政座談会も、する年はいいんですけども、なかなかそういう機会も年中はないわけでありますので、本当、この辺の周知徹底のあり方というのは大変苦勞をしております。

特に会合をするから、お集まりくださいといっても、なかなか、そこまで皆さん全員がいらっしゃる機会というのはないんですね、集まりも悪いということですから、行政広報の伝達というのは、非常に難しい時代になってきております。これをどうするかというのが、今後の大きな課題と。

できるだけ、職員もですが、今回の国民健康保険税の問題もですけれども、私もいろんな会合で、機会があったら、そのときには合わせて言ったりしますけど、いろんな機会です。職員も、今度また公民会の総会が、それぞれ年度末総会というのがあったりしますので、あるいは年度初めの総会。その中に、窓口担当職員というのがおりますから、そこに研修会を開いて、今度の国保の値上げの問題もちゃんと説明してくれと、そういうことも言ってあります。そこも準備をしておりますけども、いろんな情報伝達をしていかないと、この政策の浸透にいたしましても、難しいですね、本当。選挙の時代だったら個別に回ったり、こんなことを言うといけませんけれども、個人演説会とかいろんな機会がありまして、それなりの人は集まっていたいて、わかっていただくんですけど、なかなか実態として難しいですので、また、いろんなアイデアをお聞かせいただいて、町民の皆さん挙げて、この町政に関心を持っていただいて、みんなで一緒に明るいまちをつくりましょうと、そういう機運づくりが大事かと思っておりますので努力をしてまいりたいと思います。

それから、若者の定住の関係ですね。これだけ若い人が少なくなる。要は、私は、もう働く場所があれば、今の子供たちの新卒の高校生なんかは、県外に出て行くよりも、地元で働く場所があれば地元で働きたいと、地元志向がかなり多いです。そういう志向にお応えするためには、この企業誘致とか地場の企業の皆さん方にも、何とか頑張っていただいて、あるいは農業にしてもですが、農業を振興して、一人でも雇う方が持てるように、法人化をしたり、集落営農をしたい方で、今進め方ではありますが、なかなか農業も御案内のとおりで、米の値段も昨年もあるあいう状況だったし。畜産はいいんですけども、畜産にしても、よかったにしても、飼料が上がってるっていう、経営的には非常にいいということも言えないんですけれども。新しく雇用を見つけないというのは、本当あれですね。

今、おかげさまで、ものづくりの企業さんがいろいろ連携をとりながらやっておりますけども、おかげさまで撤退とか縮小はないですから、いいんですけれども、それだけの雇用が確保されておりますし、また場合によっては、ことしも新卒の確保もあるようではありますが、そういうことで一人でも多く働く場があるように、これからも企業誘致とかそういう形には一生懸命、農業の分野についても、先ほどありましたとおり、国も農業に力を入れようということでもありますけども、何とかこういった基幹産業の振興については、これからも努力をしていきたいと思っているところでございます。

それと、もう一つの大きな指定管理の問題ではありますが、確かに今まで指定管理制度を移行をしまして、今の引き受けていただいている方々は非常に工夫をされて、一生懸命、地元に着した形で経営をしていただいております。

そしてまた温泉等については、もう町外の方まで健康づくりということで、そういう方もいらっしゃるようでありまして、料理の関係も非常に工夫をされておいしいという評判も受けております。

したがって、できたら、そういう人たちが 今、公募をしておりますけれども公募をしたら、いわゆる、民間譲渡ですので、第一段階は、おっしゃるとおり 1,600 万円の町からの補助金が全くないということになります。そしてまた、建物を引き受けたら、無償譲渡で、なら私が引き受けますとなったら、今度は新たな税金が発生をします、固定資産税、不動産取得税、いろんな登録免許税とか、物すごいお金が初期投資が出てまいります。

そういったときに、本当に将来を展望して引き受けてくれるところはあるのかどうかというところがあるかとは思っておりますが、やはり、段階を踏まえていかないと、もし、全国公募して、なら私が引き受けますよということがあるのかもわからんしですね。お隣の薩摩川内市も、甕島館とかゆったり館とか竜宮の郷というのは、全部もう無償譲渡にやっておりますけども、土地までやっているみたいですけど。うちは、土地は無償貸し付けしますよと、財産ですから。建物だけが無償譲渡しますよというところで、公募があるかどうかですね。先ほど申し上げましたような、いろんな負担が出てまいりますので、それも含めて経営をやっていきますよと。それだけのスパンがあるかですね、人口が少ない中で。そういう経営とか、ほかにも類似した施設は旅館とかホテルとかありますので、そういう中でやっていけるかというのがありますので、よっぽどの営業努力をしていかないと、これは黒字に持っていくちゅうのは非常に至難の問題だと思いますけれども、行政の施設ですから、町民の財産ですから、ただでくるっどちゅうわけには、今の段階です。土地は町の財産として無償で貸し付けますけども、そういう段階を踏まんにやいかんと。どうしてもないときは、先ほど申し上げました無償で貸し付けるか、なら有償で貸し付けるかちゅう、その段階にあるとかですね。その段階段階で見て、どうしても、もう誰もいなかったら、我々がしましよちゅうことになるかも判らんです。そうなったときには、先ほどありましたとおり、これまでの実績とかいろいろありますので、十分考えていく必要はあろうかと思っております。

○宮之脇尚美議員

庁議の関係については、今後、改善をしたいということで、了承いたします。

特に、次の町民目線の関係でございますが、行政が住民に周知徹底を図るといっても、なかなか難しい部分というのは、もう十分理解をいたします。どれだけ話をしても、どれだけきめ細かく対応しても、なかなか町民から出てくる意見というのは、それらの浸透が図られていないというのが実態じゃなかろうかと思っておりますし、苦勞されているということも十分理解いたしますが、過疎化が進行する中で、町民も行政と同じ思いをしてこういうふうな時代を乗り切っていくか、これまでのようなやり方ではなかなか、これまでのような対応ではなかなか難しいんだろうというようなふう思うところありますので、地方創生も、国も立ち上げたところでございますが、この機会にぜひまた、このやり方というのも、いろいろ他の地域ではやり方も大変な努力をされて、その成果を見ている自治体もございますので、そこら辺も参考にしながら、ぜひ対応していただければというようなふうには、これは要請をいたしておきたいと思っております。

ついででございますが、私どもも、昨年の 11 月、所管事務調査に参りました。その中で特に感銘を受けたのが、6 次産業化の問題と、それから学校の統廃合の関係でございます。6 次産業化については、国が 6 次産業化を打ち出したのは、六、七年前だろうというようなふう思うんですが、もう 30 年ぐらい前から、これを見越して対応されているところもございましたし、また、学校の統廃合では、閉校された学校の跡地の活用なくして町の繁栄はないということをベ-

スに置きながら、学校の統廃合を進めたということもございます。それなりに、その校区の住民の方々も関心を持っていらっしゃる、非常に会合にはたくさんの方々が参加をされるようになったということも聞いておりますが、これは教育委員会のほうも同行されましたので、十分理解をされていますので、また、そういう報告の機会があったら、ぜひ課長さん方にもつないでいただければというようなふうに思うところでございますし、6次産業化も同じく農政課のほうで同行されましたので、そこら辺も、また行政内部で十分協議をしながら、それじゃ本町の場合にどのような形で対応なり、今後の方針なりを立てていくかということについては、また何らかの新しい方向づけもできるんじゃないかなろうかというようなふうに思いますんで、ぜひそこら辺も生かしていただければというようなふうに思うところでございます。

そういうことで、これも要請でございますが、ただ、町長に1点だけ、原発の問題で、この周知徹底とですが、住民目線ということで、現地現場主義も言われているわけですが、原発の問題で、新聞に原発の再稼働についてはやむなしということで、長島町と、本町と意思表示をされました。9市町については、9市町の中で2町だけがやむなしということで、ほかの7市については、議会の意見なり、住民の意見なりを聞いて対応したいというようなふうな表現がございました。

住民がああいう記事を読みますと、何だ、町長は、もう意見も聞かずに、そういうコメントをしたのかというようなこともありましたので、そこら辺のコメントについては、今後十分配慮されるべき事項じゃないかなろうかというようなふうに思うところでございますので。

あわせて、今回の中央高校の債務負担行為によります助成金の問題でございます。他町も同じく、等しく助成をするんだという町長の強い意思表示がございました。これについては議会も、その債務負担行為は、もう既に議決いたしておりますので、今後の課題かと思うんですけれども、やはり、本町の子供たちが行かず、他町の子供たちを増やしていくということについても、今後の学校の存続そのものを含めて、この助成制度がなくなった場合にどうなるのかということも見越しながら、やはり行政というのは、5年後、10年後のそういう将来を見越した政策、施策の展開というのが必要じゃないかなろうかというようなふうに私は思うところでございます。

町長の思いというのは緊急避難的な対応かというようなふうに思うわけでございますし、そこら辺については理解をするわけでございますが、今後、5年後、10年後をどうするかということも踏まえて、ぜひ、また内部で検討いただければと。また、議会のほうも、いろいろまた機会あるごとに御意見もあるかと思えますんで、そこら辺の対応については十分な慎重性というものが求められるんじゃないかなろうかというようなふうに思うところでございます。

それから、指定管理者制度でございますが、町長のほうも非常に……。

○議長（舟倉 武則議員）

宮之協議員、一問一答でよろしくお願いします。

○宮之協尚美議員

はい。指定管理者は、それじゃ。

○町長（日高 政勝君）

町民の周知の対策の関係です。これからも、いかに多くの町民の皆さん方に御理解をいただいて、御協力をいただくかということが大事かと思っておりますので、いろんな広報手段、広報媒体とか手段を用いながら徹底をしていきたい。広聴広報活動というのが非常に大事なかなと思っておりますので、できましたら町政座談会をずっと、去年はしましたですけども、来年あたり、またしてもいいかなと。ことしは議会の方がされたということでもありますので、あまり重なってもあれでしょうから。そういう機会も必要かなと思っておりますので、いろんな課題もあるようで

ございますので、やっていきたいと思っております。

それから、所管事務調査で、いろいろ議会のほうもあちこち行政視察をされまして、委員長報告の中に、それぞれのいろんな提言もいただいております。参考になる御意見もありますので、そのことについては担当の課長も随行しておりますし、本当に、このさつま町にとって参考になる意見がたくさんありますので、これらにつきましては、今後の行政に生かしていきたいと思うところでございます。

それから、原発ですね。確かに30キロ圏になって、立地市町村はですけども、周辺のところまで非常に、昨年の場合、しょっちゅういろんなマスコミ、あるいは関係の皆さんのほうからいろんな御意見もいただきました。本当に、これに追い回されたという感じでございますが、要は、私どもの考え方ちゅうのは、とにかく福島のある事故があったようなことは絶対起こしてはならないと、そういうことが一番の念願でありますので、当事者である九電の皆さん方に対しても、とにかく安全を期してくださいと、それが一番の願いでありますし、私どもの終局の願いとするところでありますということは申し上げてきておりますし、九電の社長と語る会でも、これは絶対あってはなりませんということは申し上げてきております。

その上で、やっぱり私どもは、原子力に対しての知識というのは、そう持ってないわけです。国のほうも、前は原子力保安委員会という組織がありまして、それじゃ、なかなかいかんちゅうことで、改めて外郭の原子力規制委員会を専門の人たちをやって、そこで世界最高水準の安全基準を示して、これをクリアするようなことで、今もって九電の場合は、まだこの厳しい審査が終わってないですけども、それだけのことをやって安全性を期するということである以上は、我々が幾ら叫んでみたって、安全であるかって全く判らんわけですよ。やっぱり、ある程度はその専門委員会の言うことを尊重していく必要があるかと、やむを得ないなという感じのことを申し上げたところでございます。我々には判断したって、判らん中で、その判断がなかなか難しいですので、その判断に頼らざるを得ないというような意味で申し上げたところでございます。

確かに、議会のほうでも陳情、要望も上がっておりまして、議会は議会なりの判断もされるかと思いますが、そういう機会がありましたので、私はそのようなことを申し上げておりますが。

とにかく、基本的には、この30キロ圏にあったにしても、あるいは以遠にしましても安全を期していただきたい、それがもう最高の願いでありますので、これはこれからも変わらないと思っていますところでもあります。

それから、高校の問題ですね、高校につきましても非常に……。

○議長（舟倉 武則議員）

町長、残り5分ですので、簡潔に。

○町長（日高 政勝君）

難しいです。私はいろんな助成措置はします、支援策はとりましたけども、これはあくまでもこれがあつたから、私は生徒が増えるということは決してならないだろうと思っております。あくまでも地元にある高校として、いかに支えていくかということの意味合いで、従の形でやっておりますので、あくまでも高校自体が学力を高める、就職率を高める、都会にも負けんぞという形をしない限りにおいては、お金がこしこ支援があつたから、ここに集まるちゅうことは決してないとは思っております。

そういう意味では、今度の2月16日、申請、見た結果も、若干増えただけだったですか、非常に残念な気がしましたけども。これからが一つのまた課題であると思っているところであります。

○宮之脇尚美議員

町長の思いというのは、確かに理解いたすわけですが、やはり最高責任者としてのそういう言動というのは、普段はなかなか行政に関心を持たないんですが、やはりそういうものについては、非常に町民も敏感に反応しますので、そこら辺については今後とも十分配慮されるべきではなかろうかと、そういうことで指摘をしておきたいと思います。

指定管理者については、もう時間がないので、とにかく十分な協議の上で、ベターな手法というのをとっていただきたいと。いろいろな行政の言い分もございまして、また、指定管理者側の意見もあるかと思うんですが、ひとつ、その施設が最大限に有効活用されるような手法というのを、今後も努力、お互いにしていくべきであろうというようなふうに、これも要請をいたしておきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました農業振興策についてお伺いいたします。

平成26年、平成27年と、ことしも踏まえまして、町長のマニフェストと申しますか、持続可能な農業実現に、農業後継者、集落営農組織等の担い手の確保に努める。また、新規就農者の確保、農地集積を推進し、地域農業の活性化に取り組むという言葉も聞かれています。

また、一方ではJA北さつまと連携し、関東、関西等でトップセールスで販売促進を行うということも聞いております。

その中にありまして、農業・農村の維持・存続が厳しい状況下にあります。まちな農業政策は、これまでの経緯等を踏まえ十分だと町長はお考えなのかお伺いいたします。

次に、「薩摩のさつま」のブランド確立に努める中で、地域特産品を活用した6次産業化により農家の所得向上を図る政策が、既に3年以上経過しましたが、その成果と今後の政策についてお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

2番目の一般質問の川口憲男議員のほうから、農業振興ということでお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

御承知のとおり、農業・農村を取り巻く状況というのは、農業従事者の高齢化の進行、本町におきましては65歳以上が70%という状況になっております。そういうことで、これからまだまだ進行するんじゃないかと思っているところであります。基幹品目の水稻におきましては、昨年は天候不順によります減収、あるいは価格の下落など農家所得の減少が進んだところでございます。

一方、今、国内的には、対外的な問題としましてTPPを初めとした輸入への門戸開放などが迫られているところでございます。農業は本町の基幹産業でございます。美しいふるさとの景観とか、あるいは伝統芸能を育み、食の安定的な供給と農家所得の安定的な確保を目指した豊かな地域資源を核とした活力のある産業のまちを農業振興政策として掲げております。具体的な方策としましては、さつま町の農林業いきいきプランというのを定めまして推進をいたしている

ところでございます。

これまで、農業・農村の環境維持保全を図るために第3期の中山間地域等直接支払制度、こういった事業の推進、あるいは深刻化する鳥獣害対策としまして、農政課内に新たに有害鳥獣対策係を新設をいたしまして、防護と捕獲の両面から対策を強化してきているところでございます。

さらに、農家所得の向上を目指しまして、水稻や畜産を初め重点品目を定めまして産地づくりの推進と、販売支援としまして北さつま農協と連携しましたトップセールスに努めてまいっております。

最近におきましては、町内の水稻農家が「あきほなみ」で全国の銘柄米と肩を並べる優良金賞の受賞をされたということや、先日の新聞報道でも御承知と思いますが、日本穀物検定協会のところで2014年産米の食味ランキングを発表いたしました。

県北産の「あきほなみ」を2年連続で最高評価の特Aに格付されたところでございます。水稻農家には明るい情報があることと、反面、米価が米余りの関係で年々下落ということでの現実がございます。今後の農業政策というのが、しっかりと進めることが必要に迫られているところでございます。

さらに、集落営農の組織化の関係と担い手への農地の集約化を加速させまして、継続的に地域農業が発展していくように努めていきたいと思っております。

具体的には、国策を活用した、いわゆる主食用の米の偏重だけでなく、今後、これだけ食用米が価格が下がると、需要も減るとなりますと、どうしても農家所得の向上のためには飼料用米、こういった需要のある作物の生産振興というのが必要になってくるんだらうというふうに考えておりますし、国のほうも、だんだんとこちらのほうに、また力を入れてくるように変わってきております。本町におきましても、こういった飼料用の米をつくるという方向もたくさんなっておりますので、町としましても、当然こういった方向に支えをしていく必要があるかと思っております。

それから、園芸の振興につきましても、水田を活用しました米以上の収入を確保できる重点品目、例えばトマトとかイチゴ、ゴボウ、里芋、カボチャ、これらは重点品目でしております。

それから、拡大推進品目としましては、ジャンボインゲン、白ネギ、こういったことを中心に、いろんな町の補助事業も活用をいたして、面積の拡大とか農家所得の向上を目指していただきたいと思うところでございます。

お茶につきましては、今非常に消費減退と申しますか、お茶を沸かして飲む機会が少なくなっているというようなこと等がございまして、価格が低迷をいたしております。本町は優良茶の産地でございますので、引き続きこういったことも努力はしていきたいと思っております。

このほかあの農業の粗生産額の約7割というものを占めております畜産、今、黒毛和牛につきましては、一昨年あたりが全国一の競り市の価格であります。昨年も、やはりトップクラスでありますけれども、非常に優良雌牛の産地でありますので、そういった保留・導入、これも引き続き推進をいたしまして、さつま牛としての産地の維持に努めてまいりたいと思っております。

高齢化とか後継者不足、農業資材の高止まり、あるいは、一方ではTPP問題ということが大きな問題を抱えております。こういった中でありますが、やっぱり生産組織、関係機関団体一緒になって、これからも基幹産業の農林業の振興については努力をしていきたいと思っております。

それから、2つ目の地域特産品を活用した6次産業化の関係でございます。

本町にはすぐれた農産物が生産をされております。主に、町内外はもとよりであります、大

消費地を中心に流通がなされているところです。さらに農家所得の向上とか、農産物の付加価値を高めた販売を進めるために、私もマニフェストのほうに6次産業化の推進を掲げておりまして、推進をしています。これまでの取り組みは、一定の成果が出てきていると思っております。

また、「薩摩のさつま」におきましても、北さつま農協がトマトとかイチゴ、キンカン、牛肉、焼酎等の特定な品目に名称をつけまして、販売戦略を展開をしていただいております。「薩摩のさつま」というネーミングをつけておりますので私も一緒になって、県外の市場等でトップセールスに努めているところでございます。

農産物を加工し付加価値を高めるためには、どうしても原材料の確保はもちろんでありますけれども、加工技術の習得とあわせました施設の確保が重要であるというふうに考えております。本町には、鶴田の加工センターと薩摩の加工センターの2つがございます。非常に今、利用者が増えてきております。しかし、利用にも限界があるということもございまして、加工者の皆さん方の独自性のある商品づくりをしていただくために、平成23年度から農産物加工施設の整備事業を創設をいたしました。事業実績で、県単とか、あるいは町単を合わせますと、23年が5件、24年が4件、25年が4件、26年が4件、合計17件の活用がありました。事業費合計でも5,238万円の整備がなされておまして、加工品の生産に力が入っておるようでございます。

26年度におきましても、町が農産物加工セミナーというのを主催をして開催を3回ほどやっておりますけれども、農産加工者のスキルアップあるいは新商品開発、こういったことについて、毎回約30名ぐらいが受講されているところでございます。

先月の12日に、町が開催しました第3回目のセミナー。受講者が学んだドレッシング加工技術をもとにしまして、梅とかキンカン、ユズ、大根、シイタケ、ニンニク、こういった多彩な地元農産物を活用して15種類の新商品を開発され、試食も行って、全員による互評会が行われて、先生からも高い評価を受けていらっしゃるようでございます。

あと、新聞報道もされまして御承知かと思いますが、さつま農産加工懇話会というのが設立されました。より一層のさつま町の農産加工が発展し、加工者はもちろん、町の活性化につながっていくものと考えているところです。

こういったさつま町農産加工懇話会を核にしまして、農産物加工育成セミナーをこれからも開催しまして、情報交換とか試作の検討会を行って、町内の農林業者の総合的な所得向上と雇用の機会、こういったことを目指して、6次産業化をさらに進めていきたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長のほうから答弁をいただきましたが、町長、私が一番知りたいのは、このいきいき農業プランをつくられた、それから振興計画、こういうのをつくってこられた時点、振興計画は23年

ですけれども、いきいきプランはそのあとですか、これも24年の3月、その年からして、26年まで3年経過してきました。

町長の答弁にもありましたように、TPPとか、いろんな国内の情勢とか、農業を取り巻く環境が違ってきています。違ってきてるちゅうか変化してきております。その中にあって6次産業化とか、今、国でも物すごく呼びかけをしてますけれども、こういうところになってきて、本当に今までの政策が農業者の所得向上、あるいは生産拡大につながっているのか、逆に高齢化とか、あるいは担い手不足とかが農業への逆風に捉えられているような感じがします。もちろん、人口減少もあると考えますが、あえて今、国、県がとっている施策等を活用しながら、さつま町でできるといいますか、さつま町に合った政策をつくり直すといいますか、それに变えていく必要があると思うんです。私は1回目の質問じゃ、そこを町長にお聞きしたかったんですが、町長の考え方でいいですのでお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

農業振興、非常に幅広い振興にわたるわけであります。その中でも国もいろんな政策を出してきておりますけれども、よく猫の目行政と言われるぐらい、米についてはさまざま変わってきております。こういう中で、私どもはやはり農家、農業全体を見回したときに課題というのは、これだけ高齢化が進む中では10年後どうなるかというのが一番危惧をされるわけでありますので、そこはやっぱり若い農業後継者なり、あるいは担い手、多様な担い手がたくさん出てくることが一番の強みになるかと思っておりますので、町としましても認定農業者とか、あるいは担い手の確保とか、あるいは集落営農の育成とか、そういうことを専門の部署等でも進めているわけであります。まず、人あってこそだと、そういう気持ちがありますので、担い手確保に一生懸命努めているというのが実態でございます。

その上に立って、なら何をするかとなったときに、やっぱり水田と、あるいはこの畑地をどう活用するか、あるいは動植物の関係、いろいろあるかと思っておりますので、その辺をどういうふうに振興を図っていくかというのに、それぞれの分野ごとに振興策を立てて関係機関と一緒に進めているということになろうかと思っております。

○川口 憲男議員

1番目の宮之協議員の質問といいますか、答弁の中にもありましたように、この集落営農の組織化、あるいは担い手の農地への集約化とか加速させ、継続的に地域農業を発展させると、今町長もそういうような考え方を申されました。

この振興計画、あるいはいきいきプランを策定されたあと、振興計画については、ことしです、来年度、再度つくりかえるというか期限が来ているわけですがけれども、そういった中にありまして、今答弁いただきましたけれども、人口減あるいは担い手不足、そういうところにどういようなメスを入れていくのか。今までやってきた政策がそれで正しかったちゅうかその正しい、悪いじゃないんですけれどもその方向性がよかったのか。今後どうやったら、先ほども答弁されましたように10年後のさつま町の人口がどうなるのか、そこあたりに政策といいますか、農業政策、振興策に持っていかなきゃならないところじゃないかと思えます。

先週、町内をいろいろ回りまして、若い方々にもちょっとお話を聞きまして、まず、若い人たちが言う言葉の中に友達といいますか、農業にける意気込みの人たちが非常に少ないんだと。私はないじゃち思うけといいますと、やっぱり仕事がない、あるいは銭が取れないといいますか、所得がつかないという言葉は強く感じます。やっぱりそういうところに農業政策といいますか、農業の施策でそういうところに力を注いでいく、あるいは方向性を導かす方法。先ほど最初の答弁の中でおっしゃいましたさつま牛ですか、牛のことも申されましたけれども、やはり牛を

飼うとしても、新規で畜産農家になるとしても、それなら1頭から始めてどうこうということからしても、やっぱりある程度の頭数を育てるには10年、15年というような経緯がかかるわけです。これから質問をいたします「薩摩のさつま」のブランド化、このことも一喜一憂に1年で、こととして何かして、こととして生産をして、それが収益につながるかということはまったく望めない考え方じゃないかと思います。そういったところを、やっぱり私は、先ほど町長の答弁にあったんですけれども、じっくり農業者といいますか、現場現地主義のことを町民の目線でということをおっしゃいましたけれども、そこにもう一回立って、うちの農業政策はどうあるべきかということを出されることが懸命じゃないかと思っております。そういう考え方は、町長はどういうふうに捉えられていますか。

○町長（日高 政勝君）

今までいろんな農業の振興策を関係機関と一緒にやって取り組みをしておりますが、これについては常に、関係機関の農林業技術協会というのがありますので、各分野にわたってそれぞれ専門の部会を設けて、それこそ専門の皆さん方がいろんな知恵を出していろいろプランをつくるわけです。それに対して営農指導とかやっているわけでありますので、これについては何にもしなかったということよりも、こういうことを常にやっていろんな補助事業導入をしたり、あるいは担い手支援室も、専門的にいろいろ担い手の育成とか努力をした結果があるからだと私は思っております。何もしなかったちゅうことになると、また非常に衰退につながるわけですので、一番この本町の基幹産業である農林業の振興を何とかせんにやいかんちゅう気概のもとに、それぞれが頑張っているところであります。それで若い人たちが、できるだけ農業にも就農していただきたいということで、今、国のほうでも人・農地プランをつくって、また本町でもつくりながら、青年就業者をいかに確保していくかということで、いろんな制度の拡充もなされてきておりますので、そういったことも推進をいたしているわけでございます。

この牛にしましても、新たにまた対象者を、高齢者だけでなく、多頭に飼養ができるようにということで貸付制度も拡充をしまして、導入の関係についても、どこよりもたくさん補助も出していますし、いろんな手だてをしておりますので、あとはそれぞれの皆さん方のやる気だと私は思っております。それでいかに、あとは関係機関が支援体制をもってやっていくかということでもありますので、そこはもう常にお互いに連携をとりながら進めていく、このことに尽きるかと思っております。

○川口 憲男議員

町長の答弁の中で、私もこれまで何もしなかったということは申し上げてないわけです。いろんな施策の中で1つに挙げられるのが梅加工場です。梅生産組合がしている梅加工場。従来、和歌山の業者の人におんぶにだっこというようなことをしとって、農家の生産が上がらないとかいろんなあれはありましたけども、それを打破って加工場独自で生産化を開始し、そしてまた販売もつなげられていっています。

それと竹林改良といいますか、耕地林業課が進めている施策の中に、竹林整備をして、そしてタケノコ生産をして、それは今、ことしも当初の説明の中で町長が、竹のキロ単価を10円近くまで上げるということも明言されましたけれども、9円のときも非常に効果が出ております。竹林農家はこぞって整備してらっしゃいます。これは町長、2つに、何が一番そこにいっているのかというと、1次産業、梅をつくる、竹を切って竹山を整備する、これはほかの園芸、それから果樹、野菜のところでも言えるんですけれども、やっぱりそういう1次産業のところの成果が、梅とかタケノコには生産が出てきていると思います。それと、身近なところに加工所があったり、あるいは今両方とも苦労されてるのが、梅のところでも、この販売をどうしていくかということ

で、あその梅振興会の組合長さんは手弁当で、報酬もないちゅうことは語弊ですけども、もう本当に四苦八苦して我が家の仕事は置いとって営業活動に回っておられるということをされております。

これから6次産業化のところで強く申し上げますけれども、さきの答弁の中で、園芸品の中で非常に伸びてきているということも町長は申されました。ちなみに申しますと、伸びているのは、平成17年からいろいろ統計はあるんですけど、私があれしましたのはトマト、これも若干ですけども横伸びの状態、それからカボチャ、ここも最初からしますと伸びというか、生産戸数的には減少。25年にしたときには、今ブランドと呼べる農家の戸数をとりますと減少しております。最初のころ、私なんども、合併した当時のころ、イチゴはいいんだということで広く勧められましたけれども、今、半分以下になっているような戸数の状態です。

それともう一つ、ゴボウです。私の地域でも水田ゴボウというようなことで、多くの農家の方が水田に取り組みまれておりました。現在は水田では2戸、それから畑で2戸、私の地域ですけど、そういうふう当初おりました戸数からしますと相当減っております。

やっぱりこれを考えたときに、6次産業化で、町長へ申し上げますけれども、1次産業で飯が食えたら十分だと思うんです、私も。1次産業で生産性が上がったら、この上ないことだと思います。それができないから、2次、3次、そして6次産業化に持っていかなきゃならないと私は考えております。

こういったところでさつま町の農業政策ということで大きく申し上げましたけれども、いろんなところに、やっぱり農業を取り巻く環境においては、そういうふうにして少しでも農家所得を上げていく、あるいは町の財政にも影響するかと思いますけれども、そういうことをしていけないことには農家の所得は上がらないと思います。牛にしても、やっぱり多頭飼いの農家のほうは有利ですけども、そこに1頭、2頭しよったで高齢化もしてきて、とてもじゃなかどん牛はやめんにやいかんというところもあります。しかし、それに後継者がいかにして育っていくかということでもありますから、やっぱり先ほど申された水田との併用ですか、二期作ですか、そういうような対策を立てていかなきゃいけない、そこになれば、やっぱり先ほど申し上げます新たな農業政策に取り組む、あるいは持っていくような方向性が必要だと思うんですが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

非常に今の農業経営というのは、国内間は地域間競争がありますし、また、対外的にも今輸出の品が増えると、今後においてはさらに危惧をされるということもございます。したがって、やはり農家所得を上げるというのが究極の目的でありますので、やっぱり農家経営の安定を期する、そのことになろうかと思いますので、いろんな作物についても、先ほどから申し上げておりますとおり、そういう視点に立って、関係機関一緒になって営農指導等にも当たっているわけがございます。

また、町としましていろんな施策を導入をしながら、そこに結びつけていく手だてを講じております。

とにかく、いろんな気象条件も当然影響はありますし、再生産性に結びつけられるような、所得をいかに上げるかということだと思いますので、次に向かって。やはり昨年のように、ああいふ米の状態なんか例えばあるとすれば、非常にやる気が失してしまうということもありますし、何とかその辺については対策も必要ではありますし、これから本当にこの農業の関係については、やり方によっては非常にやりがいのある職ではありますけれども、非常に情勢がいろいろ、動きが激しいということもありますので、的確にそういう農産物の価格動向とか、需要の動向とか

把握もしながら、どんなものをつくってどんなふうに生産体系を組んでやっていくとか、いろんなことも考えていく必要があるかと思っております。そこを乗り越えてやっていращやるのが、今の農業経営の皆さん方であると思っておりますので、そういう面では我々も、またそれ以上のいろんな情報をつかんで、一緒になって進める必要があろうかと思っているところでありま

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、やっぱり農業が一途に、ただ収益が上がるかということ、その中には相当苦労が必要ということは重々わかっております。町内をいろいろ回りまして加工業者の方々の言葉を聞くにも、先ほど町長が1回目の答弁で申されたように、補助事業は数件があつて金額も相当上がっているんだということをおっしゃいました。私も加工者の方々に会って、そこあたりも確認をいたしましたけれども、今、会の名前はちょっと忘れちゃったけれども、そういう16業者の方々が集まっているいろんなことの勉強会をしながら、それも売り方とか、それから生産の仕方を図っていくということも聞いております。ですけど、一番最初された方が、たしか私が把握しているところでは、町が町政をしいた10年前じゃなかったかと思っております。その方も、今やっと生産コストでいきますとプラス・マイナスどうかなと、まあとんとんのところに来たかなということをおっしゃっておりますが、これから先、いかに販路を拡大していくのか、とても一加工業者ではそういうことはできませんということを申されておりました。

その中で、先ほど申し上げましたゴボウのB級品ですか、これを分けてもらって酢漬けとかいろんなのを加工して、それでいろいろ出しているということで、これだけは生産者とタイアップできて、いい結果が出てきているのかなということもおっしゃってございましたけれども。まだまだ、私、先ほど申し上げました推進品目ですか、町でブランド化をされるこういう品目を、いかにそういうふうなラインに乗せていくことができるか、またそれを先ほど申し上げました2次、3次と生かせる工夫はどうなのか。やっぱしそういう道筋は行政のほう、あるいは先ほどJAのほうの販売の支援活動をしているということも申されました。

しかしながら、JAのほうで取り扱っていただけること、もちろん1次産業でそういうことをされているちゅうことは私も知っていますし、従前、私もつくったときがあつて農協に出しとつて、そういうことをしました。しかし、これ、1次産業のところではJAのほうは力を注いでいます。ただし、2次になりますと、もう手元に持って帰ってくれというような状況で、そこで生産農家というのが次の策をどうしようかということになるわけです。

そこでこういうところに作物のブランド化をしたりされていますから、私はこれはするなとは言いませんけれども、この作物なんかをいかに生かしていくか、それが大事じゃないかと思えます。やっぱし農産物を確保して付加価値を高めて、そして生産性を上げていくということになると思います。町長もそういうような考え方だと思うんですけども、ぜひ、そこあたりのところが今後の政策に生かしてほしいし、取り組むべきと考えますけど、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

多種多様な農産物が生産をされますし、四季折々に本当にすばらしいものがあります。食の宝庫だと私は言っておりますけども、それだけに農協へ1次的に出す製品以外のものは、例えば規格外になるようなものが物すごい裾野として広がっているわけでありま。非常にもったいないわけでありま。ですので、おっしゃるとおり、加工というものを加えて付加価値をつけて、新たな製品として売り出していく、そのことが常に申し上げております6次産業化を目指しましょうということでございます。

そういうことで、今いろんな加工グループの皆さんが幾つか育ってきておられますが、できたらもっともっと流通にも当然乗せて販売促進を図るというのが生産にも結びついていくことでありますので、例えば町のほうでもいろんな物産展に参加をいたしておりますし、独自でいろんなところに出かけてやっておりますが、その場合も、こういう加工グループの皆さんたちにも出席をしていただいて、自分たちの品を、消費者の皆さん方と直接話すことによっていろんなコミュニケーションができて、また貴重な御意見も聞いて製品に反映をさせる、そういう機会にもなっておりますので参加もしていただきたいということで、今までもあらゆるところに出かけていただいております。コストはかかりますけども、やはりそういう品を宣伝をする機会でもありますし、お客さんをつなぐ機会にもなっているわけでありますので、そういう流通の取り組みの一端としてはやっているわけでございます。

とにかく、こういった6次産業化のこういうことについては、どこのところも今一生懸命取り組みを進めておりますので、行政としまして、さらに農家所得が上がるような形の取り組みというのは大事かということで今も推進をして、いろんなセミナーも開催をしながら取り組みを進めているところであります。これからも一生懸命取り組みをしていきます。

○川口 憲男議員

先ほど町長の答弁の中に、宮之協議員の質問だったんですけども、町民への情報伝達といいですか、今、広報を使ったり、無線を使ったり、あるいはコミュニ紙を使ったりしているんですけど、なかなか伝わっていかないということがありましたけど、やっぱりやりたい方というか、取り組みたいという方、非常に増えております。

先ほど、私たちの委員会の中でも、いろいろこの6次産業化、訪問いたしまして、していることは確かです。例えば行政にも投げかけました。しかし、なぜ農業振興のことを、あえてこうやって質問したかという、その形がなかなか見えてこないし、十年一昔が、あるいは三年一昔になってきているんじゃないかと、世の中の流れが。そういった中で、今までのその政策を改めていかなきゃならないところが多いんじゃないかと私は感じております。

参考のためにあれされましたから、今いろんな農家をされている方で、町の補助も受けずに自分でこつこつとやってらっしゃる方、もう町長も十分承知のところだと思います。そしてその方々を聞きますと、これはもう名前を挙げてもいいと思うんですけども、こずえそば、永野の。始められたのは三十何年前だそうです。そして、やっと思子さんが今度跡継ぎになって、御主人が早く亡くされていますけど、息子さんが帰ってきて、その跡を引き継いでいくと。農業委員会からちょっと情報を入れまして訪問してみました。農業委員会が取り組んでいます耕作放棄地、あるいは遊休農地、ここをこずえさんのほうは借りていらっしゃってちょっと手元に、私は資料を持ってくるのを忘れたんですけどもソバの栽培、それから米の栽培、これをされているそうです。合わせますと10町歩超えるような作付を、今息子さんが1人でされているということで、そば自体も、自分のところで売る以外に鹿児島市とかいろんなところに出していると、リピーターが相当増えていまして、その方々から注文が来ているという状況を聞きました。やっぱり、これが長くかかるんだなということを痛切に感じたところです。

先ほど懇話会の話もされましたけど、懇話会の方の中にも独自に米こうじやったですか、米を使った米こうじをつくっていらっしゃるところもありますし、そういうところも、もうこれからは販路をいけんすうかいということも私に申されました。

6次産業化を進める中で、原材料も、もちろん地元産を使うことが私は最高のあれだと、ベターな考え方だと思います。地元産の生産物を使い、それを加工し、そして販売ラインに乗せていくと。そういうことによって所得の向上を図り、あるいは後継者がそれに跡を引き継ぐような

道筋をつくっていくと、それがやっぱし町の発展にも伸びていくと思います。我々も委員会で研修視察をしていろんなところを学んできます。それが無駄にならないような報告をするためにも6次産業化を確立したほうがいいんじゃないかと。だから、そのための施策を、町長は三年一昔と言いましたけれども、そういうような流れの中でありますから、ぜひ取り組んでいかれるような考えを持っていただきたいと思いますと思うんですが、町長いかがでしょう。

○町長（日高 政勝君）

6次産業化をせんにやいかんちゅうことで、これは、もう何年も前から私が提唱していることでありますので、これについては先ほど申し上げましたとおり、できるだけ多くの方がこういう面に取り組んでいただきたいということでセミナーも開催をしておりますし、町単でも、そういった加工施設の整備についての助成制度も創設をしているわけでありますので、どうしてもこれからは必要となる分野になっていくだろうと思っておりますので、これはまた今後も力を入れていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

6次産業化に取り組むということはもう従前から、先ほど申し上げました5年前の振興計画の中にも明記されてますし、私の説明がちょっと足りないのか知りませんが、農業政策を、その当時と一緒でいいのか、ここは改めてそういう6次産業化に進めていくために地域ブランド化、町長がトップセールスを目指されている商品なんかに付加価値をつけた政策を乗せていく、そういうことが必要じゃないかと申し上げているんですけれども。6次産業化は、従前から言うように必要性があるということを重々言ってらっしゃいます。

それと町長、この前10周年に青森の鶴田町が来てくれました。そのときのところじゃないんですけれども、あそこは「あるじゃ」という道の駅をつくって、私なんどが行ったのが、2年前ですか、そのとき、あそこなんかでも地場産の鶴田大豆、地元でできる大豆を使った豆腐加工、それから豆腐に付随するいろんな加工、それから米加工施設もつくりまして、いろんな米に対する事業もしております、加工所をつくって。

そこあたりまで、先ほど申し上げられたように薩摩と鶴田に加工所があるんだけど、目いっぱい運営してるんだということでしたけども、こういうところを新たに、例えばちくりん館のところに出てきた品物の残り物で漬物工場をつくるとか、そばを核にして、そばを打つようなそういう施設をつくっていくとか、新たな加工場をつくるのが大変であれば、そういうところを使う方法。あるいは来年になりますと、もう学校再編が始まりまして空き校ができますけれども、調理室なりいろんなところがあるわけですけど、そういうのを活用した政策的なところができるんじゃないかと思うんですけど、そういう考え方は町長はお持ちじゃないのか。そういうやっぱり加工施設をつくっていくこと、あるいは地元産を使うこと、これが6次産業には非常に大事と思うんですけど、前もお答えいただいたかと思うんですけども、再度そういうような加工所の併設までして収益につながるような工夫立てをするという政策の考えを、もう一回お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

町内に、薩摩とか鶴田のほうに加工施設がもう整っているわけであります。それもフル活用されているようでありますので、今回は梅のほうをさらに充実をしようということで整備改修もいたしますけれども、施設整備を先にすべきことなのか、施設整備ありきでスタートしても、なら何をつくったかちいうことになる、いわゆる休館施設になってしまうちゅうことでありますから、やはりその辺は今進めておりますこういう小規模なグループではありますけども、そういう懇話会もでき上がっておりますが、さつま町として大々的に、ならやっついこうかちゅうことに

なるか、もっとこういうところをしっかりと踏まえて、今後、大型の施設が必要だなということになればですけども、施設を先につくってフル活用しないと、かえってまた議会の皆さんから指摘を受けるちゅうことになりますので、そういうことは慎重にせざるを得ないと思っております。

それで、もっともこの6次産業化というのは一挙にスタート、今スタートはいろいろやっておりますけど、なかなかこれを大々的に流通に乗せてちゅうところまで、まだいっておりませんので、まだまだこれからいろんな方々に、先ほどから言いますとおり参加をして、物はたくさんありますので、できるだけ皆さんがそれに関心持って自分もやってみようということがまず大事かなと。それでその中で、おっしゃるとおり、ならこれだけ豊富な農産物をどういうふうに工夫をして、加工して、製品として売り出すかということをもっともっとしっかりやらないと、なかなか難しい面があるのかなと思っておりますので、そこが今のところ大事かなと思っている段階でございます。

地域に根差したこういう活動も大事ですし、一方では、これだけの第1次産業のまちで、先ほどから申し上げておりますとおり、規格品外が物すごくいろんな産物にあるわけでありますので、野菜にしろ、果物にしろ、例えば有効活用しようと思ったら鶏とか牛とかいろいろありますので、そういったものまで、一つの食品産業として企業化するものを誘致できないかなというのが常に私は考えております。このさつま町だけでなく、この川内川流域全般でもいいですけども、これから第1次産業と一番結びついた企業を定着をしていけば農業の振興にもつながっていくんじゃないかなと思っておりますし、やっぱり食品というのは人間が生きてる上で非常に欠かせない産業でもありますから、私はそういう食品産業の誘致というのが、これから大きなターゲットになっていくのかなと思っておりますので、そういう面でも、今いろんなところで働きかけはやっているところであります。

○川口 憲男議員

町長、最後のところに、私が思うのが、つくったら何したらということがありますが、町長の申されましたように、例えばうちの1次産業の部類でどういうなのがあるのか、それを生かすにはどうしたらいいのか、その先に見えてくるのは、やっぱり1次、2次をし、3次にいく販路はどうするのかという時点になってきて加工所も必要になってくる、あるいは販売所をどういうふうにせんにやいかんというような流れが来ると思います。それを農業政策に折り込まれるような考え方を持っていけることが、現在は大事じゃないかなということを言おうかなと思った。今町長のおっしゃるように、私も全く加工所をつくって何やかやということではなくして、今農業生産者もいろんな言葉でおっしゃってますけども、自助、公助、共助ちゅうのがありますけれども、やっぱり、まず自分がどういうふうにして、その生産性を上げていくかちゅうことが一番農家の方々が大事だと思うんです。その次に公助ちゅうのが農業政策といいますか、町の農業政策がそれに結びついてくるんじゃないかと思っております。

ぜひ、今おっしゃったそういう加工グループで、加工グループちゅうか外部の農業に通じた生産拠点ですか、そういう誘致も、あれば私もそうしたほうがいいと思うんですけれども、やっぱりそういうような農業政策に取り組まれることがいいんじゃないかという考え方、取り組むべきと、で、こういう農業政策について町長の考えはどうですかということを、何度もくどいように申し上げております。

先ほど答弁の中に、そういう事業所でもあれば誘致するとか、いろんなことをするということがありましたけれども、そういうことはできたほうが一番いいと思っております、私も。ぜひ、そこらあたりに取り組んでいただきたいと思います。

また、町長、今、地方創生でさつま町に投げかけられている課題、さつま町が取り上げる課題があると思います。何をしていくか、何をするか。それは、先ほど庁議とか、あるいは課長会とか、いろんなところで議論中だろうと思います。さつま町が取り組んでいくべきってのは何だろうかということがあると思います。私はやっぱりこういうところで農業再生プラス観光資源の活用と、命題は大きいですが、そういうことに取り組んでいく、その中の一つに今のそれが、町長の申されたところも出てくるんじゃないかと思います。

最後になりますけど、ぜひそんな思いを、私はそういう思いを持って町長に訴えていますけれども、町長が考える中で、考えの中に、私の申し上げたこういったことは考えの中に入れられる余地があるのか、あるなしでいいですから、時間がないから、町長、お答えいただけますか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから申し上げているとおりでありますので、とにかく農業については、これからいろんな可能性というのは大きなものがありますので、6次産業化を含めたり、いろんな取り組めるところは最大限努力をしていきたいと思っているところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、8番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

お疲れさまでございます。27年度の一般質問の3番手として、私のほうから通告に従いまして質問をさせていただきます。

その前に、先般、2月の14日、15日、さつま町の10周年記念に向けて、大変立派な式典もできました。関係者、職員の皆様方の努力に感謝を申し上げまして、質問に入らせていただきたいと思います。

私の質問は畜産振興策についてということで通告をしておりますけれども、町長のほうから、今回の3月議会におかれまして施政方針の中で、豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまちづくりということで、るる方針を述べられました。その中で、特にこの畜産の関係につきましては、6行にわたって方針を述べられたところでございます。さつま牛のブランド確立に取り組んでいくという方針を出されたところでございます。そういう施政方針の中で、さつま牛のブランド確立に向けて各種の政策を取り入れて努力をされているわけでございますけれども、さらにさつま牛の産地を守るため、次の3点について町長の見解を伺うところであります。

まず1点目でございますけれども、県畜産共進会において総合優勝、産地賞といいますけれども、そのことの獲得するためにどのような対策をとっていかうとされているのか。次に、2点目に増頭対策に向けて、今後、具体的にどのように推進をする考えを持っていらっしゃるのか。また、3点目には、さつま牛の産地として農家の意識高揚と、さつま牛の産地宣伝を目的に大型看板を設置して、主要幹線道路の町境に設置する考えはないかということで、3点ほど町長の見解をお伺いいたします。

このことにつきましては、私は牛は飼っていないんでありますけれども、各種の品評会なり、町の品評会なり、郡の品評会なり、また、委員会として県の品評会なり応援に行ったときの、それぞれの農家の皆さん方が直接言われたことを要約したのを3点ほどまとめてございますので、そのことについての町長の見解をお伺いするところでございます。

1回目の質問はこれで終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改幸一議員のほうから畜産振興についてということで御質問がございましたので、3項目にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、県の共進会の関係でございますが、産地賞を獲得するための対策ということでございます。毎年9月下旬から10月の上旬にかけまして、始良の中央家畜市場で県内10地区から選抜をされました肉用牛60頭が出場をいたしまして、肉用牛の改良重点項目であります体型面と飼養管理面の改善点について審査がされるところであります。個体賞、いわゆる最優秀賞と優秀賞に区分されますけれども、その分と団体賞が授与されることになっております。団体賞には共進会成績によります地区別団体賞と、年間の肉用牛改良増殖成績と共進会成績を加えました成績によりまして、地区別団体知事賞の2部門になるところであります。

薩摩地区におきましては、さつま町と薩摩川内市、北さつま農協の3者で、毎年9月の中旬に開催しております川薩畜産共進会、ここで選抜をされました肉用牛、七、八頭を毎年、県の共進会へ出品をいたしているところでございます。26年度におきましては、8頭中7頭全てが本町からということでございます。農家とか関係者の皆様方の御努力で、多くの肉用牛を本町から県共へ出品をいただいているところであります。

しかし、県共での成績というのが上位入賞牛が少なく、団体の成績というのは、平成23年度地区別団体知事賞の優勝以来、2部門とも、ここ数年、4位から5位という成績に終わっております。

このようなことから、県共での上位入賞を目指すため、薩摩地区におきましては畜産関係の職員の連絡協議会、これは県とか市町とか農協、共済が入っておりますが、毎月開催をいたしまして、子牛競り市の反省、検討と、各種の共進会の対策について協議をしておるところです。

町の今後の取り組みとしましては、農林技術協会の畜産部会というのがございますので、そこを中心に子牛競り市ごとの共進会へ向けた優良牛の保留導入の推進、これと品評会への農家の出品協力をお願いしていくということであります。それと技術員等の関係者の定期的な育成牛管理指導の強化をしていきたいということ、それから川薩畜産共進会以降の県共の候補牛の選定と定期的な飼養管理指導の実施をしていくということ、それから育成牛農家の方、あるいは関係者への県共に対する理解と協力をお願いする、こういったことで計画的に対応をしまっている考えでございます。

それから、増頭対策に向けて今後の具体的な取り組みでございますけれども、町内の繁殖牛農家戸数というのは、高齢化の影響で前年よりも28戸減少いたしまして、現在395戸となっております。飼養頭数は、子牛価格の高騰と一貫経営、あるいは多頭農家の増頭意欲がございます関係から、前年よりも18頭多い3,245頭が飼われているところであります。

しかしながら、子牛の取引頭数というのは前年より456頭減少しておりまして、6,746頭でございました。2年連続して、年間400頭が減少している現状にあります。ということから購買者の求める市場の出場頭数の維持というのが困難な状況になりつつございます。

このようなことがございますので、県内の肉用牛生産基盤の強化を目的にいたしまして、昨年の5月23日、鹿児島県肉用牛生産基盤強化推進本部というのを設置がされております。川薩地区につきましても、本部は6月29日設置をいたしまして、県内全域でこの肉用牛生産基盤の増頭対策に取り組んでいるところでございます。

この中で町の取り組みの状況でございますが、繁殖牛の農家を対象に、平成25年12月と昨年の2月に実施いたしました肉用牛繁殖基盤に関するアンケートの結果に基づきまして、増頭意欲のある農家が80戸あります。こういうところを優先的に、県とか町とか農協を推進メンバーとする班を編成をいたしまして、戸別で巡回し、肉用牛の導入推進を実施しているところであります。3月までには80戸全戸、この巡回を終える計画ですので、効果としては、先ほど申し上げましたとおり、前年より18頭の繁殖牛が増えているところであります。

今後の取り組みとしましても、先ほどの戸別巡回で増頭をお願いするというのが一番効果的だと思っておりますので、そういう取り組みをしますが、やはり牛舎等の施設整備、これも従来の簡易牛舎の設置については3分の1から2分の1に引き上げましたので、そしてまた農協とか県とか、こういったところも、それなりの助成制度もありますので、お互いにうまく連携をとって、そういう推進を図っていききたいということであります。

そしてもう一つは、粗飼料の低コスト対策、国の補正予算で、認定農業者を対象に新たに取り組まれております畜産収益力強化支援事業というのが、いわゆる2分の1のリース事業でありますけれども、こういった事業を導入をいたしまして、家畜飼養の管理機械の装置とか、飼料収穫・調整用の機械、こういったものの導入を進めていきたいと思っております。

そしてもう一つは、家畜の導入対策でございますが、町単の優良雌牛保留導入対策事業とか和牛の導入支援事業、あるいは肉用牛の特別導入事業、こういった町有牛の貸付制度を推進しているところでございます。

また、昨年、県へ要請をしていました肉用牛の特別導入事業基金、これの増額については県のほうから、平成27年度での基金造成を41頭分863万3,000円、さつま町にやりますよということが決まりましたので、今後、一層、肉用牛の生産基盤を強化してまいりたいと思っております。

それから最後の、さつま牛の産地として、農家意識の高揚のための産地宣伝ですか、さつま牛の看板をとということでございます。御承知のとおり、このさつま牛というのが、今、全国に名をはせておりますし、適当な場所に、やはり、そういう産地でありますよという形のアピールをすることは非常に大事かと思っておりますので、これについては適当な場所を見つけて設置の方向で検討してまいります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま町長のほうから、3点の質問に対しての答弁がございました。

まず1点目の共進会の関係についてでございますけれども、私は、この共進会というのは農業者にとっては品評会、共進会というのは、鹿児島県では一番大きいのは畜産の関係、それとお茶の関係もこの品評会があるわけでございますけれども、特にこの共進会あたりで産地賞をとというのは、本当に名声を上げていくわけでございますから、大変大事になってくるんじゃないかなということを今後感じるところでございます。

実は、私は今回の畜産の関係の質問に当たって、なぜこんなにこだわったのかといいますと、私たちのまちの今の子牛生産、それからまた肥育の関係もですけれども、もとをたどれば平茂勝号が生まれたと、このことが一番原点ではなかったのかなと思っております。

平成4年に平茂勝号が大分県の湯布院で日本一になりました、23年前でございます。あのときに私は農協におりまして、山崎の農協の支所長でございまして、そのときに大分に応援に行つて、あの瞬間を今でも覚えております。皇族方の来賓のもとに、赤いじゅうたんを敷いたあの会場で平茂勝号の名前を呼ばれたときの、あの喜びちゅうのは本当に今でも忘れません。平茂勝号

が会場に上がっていくとき、そして帰ってくるとき、畜産振興会の皆さん方と平茂勝号の足が痛くならないように、竹ぼうきですっと何百メートルち、はわいて連れていく、帰ってくるときもそうしてはわいて帰ってくるという、全国の全共のあの風景を思い出すわけでございます。

あのときに、徳重学さんが牛小屋に連れて帰ってきたときに、財布を投げ出して、後援会の人に、そこあたいのうぜけんの缶ビールはすっぱい買うてけ、小屋でみんなで乾杯すいがと言われたのを今でも忘れません。

そういうことが一つの流れになりまして、その後、この地域には勝忠平とか、それから百合茂、特に近年、安福久、こういう名牛が、種牛がおりまして、私たちのまちの管内で飼育されている畜産農家は、本当にお世話になっているんじゃないかなというのはつくづく感じます。

また、徳重さんだけでなくして、管内には馬場さん旧薩摩のあそこにいる種牛、忠茂平ですか、これも大変人気も今出てきているところでございますが、また近隣市町村の旧祁答院町、この萩原さんのところにも茂久桜が人気が出てきているというのが話を聞くところでございます。

こういうすばらしい、鹿児島県の中でも種牛がいる産地、立地条件としてはすばらしい畜産農家がいらっしゃる、そういう恩恵のもとに、市場の価格は確かにこの2月の農業新聞に載っておりましたけれども、2月の相場の全農の調べでは、兵庫淡路に次いで、鹿児島薩摩中央家畜市場が2月の1頭当たりの平均価格が2番目に全国で出ているようでございますが、こういう名牛、種牛がおつてのことじゃないかなと思っております。そしてまた一方では、生産者の皆さん方は日夜努力をされて、すばらしい牛をよう磨いて市場に出荷されると、こういう流れになっていると思っております。

価格がいいから、恐らく、若干は農家が減るということの報告もありますけれども、ただ、ほかの産地からすれば、私は年をとってもこしこだけ値がすれば、まだ牛は飼いたい、牛に頼りたいという生産農家が多々いらっしゃるということも事実でございます。それはそれとして価格はいいんですが、価格とともに、名実ともに共進会で名声を上げることが、今後将来に向かって、本当に私は大事なこともなってくるんじゃないかと思っているところでございます。

そういうことで、この県の畜産共進会で、何が何でも産地賞をとるんだというこの意気込み、このところを町長はどういうふうになしながら、どういうふうな、技連会なり、それから振興会あたりに訴え方をされていこうとされているのか、そのあたりの町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、新改議員のほうから全共のお話もあったところであります。私も今まで岩手県ですか、それから長崎県のほうに、全共に出席した覚えがありますが、確かにああいう全国の、5年に1回の牛のオリンピックと言われるああいうところに出品ができるというのは、出品者の、いわゆる生産者の皆さんはもちろんですけれども、畜産関係者一同を挙げて非常に名誉なことだと思っております。ああいう雰囲気というのは、もう絶対味わえないところでありまして。やはり5年に1回のああいう目標を掲げながら、それぞれ皆さん方が一生懸命努力をして、あそこで全国えりすぐりの牛が集まって、それぞれの審査の上に入賞でもしたら、名誉この上ないことだと思っております。

したがいまして、鹿児島県の場合も、ここしばらくいい成績をおさめてないということで、県としても何とか頑張らにやいかんちゅうことで、早い機会から本部も立ち上げられて対処をされておりますし、そういうことはやっぱり県を挙げて、各市町村もですが、一緒になって取り組まんと、なかなか県だけというわけにもまいらんとしますので、このことについては、牛の産地、特にさつま牛として名声の高いところは、何らかのすばらしい成績をおさめられたら、今後また、

いろんなところにも高い評価を得て、子牛の価格も、また引き続いて高値の取引が行われるかなと期待もされております。

今おっしゃるとおり、兵庫の淡路とか岐阜とか、そういうところが上がってきておりますけども、確かにさつまの牛も、ずっといい牛が生産をされましてトップクラスには位置づけておりますけども、できたらこういう機会にすばらしい成績をとっていただくように、そのためには技連会とか畜産部会ちゅうのがありますので、関係機関が一体となってやっていかないと、農家だけでもできないことでありますし、やっぱり農家の皆さん方も大変なことです。全国まで行くと、県共にしても大変なことですから、そこは出していただく気持ちを、協力していただくということは、もう早くから準備をしていかないと、うまくいかんわけでありますから、関係機関と一体となった取り組みというのをこれからもしっかりとやっていきたいと思いますが、まずは、生産者が牛のいいものを飼っていただくと、そしてまた意欲を持って取り組んでいただく、そのことが大事かと思っております。そこが出発点だと思っておりますので、これからまた、関係機関はもちろんであります、生産者の皆さん方にもそういうことは強く、また機会を見て申し入れていきたいと思っております。

○新改 幸一議員

品評会に向けての一つの方策、町長のほうから答弁がございましたが。町長も、役場職員時代、記憶は持っていらっしゃると思うんですが、先ほど私が言いました農業者にとっての大きな大会というのは、畜産だけじゃない、お茶の問題も言いました。お茶の問題につきましても、町長も記憶にはあいやっと思うんですけれども、旧宮之城町で、お茶の宮之城、産地を守ろうということで、何が何でも鹿児島県で産地賞をとるよということの対策がとられて、宮之城の普及所に県のほうから佐藤さんという、鹿児島県では加工に向けては右に立つ人はいないというぐらいの名技術員さんを3年間、宮之城の普及所に異動してもらって、そしてお茶の産地をつくろうじゃないか、守ろうじゃないかということでやられた経緯がございます。あのときに、本当に茶工場の皆さん方、佐藤さんと一緒になってやられて、その結果が3年後には、お茶の宮之城、産地賞をとったのを覚えております。

それと一緒に、畜産の関係につきましても、一年一年、一つの気合いは入れてもなかなか、そういう賞をとるちゅうのは難しいということは、私も重々わかっているわけでございますけれども。今まで町長が申されました推進方策と、また技連会で話し合われていることにつきましては、ある程度の理解をするわけでございますけれども。

私は、ここで1点提案をしたいのが、特に、先ほど言いましたさつま町合併10周年記念になったわけでございますから、これを機会に今までと違った対策ちゅうのを1点だけ提案をしたいと思うんですが、そこあたりを町長がどんなふう考えられるのか。と申し上げますのが、それぞれ生産農家の一番の努力はもちろんなんですが、そういうことで今までやってきたんだけど、なかなか産地賞をとれないということでございますので、はいじゃどこが問題だったのか、どういう形がちょっと足らなかったのかという一つのそういう課題を見つけるという意味からして、私はさつま町の対象農家を、今までやってきていらっしゃる畜産農家、またこの品評会向けにつくっていくのかちゅうのは、それなりの中で選抜すれば、そげん何十人もちもおいやっわけでもないんですが、最終的には対象農家ちゅうのは絞られてくると思うんですけれども、そういう人だけに云々ということになると問題がございますから、それぞれ振興会あたりと連携をとりながら希望者をとって、中央家畜市場の会場において登録協会の先生の関係、特にこの登録協会、特に私は思うのは、今の北さつま農協の組合長は登録協会の会長でございますから、残り、あと任期が2年ぐらいあるんじゃないかと思うんですが、この組合長が会長をしていらっ

しゃるときを生かさんことはないと思っております。それぞれお願いしながら、そういう講師をお願いして、2カ月に1回ぐらいすれば年に6回、ここに勉強会、研修会というのを、今までと違ったものを入れ込んでいくと。そして競り市場のあそこに生産農家を入れて、そしてさつま牛の産地を守る、県の共進会に向けてやる気を出す、こういう違った意味での、今までになかったものの研修会、勉強会ちゅうのを定期的に、これはもう絶対やっていくんだと。それこそ産地賞を、ことしはとれない、来年もとれない、それでも3年目にはとれたがというような、こういう継続性を持ったこういう研修会というのもすれば、とっていけるんじゃないかな。お茶と一緒に、3年後は何か何でもとるんだというような形、そういう形がとれないものか。町長はそこあたりの考え方ちゅうのは、どんなふうの思いを持っていच्छいますか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、何事も取り組むためには覇気、士気がないと進まないということがあるかと思えます。県の茶業振興大会、これも宮之城町で、私が農林課長のときにありまして、そういうことは覚えておりますけども。本当に農家は少ない面積の中で、県の大会で産地賞をとるちゅうことは、非常にすばらしい出来事だったなと思っております。指導者の佐藤さんも、確かにすばらしい人が来ていただいて、農家の皆さんが忠実に努力をされたおかげだと思っております。

そういうことで、おっしゃるとおり、畜産の産地賞をとる、そういう意気込みを示すための研修会とか勉強会をとということでございますが、これは、さつま町だけの問題でなくて、この辺もやっぱ流域の薩摩川内市とか、あるいは伊佐市、一体となった形で、農協さんはもちろんですけども、そういう中で三者協議会ちゅうのがありますので、そういう中で話題にしていくとか、そういう意気込みを伝える機会は設けていきたいと思っております。やはり、主体となっていくのは農協さんでありましょうから、その辺の考え方をしっかり、こちらとしては、こういう御意見をいただきましたよということはお伝えをして、意見として申し出をしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○新改 幸一議員

共進会の関係につきまして、それぞれ質問もして、町長のほうから答弁もいただきましたが、この関係について、もう1点だけ要請をしておきたいということが1点ございます。

と申し上げますのは、県の共進会とはまた別なんですけれども、各所の品評会に出品者の農家の皆さん方から幾人かの御意見を聞きました。それは何かと申し上げますと、町の品評会なり郡の品評会、いろいろ品評会あるわけでございますけれども、それぞれ技術員の皆さん方が地域を回って、おたくの牛はいいから今回の品評会に引き出してくれという相談をされて、農家が家畜市場に積んでいくと、ほんで、お互いに牛を磨いて審査場に出していかれるわけでございますけれども。品評会の流れが、見ておりますと、それぞれの出品番号順に並ぶわけですが、それから入れかえがあつて、そして第1審査場、第2審査場に牛が残っていきます。そのあと、その第

1 審査場、第2 審査場に残れない牛、牛は出品はしたんだけど、なかなか上に上がらなかったということで、技術員のほうからマイクを通じて、第1 審査場、第2 審査場に残った牛はそのまま残ってくださいと、あとの牛は大変御苦労さまでしたと、つなぎ場に連れて帰って、ゆっくりと牛を休ませてくださいという放送をされます。

その第1 審査場、第2 審査場に残った牛はなんですが、審査場から、もう帰っていいですよと言われた農家が言われる言葉が、せっかく牛を引っ張って品評会に出してくいやんせとゆたっじやったんで、引っ張ってきたっじやったんで、上に上がやならんかったどんかんワンポイント指導をしてほしいんだと。せっかく持ってきたんだから、おたくの牛は背がなえてるから、これはやっぱり、かねへいぜい、家の庭で3 時間、5 時間、今まで以上に立たせとか、それから前駆がちょっと悪いから濃厚飼料を与えなさいとか、そういうもろもろのワンポイント指導をしてほしいんだという出品者の願いがありますので。このことは、もう以前に担当課長に現地で言っておりますから、恐らく技連会のほうにはつなぎが行ってると思いますので、今後はそういう各種の品評会で出品者が牛を品評会に運んだあとの、満足して帰れるような品評会にしていきたいと、そのことを1 点要請をして、この品評会の問題については終わりたいと思います。

続きまして、増頭対策に向けてなんですが、それぞれ答弁もございましたけれども、この増頭対策で、もう1 点、畜産農家から言われたのがございます。その中で1 点、済みませんが、担当課長で聞きますけれども、この町有牛貸付制度の限度額、4 5 万ですか、今。そこの確認をちょっとさしてください。

○農政課長（平田 孝一君）

貸付金額につきましては、現在、最高4 2 万までということしております。

○新改 幸一議員

限度額が4 2 万と今、説明がございましたが、この町有牛の貸付制度、大変ありがたいわけでございますけれども、町の貸付制度もですが、農家が言われるのは、農協有牛の貸し付けの問題もあわせて言われましたけれども、これだけ子牛が高くなってきましたと、4 2 万というこの貸付限度額がもう合わんのじゃないかと、増頭はしたいけれども、貸付限度がそれじゃ、とてもじゃないという。これをせめて6 0 万ぐらいに上げてもらえなれどかいというような御相談がございました。

それともう1 点は、この貸付制度で保証人を立てなさいという一つの決まりです。保証人ちゅうのは、事の流れからいけば大事なことなんですが、農家の言われるのは、そこの保証人の担保の問題を改革ちゅうか緩和をして、農家が言われるのは、その保証協会に加入して負担金を納めて、それで保証担保を代替できるという形にしてもらえないでしょうか。とにかく今その畜産農家が言われるのは、増頭はしたいんだけど、保証人のところになってきたときに、頼めち言われたときに、手を合わせて私が今度はこうして貸付牛をお願いしますから、増頭しますから、おはんな保証人になってくいやんせちゅうお願い事ごとが大変苦しいんだということ、ここが一番ネックなんですと。ここが取っ払ってもろうて、そういう保証協会制度のほうに利用さしていくような形で流れができていけば、必ずや畜産農家は、また増頭するんだというような言い方をされましたもんですから、この点については町長の見解はどんなふうに持っていращやるものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

貸付牛については4 2 万円でありますけれども、確かに平均価格は6 0 万を超えるところに来ております。ただ、5 年償還ですけれども、これが仮に6 0 万ぐらい上げたときに、5 年間ですから、これが延長になっておりません。返済がかなり難しくなるかなと思っておりますので、一

方で、上げたときに滞納が増えて、例えば運用が次の方にもうまく回らないという事態も考えられますので、やはり適当な額というのは、維持をしなければいかなのかなと思っているところで。

これがずっと、まだまだ上がるようなところがあれば、これが今は全国的に子牛の頭数が減って、価格も当然として上がってきておりますけども、これがしばらくは続くかと思っておりますけども、また一時的にダウンをするということも考えられるところですので、しばらくは様子を見る必要もあるかなと思っております。とにかく、上げることは、それだけ間差がなくなって増頭をしやすいという面は確かにあろうかと思っております。

一方で、いろいろ保留とか導入に対しては助成措置も手厚くやっておりますし、特に、認定農業者の方なんかは5頭までとかやっておりますから、そういうところもうまくかみ合わせていただければありがたいと思っております。

とにかく、上げた場合に、一方ではそういう滞納というリスクも、当然と公金でありますから、考えていかなければならないというのがあります。

それと、確かに保証人を見つけるということも、御相談の仕方も非常にやりにくいところもあるかと思っておりますけども、やはり公金であります。過去においてもそれがうまく返済をされずに、そういう困った事態もありましたので、その辺は確実に担保をとることが、やっぱり町民の皆さん方の税金の中での仕事ですので、御理解いただければありがたいと思っております。

また、この保証協会の関係については、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○農政課長（平田 孝一君）

保証協会の関係でありますけれども、私ども、借り入れの際に、やはり畜産農家の方が保証人を頼むのがネックだということで、保証協会のほうに保証をお願いできないかということを調べた経緯がございます。ただ、町としては物品を貸し出すということで、貸付金じゃないというようなことで、保証協会のほうでは引き受けかねないというような御返事をいただきました。そういう経過がございます。

○新改 幸一議員

保証協会の関係はそういうことで、協会が引き受けられないということであれば、もうそれはやむを得ないことでございます。農家のほうにはその旨、また私のほうから伝えますので、こういうのが現実には畜産農家のほうからの要望としてあったんだということを御認識していただければありがたいと思っております。

それと、この増頭についてもう1点なんですけど、実はもう1件相談を受けたんですけども、鶴田の肥育センターの活用関係、この関係についても、町長の見解をお伺いしたいんですが。あそこは合併前の鶴田の土地だということ、そしてまた鶴田の肥育センターもJAさんもあそこは引かれて、中津川にもう集約されましたから、今空っぽの状態でございますからあの鶴田の肥育センターに管内の大型畜産農家が生産牛150頭規模増頭して、あそこに入れたいんだと、そのことを早くからお願いしちょっどんかん、なかなか返事が来ないというようなふうの苦情的なことも言われまして。

ここあたりも、今言っておりますように増頭運動を言っているのであれば、関係機関と一緒にあって、関係機関ちゅうのは農協なんですけど、ここと一緒にあって早く支援をして、どうぞ使ってくださいちゅうような形のほうが、私は畜産振興にも大変寄与するんじゃないかというふうに思うんですけども、ここあたりの状況は、町長はどんなふうに捉えていらっしゃるのかをちょっとお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

ここの土地の問題も含めて、以前もずっと懸案になっておる土地が公設市場の関係、それから

ライスセンターとここですね、こういうことでずっと今も協議を進めてきておりますが、ここの鶴田の肥育センターについては、御案内のとおり町の土地を肥育センターとして、鶴田町の時代に貸し付けをしてありますけど。そういうことも含めまして、今の公設市場の土地が農協有地、ライスセンターが町、それから肥育センターも町ということで、お互いに何かその辺の解決をせんにゃいかんなちゅうことで、ずっともう長年の懸案になっておりますので、先般、組合長と話をしまして、一応前向きに検討しましょうということになりましたので。あとは実測等をしまして面積を確定せんにゃいかんだらうということで、そういう事務的な手続に入っておりますので、それが明らかになり次第、そういう手続を踏まえていきたいと思っております。その時点で、また全員協議会のほうには明らかにしていきたいと思うところです。

そういうふうになりますと、農協さんとして、先ほどあったような利用のことができる可能性が出てくると思っておるところであります。

○新改 幸一議員

鶴田の肥育センターの活用につきましては、今説明があったとおりでございます。ある程度理解します。ぜひ、早目にそういう結論を早く出して、行政もそういう大型農家の支援をやっていくということの流れに乗りますように要請をしておきたいと思います。この関係につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、さつま牛の産地としての農家の意識高揚と、さつま牛の産地宣伝の関係で大型看板を製作して主要幹線道路の町境に設置していただきたいということなんですが、答弁では、設置場所の適地を検討して、前向きに取り組んでまいりたいということで、前向きにということですから設置するというようなふうにとるんですが。

実は私、伊佐の針持の小学校のこっちに大型看板が出ております。「全国に誇る和牛、い～さ伊佐牛」って立派な牛が描いちゃって、ここの下に書いとるんですが、平成7年度肉用牛生産安定緊急対策事業である看板をつくっていらっしゃいます。平成7年ですから、20年前です。これを私ははかりに行ったんです、巻尺を持って。看板がこれは3メートル50あります。縦が3メートルでした。これをはかりに行くときに、朝、交通事故に遭いまして（笑声）追突を受けて、軽トラックが、2年前に買った車が後はもうぐゅわらなりまして、本当にはがゆしてはがゆして、のさんかったんですが。今、病院に行かたです、むち打ちで、そういうことなんですが。看板はそういうこと。

それと、我がまちに大きな看板があるのは、青果市場の前に出ておりますね、「天皇賞に輝くさつまの牛」ということで、牛を描いて、そして文言が「世界ブランド、天皇杯受賞、鹿児島黒牛」ということで入って、これを立てたスタッフが立てやったそのお金の出どころだと思うんですが、薩摩郡和牛育種組合が立てていらっしゃるようでございます。それと、あとJA北さつまということで看板を描いてございましたけれども。我がまちには、産地でありながら大きな看板ちゅうのが、目新しいのはこれが1点でございます、先ほど言いました伊佐のこういう看板なんかちゅうのは、平成7年、20年も前にこういう緊急対策事業を使って設置されておること、私もあそこを見て、うちもそういうのができなかったのかなということも、あとで、我がで考えたところでございました。

やっぱり今、合併してさつま町になって、さつまちゃんもどんどん活躍もしております。さつまちゃんと牛と絡めて、いろんな形でまちのアピール、さつま牛の産地のアピールちゅうのをしていただきたいということで、こういう大型看板も申し上げました。

私は、自分なりに今回の質問で思っているのは、主要幹線道路といいますけれども、これが私が思っているのは、川内から来るのが1本、東郷の境、それから入来峠を来る入来町との境に

1本、それから祁答院町との境、木洪のあの辺に1本、それから永野から来る、空港から来るあっちのほうに1本、それから大口のほうの境に1本、それから出水のほうの、町長げえのかしたの平川の紫尾山のあそこに1本、6本ぐらいいはやっぱり立ててほしいということを要請したいわけでございます。

ほんで、いいのをつくればいいなりに、看板はお金をかくりゃ、たくさん、それなりにできると思うんですけども、できれば両面使って100万ぐらいのを6本っちゅうことは600万、こういうお金を地方創生事業絡みに、今から出てくるこういう制度の中身を精査勉強されて、そういう事業にのしてできないものか。そういうのができれば、早く設置していただきたいということを思うんです。

特に、その看板の文言も、私は思うんですが、「牛を飼うならさつま町で」ということで、地区外の方も、こういうすばらしい地域ですから、試験場を卒業されたり、牛を飼いたいんだがさつま町で飼いたいと、そういう誘導をする、そのことも大事じゃないかと思っております。地区外からの方を、後継者をここにそびき込むと、それは、今さつま町が持っております定住対策事業との絡みもあわせてやれば、牛飼いに来てくいやっ人はおいやとじゃなかどかいなという気持ちも持っている一人でございます。

そしてまた一方では、「牛を飼うならさつま町で」というその飼育をする方もなんですが、その看板の書き方によっては、一つの案なんですが、県外から来られる購買者が牛を買いに来られます。そのことも文言を入れて、牛をかうならさつま町でというのが飼育の「飼う」と牛を買い付けにくる「買う」も、さつま町を入れて、そういう宣伝をやっていただければ、また産地が生きてくるんじゃないかということを考えるんですけども、ここあたりの感覚を町長はどんなふうに思っているものなのでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

牛に対する熱い思いを語っていただきましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、確かにさつま牛の産地でありますので、そういうアピールをする場所というのは必要なと思っております。

ただ、町があまり先にやると、JAさんが何ち言わっどかいと思って、薩摩川内市もありますし、伊佐もさっき言われたとおり伊佐牛って言ってますから、その辺のところをJAとしてどう統一できるのかという問題もあろうかと思っておりますので、その辺は関係機関一体となつての取り組みというのが効果を現すと考えておりますから、その辺はまた関係機関と十分協議をしてみたいと思います。

○新改 幸一議員

言われれば、そういう面も、せっかくJAは合併したわけですから、そういうのも言われると思います。一概にはいけないのかなと危惧するところもございますが、ただ、本当にさつま牛、平仮名のさつま牛の産地宣伝ということになりますと、もうそういうことを言っちゃらんじですな、どんどんどんどん先に、私は走ってもいいんじゃないかなというふうに感じます。

ある県の畜産関係の仕事をされた方で、今はもうやめていらっしゃいますけれども、言われた言葉がございます。「伸びる産地はやるのが早い」ということを言われました。とにかく、産地を守ってさっさいさっさい行く産地は、本当にやるのが早いよと、こういうことも言われた言葉がございます。ですから、ここあたりもぜひ中身も検討しながら、伸びる産地はやるのが早いという言葉にのっとなって、早くこういうのに着手していただけるように要請をするところでございます。

そういう形の中で、最後になりますけれども、今まで私が申し上げました、るる質問いたしま

したけれども、町長の答弁もございました。今までの町長の答弁もある程度は理解するわけでございますけれども、この看板については、町長の、私たちの任期もあと2年なんです、町長の残り2年、後半の中で、この看板を、どうしてん、我がの任期中にはいけんじゃってん設置すつどという気持ちを持っていच्छるものか、それを超えて、まだ先を見込んだ形の中の前向きなのか、どっちを、町長の考え方を、取り組んだほうがいいのか、そこあたりの町長の考え方をちょっと教えてください。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、6カ所ということで、確かにさつま町は、この入り込みはたくさんあるところですから、やっぱり効果というのはどこがええかというのは、一挙に6本も立てるわけいかんち思いますので、そういうことも考えたり、さつま牛というのは、この地域一帯のものでありますから、やっぱりJAさんが前面に立ってそういうのをアピールせにやいかんと私は思っております。それに対して、なら行政がどう支援するかということにならんといかんち私は思ってますので。それで、薩摩川内市がある、あるいは伊佐市もあるということですから、やっぱりJAさんが一体となった農協でありますし、広域合併をした流域の農協でありますから、そういう中の中心になるべきはやっぱりJAです。ほいで、そういう中で、行政が共にやりましようちなれば、一番理想的なPRの効果だと私は思っているんで、そういう方向で進めてまいります。

○新改 幸一議員

私は、この看板の設置については、今町長の言われるのも理解します。お金も要るわけですから、あとの維持管理を含めて、10年先、15年先、20年先を考えたときに、設置したあと、ここあたりを考えたときに、振興会あたりとも十分議論をしながらお願いして、私は子牛を出荷したときに1頭50円ぐらいは、その看板維持管理費みたいなふうにもらって、一つの次の看板がすしけたときにまた塗りかえもできるような、お金もいただけるようなのも振興会あたりも話し合いをされながら進めていけば、将来的にさつま町のそういう宣伝もなるんじゃないかなちゅうのも1点考えておりますので、そこあたりもぜひ検討もお願いをしたいと思っております。

もう1点、全体を含めて看板のことじゃないんですが、それぞれ、先ほど町長のほうから農家のはまり、それから技術員の頑張り、そういうことが畜産だけじゃない、いろんな作物にも同じことなんだということを言われましたけども、1点、私は町長に指示をしていただきたいのは、技連会で畜産部会とか水稻部会とか園芸部会とか、それぞれいろいろ技連会の中での部門がございます。年間、何回かそういう会議をされながら、振興方策、課題問題を見つけて技術員の皆さん方は話し合いをされていると思いますので、そういう問題、課題、方針をまとめ上げたやつをせめて上期に1回、下期に1回ぐらい、我々議会の16名に全員協議会あたりで、みんな任期中、議員の皆さん方は得意分野ではなくても、第1産業、農業振興ということについては関心を持っていच्छると思いますので、そこあたりを、ぜひ上期・下期で1回ずつでもええですから、そういうことを指示していただくような考え方、そういう指導は町長のほうは考えていच्छらないものでしょうか、ちょっとそこあたりの考え方をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

非常に議会の皆さん方については、あらゆる分野にわたって熱心に御協議をいただいておりますし、いろんな提言もいただいております。こういう畜産の関係。特に、今、牛については、農業の中でも元気のある作目の一つであります。したがって、技連会のほうで畜産部会というのがあります。その中でもいろいろ協議もさしてもらっておりますけど、機会がありましたら、そういう語る機会でいろいろ意見交換する場があればありがたいと。議会として、そういう申し出をいただければ、技連会でも検討する余地はあるかと思っております。

○新改 幸一議員

そういう流れのほうで、ひとつ要請をしておきたいと思います。

最後になりましたけれども、とにかくさつま町の産地を守ること、るる質問をしましたけれども、最後に何といいましても、お互いが元気で牛を飼うということになります。それと、私は一番重要なのは、この地域から絶対に伝染病は出さないんだという、口蹄疫を出しちゃいけないんだという、このお互いの伝染病についての認識、ここあたりも、本当に口を酸っぱくお互いに言いながら、さつま町管内から絶対に出ないような流れというのも大事かと思うので、ここあたりも含めて、今後の振興に頑張ってくださいように要請をして、私のほうの質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、12番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

私は、通告に従いまして、次の2点について質問します。

本町の国民健康保険事業の運営については、これまで議会、執行部で議論され、その改善策について要望してきたところであります。今回、保険税の引き上げに伴い、町民に、広報さつまに特集を組んで、現状を周知、理解を得たところでありますが、本町の医療費の動向と医療費の抑制について伺う。

1点目、平成26年度の国保医療費について、どのように分析しているのか伺います。

2点目、医療費の適正化と医薬費が増える要因について伺います。

3点目、予防対策として、町の取り組みを伺います。

次に、公共施設等の植栽や樹木の管理について。

1点目、公園や学校等の樹木や植栽の樹勢回復に取り組む考えはないか伺います。

1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員のほうから、2項目にわたりましての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険事業における医療費の動向と抑制についてでございます。

26年度の国保医療費の分析でございますが、平成27年の2月診療分については4月の支払いということで、これをもって26年度分会計が終わるということになるところでございます。

現時点での医療費の金額となりますが、消費増税及び診療報酬改定等の影響もございまして、平成25年度と比較をしますと約1億4,600万円、約7.2%の増加となっております。

内訳につきましては、国保総合システムによります医療報酬明細、いわゆるレセプトで比較をしてみますと、月額100万円以上の請求があったレセプトが285件と対前年度比較をしますと38件増えております。このうち、300万円以上が13件、中には500万円以上というものも含まれております。例えば、一例を申し上げますと、月額、今500万円と申しましたけれども、この医療費の場合は人工透析とか、あるいは心臓病の血管を広げる手術でございますけれども、人工関節手術というものもあります。こういったものが500万円以上超えるということ

です。

受診者は本来3割の150万円の負担となりますけれども、ただ高額療養費という制度がありますので、住民税の非課税世帯の場合であれば約146万円の払い戻しを受けることになります。3割の150万を払っても、146万円は戻ってくるということ、高額療養の関係ですね。実質、保険者であるさつま町が残りの約496万円の支出が生じると、こういう仕組みでございます。もちろん、このうちに国庫補助金とかがあるわけでありまして、そういう仕組みであることを御理解いただきたいと思います。

次に、医療費の適正化と医療費が増える原因でございます。

医療費が増える原因としましては、要因であります。他の自治体と比較しますと、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、こういった病気の生活習慣病ですか、こういう患者が県平均よりも多くなっております。入院外来の全体医療費の上位を高額レセプトとなります慢性腎不全とか統合失調症、糖尿病、こういった病気が占めておりまして、全体の約23%となっております。約4分の1近くですか。

また、100万円以上の高額レセプトが年々増加傾向にありまして、年間二、三十件ずつ増えてきておる状況にあります。

医療費の適正化に向けましては、レセプト点検、後発医療薬品の利用促進、重複・頻回などを予防するような取り組みを行っているところでありますが、レセプト点検においても平成25年度におきましては資格の関係、あるいは診療報酬の内容点検の調査によりまして968万6,000円の過誤調整を行ってきております。これだけ点数が高く請求がされたということです。

後発の医療医薬品であります、いわゆるジェネリックの利用促進をしていただきたいということとお願いしております。こういった促進としましては、自己負担額の削減額を記載をしました差額通知書の送付を行ってきております。

ことし1月から運用開始されました効果測定の実施システムによりまして、平成26年度で約260万円の効果が出てきております。いわゆるジェネリック使用というんですかね、こういう形でこれだけの医療費が節減になっているということです。

次に、予防対策としての町の取り組みについてであります。

予防対策としましては、これまで特定健診を強力に推進をしてきております。早期発見、早期治療によりまして、生活習慣病の抑制を図り、被保険者の健康増進を図ってきているということです。

平成25年度の特定健診受診率は、関係者の皆様の御協力をいただきまして72.4%、県内では2番目、健診対象者1,000人以上で見ますと1番です。全国では10番目、人口1万人以上の市町村では実質1番ということでございます。また、平成26年度、現時点での受診率は71.9%となっております。

昨年度から予防とか健康管理の推進に関する新たな取り組みとしまして、健診結果、あるいは医療受診の状況等のデータを活用をいたしまして、医療費及び疾病の分析等を行って保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の策定を行ったところでございます。今後、この計画に基づきまして、保健指導が必要な対象者を明確に絞り込んで、被保険者の重症化を防ぐ、そういう予防対策、あるいは生活改善につながるような個別の面接中心型の保健指導に切りかえていきたいと思っております。この取り組みが脳血管疾患とか糖尿病性の腎症、人工透析、虚血性心疾患、こういった予防につながって、結果的に医療費の適正化につながるのではないかと考えているところでございます。

次に、公共施設等の植栽と樹木の管理の関係についてであります。さつま町におきましては、平成18年に景観形成団体としまして県の指定を受けておりまして、豊かな自然環境の保全に努めております。通常管理としましては、公共施設の清掃業務管理委託というのを町のシルバー人材センターに委託をして樹木の剪定等を行っておりますし、あるいはまた、必要によって施肥管理も行っております。ということで、保全管理あるいは回復に努めているところであります。

今年度におきましては、桜の名所であります帝釈天公園、それから宮之城文化センター、この複数の自然木であります桜の木が倒木が発生をいたしておりますことから、樹木医に診断をしていただきました。この診断の結果は、非常に倒木等の危険度が高いというものもございましたので、これについては伐採をしまして、そのかわり新たにまた植栽も行いながら、次の景観保持に努めてきたところであります。

今後におきましても、専門家の意見を聞きながら土壌改良など適切な処置を行いまして、樹木の樹勢回復、また病害予防とか、老朽化による回復の見込みのない樹木については、倒木等の事故が発生しないうちに計画的に更新を行うということに努めております。また、安全面ということも一方では考える必要がありますので、そういった対応をいたしたところでございます。

とにかく、こういった桜の名所にもなっておりますので、早くそういう復元ができるような努力もして環境整備に努めていきたいと思うところであります。

以上であります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

学校の関係でございますけれども、学校の敷地内にある樹木につきましては、植樹されてから100年を経過したものも多く見受けられまして、この町の名木古木百選に選ばれているものもあります。29本、9小学校、1中学校で選ばれております。

しかし、これらの中には樹勢の衰えが見受けられるものもありましたことから、昨年4月に全小中学校に対し、樹木医による診断が必要な樹木について調査を行った結果、町内の3小学校、紫尾小、永野小、中津川小でございますが、調査の要望が出されたところでございます。調査の要望が出された樹木につきましては、公益財団法人かごしまみどりの基金による名木・古木等緑の文化財保全事業を活用しまして、樹木医による診断を行っていただきました。

診断の結果では、紫尾小学校の樅の木のみが保全対象となっております。日本樹木医会の施工により、本年4月末までに保全工事を実施することで決定を受けたところでございます。

他の2小学校の樹木につきましては、保全工事の緊急性は認められないということでございまして、診断の結果、腐った部分や枯れた枝等について適切な処置を施すよう指導があったところであり、これにつきましては専門の業者や、あるいは学校用務員による共同作業などにより対応をしてみたいと考えております。

植栽や樹木は、環境教育あるいは情操教育、緑陰読書等にも活用でき、学校教育において大事な要件であると認識しております。今後におきましても、昨年度、調査の要望がなかった学校とも連携を図りながら実態調査を行い、該当の樹木があれば、当基金事業を有効に活用しながら樹勢の回復などの保全管理に努めてまいりたいと考えております。

また、学校においても、時には職員、児童生徒等の共同作業により、できる範囲で肥料をやるなど、その保全管理にも努めるよう指導してまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○新改 秀作議員

ただいま答弁をいただきました。平成26年度のデータが、まだ全部は出てきていない状況ではあるのですが、26年度も医療費、25年度の比較で1億4,600万円、7.2%増ということになっておりますので、多分上昇の傾向であるとしているようであります。25年度のデータを見ますと、1人当たりの医療費が43万6,480円、県の7位に位置しておりまして、県の平均が38万1,548円となるようでございます。5万円ぐらいの差があるわけでございます。今まで医療費が高くて、保険料が県内で24年度が26位を推移しており、今回、基金の枯渇等がありまして保険料の値上げちゅうのがなったわけでございます。

医療費の年齢・階層別総医療費の区分表を見てみますと、60歳から74歳までの高齢者のかかられた医療費の占める割合、大体75%と、この前配られた資料を見てみると75%ぐらいとなつとるようでございます。前期高齢者の受診される方が非常に多いということで医療費が大きくなっているのかなと思うんですけども、今後もこの状況は続くと思われるわけでございます。けさの新聞にも国保の医療制度改革法案が閣議で決定されたというようなこともあります。国も近々対策をとるようでありますので、町としても国の通知が来るまでは、一番大事なことから受けとめていただきたいと思うわけでございます。

それに対応するというのは、やはり若いうちからの健康づくりが非常に大事ではないかと思われるわけでございます。特に中年の方になりますと生活習慣病、その辺の対策もきちんとやっていかなければなりません。そういうことで、27年度の予算案が示されたわけでございますけども、これを踏まえて、町長はこういう対策をいろいろとられるわけでございますけども、医療費の上昇、あるいは新しく始まる保険税の値上げ、こういうことを行われるわけでございますけれども、いま一度、町長の1年間にかけますその所見をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

国保が非常に厳しい状況に置かれておるところでございます。このことについては、もうごらんとおりでありますけども、やはりこれに至るまでには、今もございましたとおり、健康づくりの大事さ、そういうことで医療費につながらないように予防対策をしっかりやっていただく。自分のこととして、やっぱり長生き、健康ということがありますように、健康なうちから健診をしっかり受けて、早期発見、早期治療に努める、そのことが言えるし、医療費の抑制にもつながっていくことであります。

先ほど申し上げましたとおり、医療費の高い病類を見たときに申し上げましたようなことが、1件当たりにしましてもかなりの額になりますし、今、医療技術が高度化になっております。それなりにそういうものを支出すると高額にならざるを得ないというのがありますので、そこに至らないように、いかに予防対策に力を入れるかということが必要でございます。

ほんで、先ほど申し上げましたとおり、この健診結果を踏まえて、あとのフォローをしっかりやっていかんやいかんということで、先ほど申し上げましたとおりデータヘルス計画をつくって、これに基づいて個別の面接中心型の保健指導を徹底していきたいと思っているところであります。

今は、集団は集団でやりますけれども、あとのフォローをしっかりして、もう放っておく、人によっては健診だけして、あとは再検を受けないとか。ほいで、状態が悪くなってから、結果的に医者に行って手術をしなければならない、あるいは入院を何カ月もしなければならないということに至るわけですので、そこに至らないような指導をやっていく必要があるかなと思っております。

保健師のほうも、これから各家庭に出かけてそういう対象者の方についてはまいりますけれども、ただ、その辺の受け入れが、かなりの至難なところも出てくるかなと思っております。うま

く受け入れられて受忍をして、お医者に行ってくれる、あるいは健康診断に行ってもらえるとか、そこまでいけばいいんですけども。根気よく、これはやっていかないと、自分たちのことでありますし、自分のことだけじゃなくて、保険ですから、お互いの皆さん方に迷惑をかけるちゅうことまで意識をしてもらわんといかんちゅうことになりますので、そこまで徹底して保健指導というのをやっていく必要があるかなと思っているところであります。

○新改 秀作議員

今、町長が答弁のとおりで、予防対策、非常に重要なことだと思っております。医療費の上昇を食い止める、やっぱり予防対策、いろいろ健診指導、町民一体としての取り組み、これが必要じゃないか。それでもまた、各種の健診の充実というのでありますので、一体となった取り組みを要請しておきます。

医療費の適正化でありますけども、医療費の増大を抑制する取り組みが、先ほどもおっしゃったように重要であるわけでございます。医療費の適正化を積極的に推進していかなければならないわけでございますけども、先ほどジェネリックの医薬品、医療促進をどのように進めるのか先ほど話が出て、今いろいろする中で260万円の効果があったとありましたけれども、このジェネリックの関係、差額通知をやられたわけでございますけども、この普及啓発には、医師あるいは薬剤師、いろいろお互いに協力がなければできないわけでございますけども、その辺の、年に何回程度の通知をやられているものか。それでまた、薬剤師、もちろん医師も、その辺の協力はやられてはいるんですけども、薬剤師さんも協力はどの程度のものか、見たとき、大体ジェネリック何%普及しているのかなと思うんですけども、その辺も含めて担当課長でもわからなかったらいいですけども、その辺も含めて質問いたします。

○健康増進課長（四位 良和君）

後発医薬品のジェネリックにつきましては、保険料制度におきましても国保におきましても、1年に1回ずつ、保健証の切りかえを行っております。その際にきょう、ちょっと手元に持ってきたんですが後期高齢者の分と、それから国保の場合は裏にカード化して入れる形のもので普及啓発をするように文書をつけて郵送しております。

ただ、これが、いろいろ調べてみますと、手元に届いて、自分の意思で入れて病院に持って行かないと、それが病院の窓口で提示されないという形もありますので、今後は、もっと、よりジェネリックが自発的に薬局の窓口で活用されるような方策も含めて検討してみたいというふうに考えているところであります。

なお、郡の薬剤師会等においては、ジェネリックを取り扱っている医療機関については、このカードを見られたら、新薬しかない場合は仕方がないんですが、ジェネリックを取り扱っている薬局であれば、当然、そのほうを優先して出すということになっております。ただ、医療機関のほうでは、特にジェネリックを使いなさいというような指導とかそういうことはなくて、御本人の意思という形になっておりますので、もらわれて薬局に行かれたときに自分の意思で提示するという形になっているようであります。

それから、もう一点、どの程度、普及してきているのか、額としては先ほど町長のほうからありました平成26年の1月から12月、1年間で調べたもので260万ほどでありましたが、その切りかえの人数の状況を通知がまいりましたので見てみたんですが、1月から4月までは四、五十人程度、これは延べの人数であります。いわゆる1回切りかえた方は、もうずっとそのジェネリック提示をしていかれますので、5月から140人ぐらいに、ちょっと増えてきているようであります。特に改まった通知をしたわけではないんですが、一応こういう形で少しずつ増えてきているようであります。

ただ、こうした年に1回の通知のやり方っていうのはこれまでと同じでありますので、前段で申しあげましたように、今後、しっかり提示できる形ができないものか、国保連合会等~~等~~とも含めて検討してまいりたいと考えております。

○新改 秀作議員

今、課長から説明があったわけでございますけども、薬局との協力というのが非常に大事であるわけでございます。特に高齢者の方々の説明、やっぱり、これが一番重要であると思うわけでございます。

このジェネリック医薬品は、私が調べたところによると、同じ薬でもジェネリックじゃないのもあるみたいで、薬であるのとないないのとあるみたいで、なかなかその辺が難しいのじゃないか。医薬品のリストか何かつくったらわかりやすくいいのかなと思うわけでございます。それはいいですけども、一つは高齢者にわかりやすい説明が必要だと思いますので、保健指導と一緒にやって周知徹底が必要ではないかと。そうするとまた、効果がもっと、260万がうんと上がるような効果があるように、また要請しておきます。

次に、医薬費の増える要因、先ほど、町長の答弁でもあったわけでございますけども、医学が発達いたしますと、高度医療によって医薬費が非常に上昇するなど、そしてまた、先ほどおっしゃいましたように生活習慣病によって、非常にいろんな病気が併発、2次、3次として大きくなるわけでございますけども、この医療費の増大につながるようなケースも多々あるわけでございます、聞きます。

早期発見、早期治療が、病気を食いとめるために保健師の指導対策、これをどのように考えているのか。先ほど、町長のほうでも、初めてのあれなんですけど個別中心型の保健指導をするのだということでありましたが、こういうことに個別型になりますと、どうしても、また保健師も増員して予防医療に重点を置くというようなことにもなるわけですけども、この保健師の増員というのは考えていらっしゃるものか、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

最近、非常に、近年と申したほうがいいのかと思うんですけど、こういった保健福祉の分野というのが、予算的にもですけども、業務的にもかなりの量として出てきております。高齢者の皆さん方はもちろんでございますけども、これからは、やはり少子化が進んで、地方創生もあります、子供たちの環境、こういったいろんな分野に対する行政の役割というのが非常に多々にわたって出てきております。

その中でも、また保健師の役割というのは、いろんなところに求められてきておるわけで、福祉、保健、もう本当いろんな分野ですが。そういうことで、今、保健師が福祉のところに新たに張りつけをしましたけれども、今まで健康増進課とか介護保険課とか福祉とか、そういうところにおっていろいろやらないと、十分な福祉需要に対応できないというのがあるようですので、これからは、一般行政職の立場もありますけれども、保健師は専職として、もう事務もこなしていくという形での専門職の採用というのは考えていかざるを得ないと思っております。一般行政職の職を借りた形での、先ほど申しあげましたとおり、現場にも行かなければならない大変なところはありますけども、そこまでやっていくような体制を組んでいかないと、絶対的に職員数が増える状況じゃありません。そういう中でやりくりをしていく中でありますので、やっぱり、そういう需要に応えていく専門職については確保をしていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

今、町長からありましたように、早期発見、早期治療というのを病気を食いとめるため、手を打つためには、やっぱり、保健師も必要ではないかなと。町長としても専門職の採用を考えてい

るというようなことでございましたけれども、こういうことでございますけれども、採用して予防治療に重点を置きながら、なるべく医療費の減少につながる対策をとっていただきたいと思いますところでございます。

次に、町は、今、医療費助成あるいは予防接種について、どこの町村にも引けをとらないような対策をとっていると私は思っております。

医療費抑制には、町民が健康づくりのやる気を促す仕掛けが必要であります。健診を受診したり、あるいは運動教室へ参加したりするとポイントがたまると、特典が得られるといったような県内の市町村が行っている健康づくりを促す仕掛けは、財政が苦しい中、喫緊に取り組まなければならない課題であるわけであります。我がまちは取り組んではいるんですけども、結果が、まだついてこないところもあるわけでございます。

ところで、運動推進で抑制を図るという点から、先日、南さつま市でラジオ体操の普及に積極的に取り組んでいる南日本新聞の紙面を見ました。本町も健康づくり宣言のまのときに、ラジオ体操を誘致した経緯があるわけでございます。

私たちのまちの総医療費の区分表を見ますと、先ほど申し上げましたとおり、60歳以上が75%の医療費を示している状態でございます。いろんな、町も取り組みはやっているんですけども、60歳から、いろいろ病気はかかるということになれば、もう少し早く低年齢からラジオ体操の取り組みとか、夏休み、親子・高齢者一緒になったラジオ体操の取り組みとか、そういうのをもう一回、原点から考えて、指導員要請出前講座とか、あるいは1万歩運動をもう一回推進するような、もう一回原点から始めて、運動で抑制するんだというようなそっちからの対策しか、今のところないのじゃないかと思うんですけども。これをもう一回、施策として取り組んで周知して、これには関係機関、いろいろな協力は必要なんですけども、そのことについては町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

健康づくりについては、いろいろ幅広い取り組みがあるかと思っておりますけども、先ほど申し上げました行政として、今度、国保の中では健診のあとの個別面談の指導をしていきたいという方向に切りかえをしていきたいと申し上げましたけども、もちろん自主的な健康づくりについては、これはもう、いろんな団体に取り組んでいらっしゃるし、そういう形はどんどんやっていただくことは一番いいことでございます。

地域でも、それぞれ皆さんが参加するようなレクリエーションとかスポーツ活動というのはやっていらっしゃるし、それはそれとして、これからも積極的に取り組んでいただければありがたいことだと思っております。若い人たちが参加できるようなそういうスポーツ活動というのは、もう、ずっと今も行われておりますし、体協の指導員の皆さん方も中心になって一生懸命されておりますので、やっていただくことは大事かと思っております。

スポーツ関係、レクリエーション関係は、今までどおり、そういう形の取り組みは町としてもやりますけれども、地域でも、あるいは各団体でも、これは引き続き取り組んでいただければありがたいことだと思っております。

先ほどから申し上げておりますウォーキングにしろ、あるいはグラウンドゴルフにしても、非常に盛んになってきております。一方で、年をとると足腰が弱くなって骨折をする、入院をしなければならないという事態になりますので、今、提唱しておりますのはロコモ運動というのを、足腰の運動のためのロコモ運動を日常の中でやっていただくということが大事ですし、地域のサロン活動においてもそういう体操を取り入れてやるとか、必要なことだなというふうに考えておりますので、これも一緒になって推進はしていきたいと思うところでございます。

○新改 秀作議員

この前、グラウンドゴルフ大会があつて、私は携帯で歩数を、どのぐらい歩くもんかなとはかつてみたら、一生懸命練習をして、練習まで3時間ぐらいかかって3,500歩ぐらいでした。それからすれば、昔はよう、たったこしこで、3,500歩やろかいと思つてびっくりしたんですけどもゴルフに行ったら、相当、歩数は歩くんですけども。グラウンドゴルフぐらいでは、これぐらいしかせんのかと思つてびっくりしたわけですけども。

町民が健康づくりのやる気を促す仕掛けをつくるということになると、ぜひ、そういうのに、ついでに、ここに教育長もおりますので、やっぱり学校関係者一緒になって、もし、そういう会があつたら、ラジオ体操を親子一緒になって出て、もちろん、そういうのでポイントで何かもらえりゃ、高齢者の方々も朝早う起きてはまってきやっかしれんですけど、何かそういうのができないものかと思うわけでございます。社会教育課、いろいろな関係が一体となって取り組みを要請いたします。

次に、この抑制策でございますけども、インフルエンザの予防に関してですけども、町では予防接種助成の対象者を拡大して実施しているわけでありましたが、これも先月の、牧園小学校のインフルエンザ予防のため、緑茶の入ったポットを各教室に置いてうがいをしている紙面がありました。聞くとところによると、私たちのまちも3校ぐらい、取り組んでいると言われました。緑茶に含まれるカテキンですか、これがウイルスを抑えることは細胞レベルの基礎研究で証明されていると、これも新聞に書いてありました。町内でも何校か取り組んではいるんですけども、去年の11月に、私が志布志の市長さんの講演を聞く機会があつたわけでございますけども、そのときにインフルエンザの発症の増減で、年間1億から2億の医療費に影響が出てくるとおっしゃいました。志布志は、子供たちの家庭から水筒を持参して、それを実施しているそうでございます。こういうとの、人まねもよかそこはまねをしたり、どしどししてもいいんじゃないかと思うんですけども、この辺の普及に対してはどのようにお考えですか。

一応、町長になっておりますので、町長から、また教育長にしてください。

○町長（日高 政勝君）

確かに県内のお茶サミットというのが、いわゆる主産地、100ヘクタール以上お茶の面積を持っている市町村で構成しておりますけども、その中で昨年でしたか、志布志市で全国お茶サミットというのがございまして、私も出席をしましたけども、その中で首長サミットの話の中に出たのが、今、お茶はなかなか消費拡大がいかなくて非常に困っているというようなことの一環として、お茶の消費拡大をしようということの一つで、学校あたりに、うがいをするために、今おっしゃったお茶ポットを全児童生徒が持って行って、学校でうがいをさせるというのがあつたところであります。志布志は、確かにそれをやっていらっしゃるようでございますが。

この辺は、生産協会の皆さん方は、この前お話をした中でも、せんとをしたらいけんじゃろかというお話があつたので、はんたつが協力してくれりゃ、よかこつじゃっどなど言い方だったんですけども、そこはまた学校の、あるいは保護者の皆さん方の御理解をいただかにゃいかんちゅうことがありますので。そこはまた、次は教育長先生のほうから、何らかお答えがあるかと思っております。

○教育長（東 修一君）

今おっしゃいますように、お茶の関係につきましては、健康づくり、あるいは消費拡大の関係から、町長のほうからも、私どもはアルコールを飲みながら指導を受けたところでございますけれども。おっしゃいますように、例えば白男川小学校では各自がお茶を入れた水筒を持参をして、そしてうがいをやっている。ほかのところと正確に比較したわけじゃございませんけれども、

やはり、今回のインフルエンザにつきましても発症率は少ないと、その因果関係はわかりませんが、そういうようなことも出ておりますし、流水小学校あたりでは、もう給茶器等がありまして対応しているようでございますので、今後、ただいまございましたように保護者の理解とかそういうのも必要でございますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

検討も、前向きに検討していただければと思うわけですが、ことしも聞くところによりますと学級閉鎖もあったようでございます。ぜひ、インフルエンザが流行する12月から3月まででも結構ですので実施されますよう、そして教育委員会、あるいは関係部署一体となった取り組みをしていただきたいと思うところでございます。

そして、まさにお茶農家のことが出ましたけれども、非常に消費が下がって価格が低迷している現状でございます。茶農家の消費拡大につながるのではないかと思いますので、要請しておきますので、少しでも取り組んで、期間を限ってでもいいですから取り組んでいただければと思うところでございます。

この国民健康保険の関係で、いろいろ事務方、職員の方も、いろいろ研修を組んでは、事務事業の関係で研修を組んでいらっしゃるようでございます。いろいろ事務事業だけじゃなくて、やっぱり予防医療の先進地なんかも派遣して、充実の強化というのも図ってもいいのじゃないかと、それもやっていらっしゃると思いますけども、私はちょっとわかりませんけども、そういうのも必要ではないかと思うところでございます。

町長は、施政方針でありましたように「第2次健康さつま21」基本理念である「健康いきいき元気さつま」の実現を目指して元気老人のまちになるように、いろんな方向からの支援を要請いたします。

続きまして、樹木のことでございますけども、今回、町内の二、三の方々から文化センターの桜の木をいけんしたとよというのをちょっと聞きまして、私もあらと思って見に行ったらなかったものですから、こげなもんかと思っていろいろ見て回ったんですけども。樹木を見ますと、白カビ、あるいはコケとかいろいろありますんで、既に枯れた樹木やら植栽も見られるわけでございます。そうした中で、いろいろな管理をする中、樹勢回復せんないかんのですけど、そういうのをシルバーに委託しているような状態で、専門業者を入れてしますと非常にまた予算の問題もあるようでございますので、予算をつけて適宜な植栽管理を町長に要請しておきます。

それと、町長に1点だけ考え方をお聞きするんですが、この植栽について、町でももみじの植栽を考えたりいろいろ計画もあるようでございますけども、ちょっと筋は違いますが観光の面から申しますと、春になるといろんな旅行会社が花を見たりするツアーを組むわけでございます。そうした中に、やっぱり植栽をするんだったら、観光につながるような植栽を考えられないかと私は思うわけですが、今から、もみじやいろいろ考え方もあると思いますけども、やっぱりそういうことを考えていただきたいと思うんですけども。桜にしても、職員には言ったんですけども、ソメイヨシノばかりじゃのして、まだ別なのもきれいなのも桜もあらよて、そうすりゃまた観光も増えてすつとじゃねえかというようなことを言ったんですけども、その辺を町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

文化センターにしろ、帝釈天にしろ、これまで桜の名所として多くの人に親しまれてきたわけですが、文化センターができたのが昭和48年ですか、それ以後に植えられた桜じゃなかったかと思うんですけども、四十数年経過してるかと思うんですが、非常に老木になって、風の場合、倒壊の危険があるというようなことがあって、実際切ってみたら、相当、中が空洞になっ

ておって危ない状況があつて、もちろん害虫も入っておったようではありますが、そういう危険性なところが、もしものときに事故があつてからでは遅いということで、事前にああいう処置をいたしました。早く更新したほうがいいだろうちゅうことで指示をいたしまして、帝釈天にしろ、そういう形になったところであります。早く、また後継が育っていくように管理はしっかりとやっていきたいと思っておりますけども。

花の種類も、確かに花の名所になりますと、かなりのお客さんがいらっしゃってにぎやかになるわけでありますので、そういう公園のつくり方というのはいろいろありますので、1種類だけじゃなくて、そういうところもいろんな意見をお聞かせいただきながら、本当に名所づくりは大事かと思っておりますので、そういう意見も参考にしてみたいと思っております。いろいろと名所になるような花の植え方ちゅうのを検討はしてまいります。

○新改 秀作議員

町長の施政方針を見たんですけども、「町全体が訪れる人に優しいおもてなしの心があふれる町」として誘客につながるようにと書いてありましたので、この辺を含めて、また要請しておきますので、そういうあれがあつたら、誘客につながるような植栽のやり方というのを考えていただきたいと思うところでございます。

次に、学校の大木の関係ですけども、これもまた一緒のことで、いろいろな樹勢回復もせんないかんわけでございますけども、前の公園の関係もみどりの基金というのがあつてやったわけですけども。これはお伺いしますけども、その樹勢回復とかそっちに、この管理の関係なんかは、例えば大木があつて枝を落とさんないかん、あるいはこれを自分たちでももちろんできない、シルバーにも遠いからできない、業者を頼んでせんないかんというときの、そういうときの基金というのは使われないわけですか。その辺を、教育長でも担当課長でもいいですけどもお示し願いたいと思います。

○教育総務課長（上野 俊市君）

このみどりの基金でございますけれども、みどりの基金の窓口は耕地林業課のほうにございます。これを通じて県の公益財団法人のほうから診断をしていただくことになります。この診断をしていただきますと、その木の、先ほど言われました、枯れ木とか、それから樹勢の関係等についても当然ながら診断していただけますし、その診断結果をもとに処方箋をつくっていただきます。どのような施工をしたほうがこの木についてはいいだろうということで、詳しくそういう処方箋も書いていただきます。その結果、50万までの事業については、この基金のほうで直接その施工、工事をしていただきますけれども、それで対象木とならなかったものについては、それぞれの、管理をするところで専門業者を入れるなり、そういう予算を措置して対処していくと。

学校の関係等については、今現在、枯れ木等について手の届く範囲、高所作業車等で届く範囲につきましては、学校用務員で高所作業車の資格を持っている用務員の共同作業によりまして、ここあたりは安全管理に努めております。

今後につきましても、この基金の有効活用をしながら、また、ことしの4月から、この要望もまた受け付けられるようでございますので、町内の小中学校の大木についても、適宜そこあたりは学校と連絡をとりながらやっていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

学校の大木も100年以上というのが相当あるようでございますけども、その樹木回復も大事なんですけども、大木だったら、子供の安心安全を考えた場合、上からの枯れ木の事故があつたら大変なこともあるわけですね。その辺もありますから、学校の安全、10月1日でしたか、安全安心。そのときにもう一回点検をして、この枯れ木の点検なんかもして、一年に一遍ぐらいは見

て回って点検をして、安全安心にも努めていただきたいと要請をしておきます。

大木は、いろいろ卒業生の思い出があって、なかなか伐採したくてもできないというのは現状であると思います。児童生徒の安心安全を考えれば、樹木の管理が必要であります。樹木医の診断は定期的に行い、樹木回復術を行い管理していただきますように要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

しばらく、ここで休憩します。再開はおおむね午後 2 時 3 5 分とします。

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 3 4 分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7 番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告いたしました 3 点について質問いたします。

初めに、営農組織の育成策についてであります。

現在、本町においては所管課を中心に集落営農組織の育成に努めているところですが、昨年の米価の下落や経営所得安定対策の米の直接支払交付金が半減されたことにより、その運営は極めて厳しいものがあります。このことは営農組織に限らず、本町の中心的な経営体である大型農家も例外ではなく、消費税の引き上げや資材の高騰なども大きな影響を及ぼしていることは否めないところですが、集落営農組織の運営が厳しいものになれば、これからの推進にも影を落とすのではないかと危惧するところでもあります。

組織化を推進する背景には、圃場の集積による作業性の集約化や高性能機械の共同利用などでその生産経費を削減することにより、所得の向上を目指しているところですが、再生産可能な運営状況になれば組織の継続を図ることはできません。そのためには、自己努力による生産性の向上を図り所得率を高めることが何より必要不可欠であります。それをもってしても、資産償却など投資的経費が経営を圧迫することになると思われます。

これから迎える農業従事者の減少を考えると、町が進めている営農組織や農作業受託組合などの共同組織が、その中心的役割を担っていくことになると思うところですが、その組織が過大な初期投資による資産償却に迫られるようでは健全な経営となるはずありません。水田の畑地化や水田裏を活用した作物の導入など、それぞれが経営基盤の強化に努めているところですが、地域の全体的な農業を下支えするためには、現在の稲作農業を維持していかざるを得ないところが実情であります。

今回、新たな施策として認定農家などへの支援策を講じられたことは時期を得た施策であるといえ、大いに評価するところでありますが、町が進める営農組織や農作業受託組織を維持するための支援策も講じるべきではないかと考えるところであります。町長も国、県の補助事業を活用した制度を導入できるよう周知していきたいと答えておられますが、先ほど申し上げましたように、機械導入が組織の経営を厳しいものになっている側面があります。これからの営農組織育成には投資

リスクを軽減するための支援策が必要ではないかと思うところではありますが、町長はどのように考えておられるか伺います。

次に、未相続農地についてであります。

不動産といわれる山林、土地、建物などの所有については、所有権を持つ個人や団体が相続を行い、代々受け継ぐものでありますが、その相続手続がなされずに、名義人が亡くなってもそのままになっているものが見受けられます。

特に、水田や畑などの農地については、これから本格的に国が進めようとしている農地中間管理機構の規定では、出し手側の農地が未相続の場合、その対象にならないとのことでもあります。つまり、機構として、未相続農地は引き受けることができないとしています。ただ、機構が示す支援策の中の経営転換協力金の項目には、農地の相続人も対象者となっていますが、相続人が1人、2人ならともかく、多くの相続権者が存在する場合には非現実的と思われます。

現在、農家間で使用貸借されている農地についても、未相続の場合は正式な賃貸借契約が結べないことから、いわゆる闇小作となっているのが現状であります。つまり、出し手、借り手に対するいろいろな助成策の対象にならないということでもあります。

この未相続農地の件については、本町に限らず多くの生産現場で課題となっており、県下の集落営農組織でも同様の問題を抱えているようではありますが、個人や団体の財産であることから、これを解決するには相続権者による相続がなされるしかないのが実情であります。

当然ながら、行政が立ち入れる問題ではないことも理解しているところですが、高齢化が進むことによって手続が難しくなる傾向にあることは事実であります。現金などの金銭的な財産の相続であれば金融機関の手続だけで済みますが、土地に関することになると、法律上の登記手続が必要となってきます。相続については個人の財産権の範疇であります。相続に対する認識を啓発し、意識を持ってもらうことは大事なことで考えます。この未相続農地についての現状をどのように受けとめておられるか、今後どのようにすべきと考えておられるか、町長の見解を伺います。

3点目に、国が進める地方創生についてであります。

国は、地方の活性化や自治体の自主性を尊重して政策を展開できるように新たな交付金を創設するとしていますが、そのためには自治体が独自の戦略を作成するように求めています。その背景には、東京一極集中を是正し、地方への移住を促進させたいとの考えがあるようですが、地方の自治体でも、これまで定住対策や子育て支援などの施策を展開してきており、本町でも同様の施策に取り組んでいますが、人口減少に歯止めがかからないのが現状であります。

今回の国の要請がこれまでの施策と変わらないのであれば、その効果はあまり期待できず、一方、新たな施策を求められることになれば、これまで実施されてきた施策以上の戦略を作成することとなり、相当な負担が伴うと思われます。また、財源的な面も確約されていないことから、二の足を踏む自治体もあるのではないかと危惧されています。地方自治体にとって交付金は貴重な財源ではありますが、新型交付金が臨時的なものであれば、その活用策も一時的なものにならざるを得ず、継続的な施策に取り組むとすれば、町が定めている振興計画との調整も必要になってくると考えられます。

国の進める施策には、現場の実態にそぐわない制度や制約が課されることもあり、毎年のように制度設計が変わる施策もあることから、長期的な視野に立った施策を推進しなければなりません。今回の地方創生戦略について、どのように受けとめておられるか、町長の見解をお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから出されております3項目、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、営農組織の育成策ということで、集落営農組織への今後の育成策ということでのお尋ねでございます。

農業従事者の高齢化、農家数の減少、農業資材の高止まり、こういった状況の中で水田農業を維持していくには、意欲ある水田農家への支援を行うということが大事でございます。また、担い手不足が顕著でありますし、今、1集落1農場とする集落営農組織を積極的に推進し、良質米づくりに取り組んできていただいております。

26年度水稲作につきましては、米の生産過剰の基調、あるいは生育期の日照不足、成熟期の台風接近、こういった影響によりまして品質が低下する、収量が低下する、米価も下落するというトリプルのパンチを受けたところであります。さらには、先ほどもありましたとおり、平成26年度からは米の直接支払交付金も10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減したということが加えられておりまして、稲作農家あるいは集落営農組織等におきましても大変厳しい経営を余儀なくされたところでございます。

26年度産米の米価の下落を受けまして、国の経営所得安定対策の米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の適用が予想されております。交付金が支払われる見込みでございます。また、国の平成26年度補正予算によりまして、新たにまた低コスト農業を目指す稲作農家等を支援する稲作農業の体質強化緊急対策というのが実施をされることになっております。

集落営農組織の育成につきましては、町の担い手育成支援室を中心に、JA北さつまや県の協力を得ましての取り組みがなされておりまして、現在23の組織が設置をされております。集落営農組織の多くは農作業の受委託が中心でございますが、米栽培を行う集落営農組織は農事組合法人永野むら、農事組合法人ひとつき、農事組合法人夢希耕あながわの3法人と、特定農業団体であります白男川地区の農作業受託組合、これらの4つの組織だけでございます。

支援内容としましては、先進地研修の実施、定例会への参加、経営分析によります経営指導などを主にしておるところでございます。具体例としましては、平成24年度からスタートした人・農地プランを活用した農地の面的な集積への支援、WCSや飼料用米への取り組みの支援、新規作物導入に向けた支援、このほか国の補助事業を活用した農業用機械等の導入の支援などを実施していくこととしておりますが、平成27年度におきましては町の単独によりまして、さつま町の認定農業者等の支援事業ということで、農業経営の改善を進めるための必要な農業機械の購入費の一部助成を行うことにしております。予算としましては、これから審議をしていただきますけど一応400万円計上いたしております。30%補助でございますが、補助の限度額は80万円ということで予定をしております。これは認定農業者とか認定の新規就農者、これに集落営農組織も含めておりますので、対象になるとしてあります。

それから、2番目の未相続の農地の現況についてでありますけども、この啓発、どのように受けとめてどう対応されるかというようなこと等でございますけれども、未相続の農地につきましては全国的にも大きな課題になっているところでございます。相続手続というのは非常に複雑でございますし、それなりにまた費用も多額に上るということで、なかなか進まないのが現状でございます。

26年度から農地中間管理事業というのが始まっておりますけども、未相続の農地は利用権設定ができないということであります。事業の対象にならないということであります。町といたしましては、こういった未相続の農地について持ち分の半分、過半の同意によりまして利用権設定

を行っておりますけれども、相続人が多く、2分の1以上の同意を得られない場合が多いところでございます。このようなことから、国あるいは県への実質管理者、固定資産税の納税管理者の同意によりまして利用権設定ができるよう相談をしているところでございます。

県におきましても、特区の活用を含めて、同様な要望を国へ今されていると聞いております。これも一番問題になっておりまして、国のほうに市町村まで権限をおろしてくれと、あるいは特区でやってくれということは、今あちこちで起きているところであります。同様の動きは今申し上げたとおり出されておりますが、やはり国のほうは民法上の財産権に抵触するとして、利用権の設定をなかなか認めていないところでございます。こういう状況では農地の集約化とか耕作放棄地の解消を進めるには支障が出るということは当然予想されることでありますので、農地中間管理事業の広報をする際に、相続の推進、こういったことについては、特に啓発をするように努めていきたいと考えているところであります。

このほか、農業委員会でも未相続の農地の相続について啓発をしておりますが、さらに趣旨を推進をしまいたいというようなことでございますので、こちらのほうからもまたお願いしたいと思っております。

次に、地方創生の関係でございますが、御案内のとおり国におきましては、地方自治体に地方版の戦略作成を求めています。強制ではなく努力義務との法律の内容になっておりますけれども、やはり新型交付金がかかってくるというようなことでございますので、やっぱり策定をして、この際、町としての戦略作成をしたいというふうに考えておるところでございます。

日本が少子高齢化から総人口減少時代に入ったこと、あるいは東京一極集中の是正、こういった対策としまして、国全体で共通認識を持ちながら、国民総出で集中して対策に取り組むということで、国が指揮をとるということで、まち・ひと・しごと創生法が制定されたところであります。27年度から31年までの5カ年間の総合戦略プランを策定するというところになっておるところであります。

この、まち・ひと・しごと創生法の第10条で、先ほど申し上げましたとおり、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」という規定でございます。市町村への計画策定を促しております。文面には、このまま読みますと努力目標としての規定であります。交付税を含めた今後の町の一般財源の算定には、この戦略プランの成果が算定基礎に盛り込まれると予定をされておりますので、この策定というのは、ある意味、強制力も感じているところでございます。前向きに捉えて、策定の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的な行動としましては、本町では去る2月の20日には、私を本部長とする総合戦略の推進母体となります、さつま町まち・ひと・しごと創生本部会議を設立をいたしまして、計画策定の準備体制を整えたところでございます。既に職員の皆さん方には、もう年末に1人1提案を出してくれということもして集約をしてございますが。今回の策定につきましては、国と地方が一体となって、急速な少子高齢化の進展に的確に対応して、地方の人口減少に歯止めをかける機運の高まりということでございます。これまでの地域活性化の課題等を当然踏まえながら、将来のふるさとのあり方について新たな視点とか、いろんな立場からの御意見も拝聴しながら、さつま町としての地方版の総合戦略の策定をしまいたいと考えております。

議会の皆さん方も、ぜひ御意見をいただきたいと思いますので、そういったメンバーの際にもお入りいただきたいと思いますところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

この組織の育成等については、これまでも何回か取り上げてきたところでございますが、先ほど町長のほうからもありましたように、米政策につきましては、米価が下落した場合に収入減少緩和対策によるセーフティーネットを実施するとあるわけです。これも今、26年度産については条件なしで、加入者であれば対象となるということでございますが、27年度からにつきましては、認定農業者、集落営農、認定就農者に限定した施策であるというふうに説明のパンフレットの中にうたってあるようでございますので、個人の農業者は、そういうのに加入しない方は、その対象とならないというようなことでございまして、個人の農家自体はもう救済されないと。これは、うがった見方をすれば、もう小規模農家についてはリタイアしてくれと、国がそういう政策を言わないだけで、実際はそういうふうなところがあるのではないかなと、ちょっと考えてしまう面があるわけですけども。

それと、この救済制度自体も、今後の情勢によっては実効性があるのかどうか。町長は先ほど、26年度産については対象となるだろうと、発動されるだろうということでございましたけれども、その後、価格が下がっていけば平均値でなっていくしますので、上限と下限を除いた分の3年間の平均ということになってくれば、価格が下がっていけば下がっていくほど、その制度自体に対象にならないということになりますので、この政策については、収入減少影響緩和対策については実効性があるのかなと、来年、再来年ですね。それについてはちょっと考えてしまうところがあるんですが。

なので、ともかく国としても、こういう集落営農とかそういう団体、大規模農家、そういうところに限定したスケールメリットが見込まれるような方向に誘導していく施策であるというのは、今の現状を見ていけばわかるところでございます。

本町といたしましては、以前からそういうのを見越してということではないでしょうけれども、集落営農組織の育成というような形で担当課を設けて今まで推進されてきておりますので、それについても機械貧乏とならない、個人での投資をしないかわりに、言えば集落組織、機械利用組合などで機械を共同利用していく、投資を抑えるという面が多分にあると思うんですが、しかし、個人の投資は減った分、今度は組織、組合、そういうところが機械投資をしないとなくなれば、そちらのほうに負担が移ってしまうという形になってきます。

そして、ことしの夏ごろからですか、作業期の機械が三、四十万、50万を超えるぐらい一気に上がるというような情報もあります。ことしの夏以降です。そういうのを考えれば、少しでも初期投資のリスクというものを抑えていかなければ、組織自体の運営もなっていないと思うわけですが。今、そういう組織をつくっておられるところ、組合とかそういうところで、実際、導入計画をされているようなところがあるのかどうか、そこ辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○担い手育成支援室長（貴島 晃人君）

そういう予定があるかということでございますが、本議会の当初でも補正予算でお願いいたしました、中心経営体等育成施設整備事業という国の補正予算の関係で補正をお願いしたところでございまして、それにつきましては認定農業者と13経営体ほど要望がございまして、そのうち集落営農組織は1と、あとの12が認定農業者の方ということで要望があったところでございまして、そのほかにも受託組織においては防除機等の要望ということで、これはまた別の事業でございまして、来年度にそういう要望が出ております。

○岩元 涼一議員

町長のほうからも、先ほど、今年度の当初の事業について少し触れられたわけですけども、

このあと総括質疑、委員会審査がございますので、そちらのほうでまた質疑をしていきたいと思っておりますので、ここでは深くは立ち入りませんが、一言だけ聞くと、今度の当初でそういう組織も対象になるということですのでよろしいですか。

○担い手育成支援室長（貴島 晃人君）

今回の町単独の事業につきましては、先ほど町長も申されましたが、認定農家、あるいは認定新規就農者、あるいは集落営農組織。集落営農組織につきましても、本町につきましては3法人ほどこがございます。あとの29組織は受託組織ということで、別に法人ではないんですが、ある程度規約があつて一元経理をされているところであれば対象にしていけるのかなというふうには考えております。

○岩元 涼一議員

法人に限らず、そういう受託組織、いろんな作業受託組織があるわけですが、そういうところを対象にしていくというようなことですので。本町は、現状のところ稲作主体の農業が主ですので、耕種農家は、それにいろんな形態があるわけですが、先ほど出ました畜産とかあるんですが、水田の畑地化をして野菜を植えるとか、いろんな論議がこれまでもなされてきておりますが、それが実を結んでいないと。そしてまた高齢化が進んでいって担い手も少なくなってくるとなれば、そういう組織が、どうしても中心となって地域農業を守っていけるを得ないということがございますので、そういうところを含めて、そういう組織に対する国県の事業、そういうのを導入しながら、今度はそれに対する上乗せ助成、それも今後は先ほど、この当初でということでしたけれども、今後またそういう方向を考えていくということを検討される考えはないか、町長のほうにお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

新規に、先ほど申し上げましたとおり、集落営農あるいは受託組織についても対象にしていきましようということで拡大をしておりますので、今後の推移を見ながら、その辺については国の動向とか踏まえた上で、町単がどの程度できるのかというのは踏まえなければならないと思いますので、その時点で検討はさせていただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

これまでもですが、農家は補助金などの助成策を求めてばかりで、自助努力が足りないという批判も当然あるわけですが、この再生産可能な販売価格であればいいんですが、資本主義社会というこの経済の中では需要と供給のバランス、そういう面からいって、価格はどうしても市場で判断されない面がありまして、生産者サイドが価格を決定する面にもないわけです。自分たちである程度の経費を計算して対面販売をしていくというような方法もございすけれども、それも経営に相当貢献するほどの売り先があるかといえば、これはまたちょっと別問題になってきて、それに伴うリスク等もありますので、農家側としてもそこまで踏み込んで、今のところできないというのが現状ではないかなと思うところでもございますし。

飼料米の導入というようなこともございましたが、これも品種、それからコンタミ、調整と保管、出荷と販売先ですね。こういう問題があつて、そう簡単にはいかない問題であるようであります。この点については、今後、JAとの協議も必要かなと思うところですが、しかし、飼料用米というのも考えていかないと農家の手取りが増えないというような面もございすので、この点については、またJAとの協議も担当課のほうで進めていただきたいと思いますと思うところです。

今の地域農業を主になって支えているというのは、先ほど申し上げましたそういう経営体を中心にしてやっているところですが、小規模、中規模の兼業農家、これが実際のところ多くの面積を支えているというような側面がございますので、そういう方々が参加しやすいような組織が運

営できるような体制づくり、そういうのを今後していかなければならないのではないかと思いますところでありますので、そういう営農組織、機械利用組合の結成がスムーズに進むように、少しでも支援が講じられるように、また今後期待したいと思います。

それから次に、未相続農地の問題ですけれども、先ほど農地中間管理機構が、私も申し上げたわけですが、この農地中間管理機構の関係につきましては、本町は担当課のほうで相当勉強されて、水田地帯ということもございまして、非常に進んだ取り組みがなされていると県でも評価されている面がございまして。これは担当課の努力といいますか、そういう面が多分にあるのではないかなと思うところです。これをまた継続していただきたいと思います。

登記についてでございますが、最近では個人でも登記手続をされる方もおられるわけですが、先ほどもありましたように、一般的にこの手続が煩わしいとか多額の経費がかかるという面がございまして。そのために二の足を踏んでおられる方とか、そういうことがあるのではないのかなと思うわけですが。行政相談会ですか、行政相談会ではないですか、そういうところがあるかと思いますが、それとか専門的な知識を持っておられる団体、そういうところの理解や協力をいただきながら、こういう相続問題に対する相談会、そういうものは開催できないのか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この農地の相続の関係、非常に今後の対策に支障になっているものでございます。高齢化が進んで、特にまた済んでいないところを集積をするということになりますと、なかなかこれも進まないということがありますので。この辺の専門知識の方を呼んで相談会をする機会というのは、これから時期的には農政座談会ちゅうのを毎年1月から2月ですか、やっておりますけども、こういう時期に合わせてできるようであれば、参加をされる農家の皆さん方がいらっしゃる時期というのは、こういう機会しかないのかと思ってますけども、その時点で専門的な人が、都合がついてお話を聞く機会ができればよろしいかと思います。

この辺はまた農協とか、あるいは町と一緒に座談会もありますし、農業委員会とか、そういう農地の手続、相続関係に詳しい方、あるいは専門の方、お呼びする機会もできないこともないかと思っておりますので、その辺は、また十分関係課で協議をさせていただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

この相続の問題については個人の財産であることから、行政が立ち入ってどうこうということができないというのは十分に理解しておりますが、本町も構造改善事業、基盤整備事業、そういうのを早くからやっているところは、もう40年ぐらいなるのかなという気がするんですが。そうなりますと40年間の間に世代もかわって、相続をされているところは当然あるんですが、その相続が手つかずになって、そのままという、もうずるずる、相続手続をしないとイケないんだけど、お金もかかるし、どこにどういう相談をしたらいいかと悩んでいらっしゃる方も、中にはいるかもしれないんです。

ですから、もう40年、50年というスパンになってきますと、どっかでか相続というかそういうのを1回リセットしないと、そのまま相続権者が増えてどうしようもないというようなことにもつながってまいりますので。例えば、先ほど納税管理人の話をされましたけれども、そういう方々に周知をするとか啓発するとか、そういう方向では検討できないのか、考え方としてできないか、ちょっとお伺いいたします。

○副町長（紺屋 一幸君）

相続の登記の関係につきましては、やはり国のほうは民法が一番前に来ますので、納税管理人をもって相続人に充てるといった考え方はどうしようもないという部分があります。

県のほうを通じて、我がまちだけではなくて、鹿児島県だけでもなくて、全国的にそういった事案が発生しておりまして、町村会を通じてそういった声を上げていただくとか、あるいは市長会を通じて声を上げていただくとか、そういった制度上の運用について改善ができないものかというのは要請をしていきたいということでありまして、登記上の相続の関係についてはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

私は相続管理者、先ほど、町長は相続管理者でした。納税管理人、実質管理者ですね。納税管理人と申しましたのは、納税管理者が当然相続権者なんですけど、明らかにといいますか、亡くなった方の名義のやつを相続権者が当然納税をされるわけですから、そこはわかって、その財産については引き継がれたということで納税管理人を選定して納税をしていただいているわけですが、そういう方々に相続をされたらどうですかというか、そういう啓発です。納税管理人に移してくれというのではないです。そういうのができれば、私も真っ先にやるんですが、残念ながら先ほどありましたように、民法が国の法律の中では一番上ですか、上位法ですか、そういうのがあって、今までこういう話があったんですけども、それはできないと、民法が一番上にあってできないということで、先ほど町長のほうから答弁がありました、2分の1でしたっけ、3分の2ぐらいじゃないですか、あれは。（「2分の1」と呼ぶ者あり）2分の1ですか、この制度は。とにかく、そこ辺を何とか相続できるように。

そして、この相続問題というのは、鹿児島、宮崎、聞くところによると青森、こういうところに多く見られることであって、全国的には割と、このあれは進んでいるというような話も聞くところでもあります。また、他県におきましては、死亡届を届けられるときに、相続の手続も一緒にされたらどうですかというような助言といいますか、そういうこともされているようなところもあるということを聞いたこともあるんですが、ただ、遺族が悲しんでおられるときに相続問題を出すようなことになりますので、どうかなということがあって、不謹慎というかそういうのがあるからということで、そういう話が進んでいないんだろうと思うんですけども。啓発するといいますか、そういう面について改めて認識していただくというような、そういう話を持っていく、啓発していく、そういうのも今後は必要ではないかなと思いますので、内部のほうで、できる範囲で検討をしていただければと思うところです。

それと、3番目に地方創生の問題でありますけれども、我がまちのように自主財源が乏しい自治体にあつては、新型であれ旧型であれ、交付金というものはありがたいものでございますが、今回のこの戦略は国からの押しつけ、あるいは地方への責任転嫁というようなことがあるのではないかなというような形も言われているところですが、そしてまたその戦略を策定しても、国がその内容を精査して交付金に差をつけるというようなことも、新聞報道ですけれども出ていました。実際そうなのか、そうでないのか判りませんけれども。

これまで本町が行ってきた政策、そういうのが、またそのままその戦略プランに中に入れてそれでいいのか、それとも、それとは違う、また新たな施策を求められるのか。そうすると今度は自治体のやる気、あるいは企画力、実行力というものが試されることになるのではないかなと思うんですが、職員も減員されて少なくなる中で大変な作業ということになるかなと思いますが、来年3月までに十分作成できるのかどうか、その心意気を町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の地方創生の関係については、全国市町村が、本当にこの問題については真剣に取り組んでいく課題であると思っております。従来の計画も、確かにいろんなことを取り上げながら、過疎対策、いわゆる人口減対策も含んでいたかと思っております。それと同時に産業振興とか、あ

らゆる面に入って過疎の減少を防ぎましょうということになっておったんですけど、なかなかそれが実効として現れなかったということが現実ではなかったかなと思っております。

本町に限らず、どこの市町村もそういう結果が出ておりますので、一つは日本全体の人口が減ってきておるということですので、これが増える状況にはない。そしてまた地方においては、ますますそれが拍車がかかるというような状況がありますので、このままでは日本全体が一つの大きな危機感を抱いて、そういう状況になるだろうということで増田座長さんのほうが発表されて、いわゆる増田ショックが出てきたわけでありますが。

この策定に当たりましては、まずは我がまちの人口はなぜ減っているのか、人口分析をしないということになっております。どの年齢層の方がそういう形に、歴史的になってきたのかというそういうデータをしっかりと分析をしないと、人口構造とか人口動向等の特性とか人口の変化、そういうものをつかんだ上で、どういう対策を講じるかということになっておるようでありますので、まず、その人口分析というのが第一の課題であります。

そしてまた、それに対しての人口に歯止めをかけるための総合戦略を立てるということですから、今までの戦略もありますけども、やはり新しい視点とか地元のいろんな地域資源を見つめ直して、もっとこれをしたほうが雇用にもつながる、人の活性化へもつながる、あるいはＵターン、Ｉターンもあるというような、そういう視点に立って立てることが大事じゃないかというようなことが言われておりますので、本当にいろんな知恵を結集をする、英知を結集するという機会になろうかと思っております。

せっかく新型交付金をやりましょうということになっておりまして、既にこの２６年度の補正予算、これから本町にもこの分が参ってきておりますので、最終日の議会に間に合うように提案をさせていただきますが、２７年度からのこの分を繰り上げて先行的に経済対策の関係もあります、そしてまたこういった地方創生に係わる部分もあり、本町で約１億円ぐらいはあろうかと思っておりますけども、国が言っているのは、そういった地域経済の振興のためのプレミアムの商品券を出しなさいとかいろいろ出てきておりますので、あるいは子育ての関係とか、そういったことを今検討して詰めをいたしているところでございます。

今後、これでこの５年間をつくって、これがずっと財源の裏打ちが出てくるかというところが、今のところ見えんとです。今度打ち出された中に、先ほどから言いますとおり、国がヒアリングをするのかどうか判りませんが、内容の事業によって本当にやる気がある、効果があるなちゅうのは、交付金を上積みしますよというのが何百億万円かあります。なら、それがあつたにして、これがずっと続くかというのが見えなところがありますので、なら、それにうまく乗っかって、もうあとはないよになったときに、果たして何だったのかというのが、そこが地方団体として危惧をされるところであります。

５年間ということで、今、国が一生懸命提唱しておりますので、地方もそれに習って、いろんな知恵を出して頑張りましょうよちゅうことにはなっておりますが。ちょうど国も選挙前でもありますし、そしてまた次の段階では消費税も上げますよと、もう経済対策は考えませんよということで、いわゆる国家財政が厳しい状況が目の前にぶら下がっておりますので、本当にプライマリーバランスをゼロにしますよということも首相も言っておりますし、そうなったときに１，１００兆円もある財政を、借金なしで経常の支出を賄っていけるような状態に持っていくためにはどうするかになったときに、恐らく物すごい歳出カットが、景気が回復しない限りは出てくるんじゃないかと、そういう予測はしますよと、本当にこの先々のところが見えないことがあつて、まあ期待はしていますけども、そういうところがあります。

○岩元 涼一議員

時間がありませんのでもうあと一点だけ。先ほど町長も今度の戦略自体については前向きに捉えていくというようなことも、申されておりましたけれども、言えばその戦略自体が、その方向性として我がまちはどういう方向に持って行かれるのか、先ほどの説明を聞いておりますとだいぶ幅広くて、定住対策、雇用創出、担い手対策、子育て支援、それと先ほどは看板もありましたけれど、そういうのをしていけばですね、あまりにも広くなりすぎて戦略自体が作れるのかどうか、それじゃなくてももうある程度うちはまだ雇用創出のほうにいきますよと、子育て支援のほうにいきますよというような限定とした政策とか、そういうのも必要ではないかなと考えるんですよ。

1番心配されますのが、先ほど町長もおっしゃいましたけれど、私も先ほど言いましたが、その予算自体が、国の予算自体が継続性があるものなのかどうか。始めてみたけれども次の予算がこなくて、というようなことになればどうしようもありませんからそこ辺の見極めというのはやっていただきたいと思うところであります。先ほど言いましたように、その戦略自体をどういう方向に、こっちのほうに限定したいというような考えなのかどうかですね。今から1年間ありますから決めていかれると思うんですが、今の時点で町長ができたらしこの方向にというのがありましたらお聞かせいただきたいと。

○町長（日高 政勝君）

今のこの戦略の重点柱というのは当然こういうことに絞らんと限られた財源でありますし、本当のこの創世につながっていかないとやっぱりこの総花的でこのばらまきをやっては効果というのはないだろうと思っておりますから、やっぱりこの重点的なところに戦略を絞って行く必要があるかなと思っております。例えばこの子育て支援の関係ですね。それと定住、どうしても人口がこうして減る中でありますからこれに何とか歯止めをかける対策そういうのが一番主眼になるし、6次産業化とかいろいろありますけども、今言ったようなことが中心になるのかなと思っております。今回のこの先ほど申し上げましたこの2014年補正予算で追加がきて来年度からするのを引き寄せた形で補正がくるんですが、それがもう約1億円と申しましたけどその中の中身が二つに分かれております。今回の場合ですね、地域消費喚起生活支援型交付金、いわゆるプレミアム付き商品券とか、保育料の軽減とか、それと地方創世先行型交付金これがいろいろ考えをつめをいたしているところでございます。具体的にまた改めて決まり次第全協あたりで御説明さして、審議をいただきたいと思うところであります。

○岩元 涼一議員

昨年、日本創世会議、先ほど町長が言われました増田座長ですか、あれが将来日本全国で896の自治体が消滅する可能性があると発表したわけですが、この間の新聞のアンケート調査によりますと比較的楽観的に捉えている自治体もあるようですが、小規模の自治体ほどそういう危機感は強いというようなことも、報道されているようでございますし全国で7割、県内でも8割を越える自治体が最優先に取り組むべき課題は人口減対策としての雇用の確保をあげられる。人口減少社会に向かっている現在、全国の自治体が同様の課題を抱えているというようなことでございます。これは先ほど町長からもありましたけれども。それと本町も地方活性化のために若者が生活できる雇用機会の創出が先決問題であると答えておられるというようなことでございましたが、これは全く同感でございますがしかし同時に大きな課題でも、これまでも取り組んできた大きな課題でもあろうかと思えます。その課題解決に向けての努力というものは重ねていかねばならないと思えます。今回の国からの要請を前向きにとらえ、これまで推進されてきた施策との強調を図りながら課題に向かつて一丸となって取り組みを進められ、雇用機会の創出や若者の定住化につながることを期待致しまして、1分ほどオーバーいたしました私の質問を終わ

ります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で岩元涼一議員の質問を終わります。

次は、15番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

一般質問もあと2人となり時間のほうもちょっと気になるところでございますが、私は2項目について質問をいたします。

最初に社会教育施設等の維持管理について質問をいたします。平成25年度さつま町歳入歳出決算審査意見書によると、社会教育施設の管理については今後も施設の老朽化に伴い修繕が増えてくると思われるが修繕が必要になると予測できる箇所の把握を事前に行い予防的な対応も十分検討しながら計画的な修繕を進められたい。また、社会体育施設の管理については毎年のように意見を述べているように老朽化した施設の予防的な補修を計画的に進めること、並びに維持費が毎年多額に上がることから町の将来の姿を予測しながら利用の少ない施設の廃止も含め、施設の統廃合に向け検討を進められるよう要望するとあります。現在公の施設管理の在り方については、各担当係においても進められているそうですが薩摩武道館においては平成22年度より利用がなされていない状況でありながらいまだに担当の係のほうで管理をされております。審査意見書でもいろいろ指摘をされていますが、26年度の社会教育施設等の管理状況はどうだったのかまずお伺いいたします。

次に、小・中学校の土曜授業について質問をいたします。土曜授業については先月南日本新聞でも掲載され、県内の全小・中学校で原則月1回、第2土曜日の午前中に統一して実施することとあります。私は昨年6月議会でも土曜授業について質問をいたしましたがその時点では土曜日の教育活動として学校が主体となって実施する土曜の課外授業や学校以外が主体となり学習会を提供する、土曜学習等は今までも実施しているとのことで、今後社会活動を含め、研究校の状況や県の動向を見ながら本町の実態を踏まえ検討したいとの答弁でありました。そういうことで鹿児島県内の土曜授業の開始時期はそれぞれ市町村によって違うようですが、本町は町長の施政方針で9月から実施することとありました。教育委員会の方針と、各学校の計画とはどのような状況なのかお伺いをいたします。

次に本町の命の教育と道徳の時間の活用のこととあります。川崎市の河川敷で中学1年生の男子が殺害された事件はあまりにも残忍で日本中を震撼させた悲しいできごとでした。また、昨年7月人を殺してみたかったとの犯行動機で佐世保市の県立高校1年の女子生徒が同級生の女子生徒を殺害した事件など、同じような少年少女が犠牲になったむごい事件がこのところ国内で続いており、青少年が被害者や加害者にならない社会環境作りと、青少年自らの犯罪に対する抑止力や自分を守る危険予知能力を身に着ける命の教育もこれまで以上に取り組みが重要と思うところとあります。本町においても命の尊さについては、道徳の学習指導要綱の重要な項目の一つかと思うのですが、各学校での命の教育の指導はどのようにされているものか、また道徳の時間が年間小学校1年生で34時間、小学校2年生から中学校3年生までは35時間と聞いておりますけど、どれだけの時間を命の教育に使っておられるものかお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員のほうから2点にわたりましたの御質問でございます。お答えをさせていただきます。

まず社会教育施設等の維持管理についてでございます。社会教育施設等の年間の維持管理経費というのは平成25年度決算で見ますと、3,586万4,000円そのほかに文化センターなどの文化施設がございます。これらの分が2,477万8,000円、それと社会体育施設で4,450万7,000円ということで合計しますと1億500万円余りでございます。その中で修繕にかかる費用は1,600万円と管理費の15%を占めております。社会教育施設として集会施設が16施設、文化施設が3施設、社会体育施設が17施設を管理しているところでございます。施設の多くが年数を経過をいたしまして様々な箇所では修繕が必要となって維持の管理経費が増加している現状にあります。平成26年度におきましては、文化センターにつきましては和室の畳等の張り替え、送水ポンプの取り換え、音響設備の改善というものを行ったところでございます。宮之城歴史センターにおきましても、空調機器の改修、鶴田武道館におきましては屋根改修工事を実施いたしております。また、虎居地区公民館では調理室の改修を行うなど既存施設の使い勝手の改善にも努めてきておるところでございます。今後におきましても社会教育施設全般について畳の取り換えとか空調機の取り換えなど引き続き見込まれておるところでございます。計画的な整備に努めてまいります。一方御指摘にありました、薩摩柔剣道場でございますが、以前は薩摩中学校の部活動で活用されていたようでございますが、ここ22年度におきましてはほとんど利用がなかったということでございまして、これももう今後におきましても社会体育施設としての利用は見込まれないということが予定されておりますから、中学校との協議をふまえて条例の廃止をしたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

今ございましたような2番目の教育についてで、小・中学校の土曜授業についてでございますけれども、議員からございましたように先の6月議会で御質問をいただきました。そのときにその実施につきましては研究校や国・県の動向を勘案しながら研究、検討をかさねてきたところでございます。御指摘のとおり本町では平成27年度は9月から第2土曜日に3時間を町内の全小・中学校で実施することにしております。土曜授業を取り入れる理由といたしましては、研究校の実績や国・県の動向等も踏まえますとともに本町の実態、諸調査の結果から1つには児童生徒の土曜日の過ごし方を分析しますときに、やはり有意義な活用が必ずしも十分ではないということ。2つ目は学力を中心とした本町の実態から基礎基本の学力はおおむね全国平均と同程度でありますものの、今最も求められている活用能力、いわゆる応用能力あたりに課題があるということ。それから、3つ目にはPTA代表等からなる意見の中でも土曜授業の実施を要望されているというようなこと。等々の理由からであります。お尋ねの1点目の土曜授業実施していくうえでの本町の基本方針ですが、土曜日の授業を含めた教育課程、いわゆる年間の教育活動の計画ですけれどもこの見直しを行い、ひとつには児童生徒一人一人の生きる力を支える豊かな心、すこやかな体の調和のとれた育成を重視した体験的活動等の充実を図っていくと。2つ目は教科指導等の場の拡充により主体的に考え判断し、活用できる力の向上を目指した工夫ある教育活動に努めるということ。そしてその中で確かな学力の定着を図るということでありまして。それから3つ目は土曜日に実施することの利点を生かし、保護者、地域住民、関係団体等との連携を深め地域に開かれた特色ある教育活動を一層推進するということでございます。また、2点目の各学校の計画等でございますけれども、現在各学校ではこの基本方針に沿って土曜授業を活用した教育課

程の編成に取り組んでいる最中でございます。来年度の教育課程の編成中でございます。事前の調査によりますと、例えば活用能力を伸ばすための国語や算数、数学を中心とした教科指導の充実や、稲刈りや脱穀、和紙を用いた卒業証書の制作、親子料理教室等の体験的活動や半成人式の実施やふるさとを調べる学習、百人一首大会等々、児童生徒や地域の実態に即した教育課程の編成がなされる予定と聞いております。教育委員会としましてもその実施にあたりましては保護者や地域住民、関係団体等とも連携をはかり理解を得ながら着実に進めていくことができるよう指導、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

教育についての2点目でございますけれども、命の尊さの教育についての学校での教育の状況ですが、御指摘の通り青少年の事故といいますよりも、悲惨な事件が起きておりましてその対策が急務であると考えております。これらの防止のためには良好な社会環境作りなど、この外なる条件の整備が必要ですし、同時に青少年の特性の醸成と内なる心の教育が必要であると考えております。お尋ねの1つ目の命の教育の指導についてですが、学校は生命の尊重に関する指導の全体計画を作成しておりまして全ての教育活動の中で指導していることとしております。たとえば国語科の中では命に関する物語の勉強あるいは社会科の火事や交通事故を防ぐ内容、理科の植物や魚の体のつくりあるいは体育科の着衣水泳や保健療育の第2次成長期などの命に係わる内容を一覧化してそれぞれの教科の特性を生かしながら命の大切さを指導するようにしております。また、御指摘の道徳の時間につきましては、それぞれの学年で児童生徒に学ばさなければならないこの道徳的な価値を含む内容項目が学年ごとに決められております。細かな数字になりますけれども、小学校1・2年では16項目、3・4年生では18項目5・6年生では22項目。それから中学校では24項目と先ほどございましたように、例えば愛校心とか郷土愛とかあるいは望ましい生活習慣とこういう項目を学ぶようになっておりまして、その中の一つとして全ての学年に生命尊重の項目が位置づけられております。その生命尊重の項目では命は引き継がれていくものであるという継続性やあるいは命に限りがあるという有限性などを扱うようにしております。お尋ねの2つ目の各学校での生命尊重の項目に関する授業時間数ですが、年間道徳の時間というのは34時間から35時間でございます、この16項目から24項目この34から35時間のなかで学ぶわけですので、1項目平均1.5時間程度になるわけでございますが本町ではほとんどの学校、学年でこの生命尊重を2時間から3時間取り扱っているのが実情でございます。どの学校もこの生命尊重の項目については重点的な取り扱いをしておりまして、これらの授業では各学校が使用している副読本の資料はもとより県教委が発行しております、生と死を学ぶ読み物集大切な命などを活用し深く心に届く指導を実施しているところでございます。なお御案内の通り今までの道徳の時間は読み物を中心に進めてきておりますが、昨今のこのいじめ等の実態に鑑み小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から教科書を使用すること、つまりいわゆる教科に格上げしていろいろな事象を深く考え議論、討論をするなど問題解決型の学習を進め、進化した授業の内容となることになっております。以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですがここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午後3時55分とします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時51分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○柏木 幸平議員

まず、先ほどの、答弁で薩摩武道館については、今後普通財産にするということでありまして、維持補修に関しましても町長の答弁のとおり年々かさんで、総体、10年間にすればまた、相当な維持費にこうなっていると思います。そこあたりの数字はまた私もつかんでおりませんが、2月15日にさつま町10周年記念式典が宮之城文化センターで行われたたくさんの来賓や町民の方々の参加をいただき、盛大に開催されたことはまことにめでたいことでありました。

しかし、式の中盤より暖房がきかず会場がどんどん冷えてきて、寒さにはなれておられるだろうと思っておりました友好交流町の青森県鶴田町議会の皆様方も、あの寒さには驚いておられました。会場の外でもわざわざ遠方から出席された来賓の方々がたくさんいらっしゃったわけですが、その方々も出てこられた途端、寒かったちゅうようなことを言われましたので、こちらからも済みませんでしたとお詫びを入れかたでしたけど、町職員に聞いたところ、空調機器が数時間したら切れるようになっており、修繕をしたら何億か掛かるとのことでありました。あとから思うことでしたけど、事前にそういうことがわかっているのであれば、そういう案内のときに厚着とかそういう対策をしてくださいとか、一言書くとか、あるいは使い捨てカイロをその前に配布するとかちょっとした心遣いが欲しかったなと思いい方でした。

そのことはまた、これから施設がまだ利用するわけですから、今後のまたそこあたりは対応を期待したいと思います。今後の対応に期待したいと思います。

私は今回、社会施設についての質問でしたが、町長は施政方針の中で、今後は公共施設等の管理等について本格的な見直しがせまられると考えており、国の総務省においても市町村に公共施設等総合管理計画の策定を義務づけ、施設の長寿命化や整理統合等が改めて推進されているところであります。公共施設等総合管理計画の策定とその推進につきましてもしっかりと対応しながら、財政の健全化への取り組みも継続してまいりますと言われております。今後は、類似した施設や、利用の少ない施設あるいは、老朽化が進んで修繕費がかさむ施設などこれから早い段階で、準備を進めなければならないと思いますが、公共施設等総合管理計画の策定はいつごろからどのように始めようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

宮之城文化センターは、これは平成9年の地震によりまして相当傷みがひどくて、冷暖房機を取りかえも行ったところでございます。経費の関係もありまして、このホール全体をこの冷暖房するような施設に至らずに、ホールの容量に満たない冷暖房機の設置になったようでございまして、これを切りかえとなりますと、やはりこの建物内の送電線の全てを取りかえる必要があるというようなことがございまして、経費的にも見積もりますと5,500万ぐらいかかるというようなことでございます。

そしてまた、今4機あります冷暖房機の設定温度を上げますと、ブレーカーが落ちてしまうという危険があって、現在はこの暖房機の温度が上昇した場合は4機のうちの1機を休止して稼働調整しなければならないという状況があるようです。

式典にもですね、今御指摘のありましてとおり、御臨席をいただいた皆様方に、大変な御迷惑をおかけしたと思っております。今後の文化センターの、運営のあり方につきましては、御案内がありましたとおりですね、そのような細やかな気配りも大切かなと思っておりますので、今後十分注意をしていきたいと思っております。

ところで文化センターにつきましては、空調設備のほかに舞台照明設備とか、座席の改修、こういった必要が生じてまいります。数億円規模のこの改修経費が予測されるところであります。これとほかにも鶴田の中央公民館とかですね、薩摩の中央公民館環境改善センターとかも似たような施設があります。それぞれ、今後にも必要な経費として考えられますけれども、27年度当初予算におきましても、研修室の薩摩の中央公民館ですが、改修の費用も上げております。鶴田の中央公民館につきましては空調設備と屋根の改修工事が必要になっておるところであります。

町内にはこういったことで、類似施設がありますが今後どういう形で施設の管理をしていくかというのが課題になるかと思っております。そういうことで、公共施設等の総合管理計画の策定、これが、必要になってきておるところでございます。

25年度に国において、策定をされましたインフラ長寿命化の基本計画、地方公共団体版のインフラ長寿命化計画となっておりますので、すべての公共施設等を対象とした計画となるわけがあります。

今回のこの計画は個別的施設の計画ではなくて、公共施設等のこの管理に関する基本的な考え方を記載することとされております。更新とか、統廃合長寿命化こういった中長期的な経費の見込みとか、これらの経費に充当可能な財源の見込み、こういったのを財政シミュレーションを行うこととしておりますので、策定にあたりましては、総務省からこの提供されております、更新費用試算ソフトというのがありますので、これを活用しまして、平成27年度をめどに管理計画を策定する予定にいたしておるところでございます。

○柏木 幸平議員

この公共施設等総合管理計画については、27年度から、早速入るということですので、それを町内の総体的、この施設の関係全てをやるということですので、期待をしておきます。

現在、先ほども町長が言われましたように、各種イベントを行うホールは、町内に3カ所ありますが、そのうち宮之城文化センターは、昭和48年に建築をされまして、築もう41年経過しております。

次の、20周年記念を行うころにはもう築約50年ということになるわけです。ところで、今定例会で提出された例月出納検査報告書の26年12月末現在の基金を見ますと、公共施設整備基金が約5億2,000万円あるわけですが、これは条例により公共施設の維持補修等に要する経費の財源に充てる場合に限りとあります。今後の環境センターやクリーンセンター、その他の公共施設の維持補修等の状況を考えるとこの財源を使って老朽化している文化センターの空調設備だけを改修することも難しいと思いますし、いずれ建てかえの時期がくると思っております。当分は少ない予算で対応できるものがあつたら、文化センターの空調にかわるものがあつたらそういうもので対応しながら、今後はこの役場庁舎建設の本体工事も終わったわけでありまして、あと駐車場の屋根工事が現在工事中で残っているわけですけど、12月末現在で約4億1,500万円ある、この役場庁舎建設基金を廃止をし、駐車場屋根工事代を除いた残金をこの文化センターの建設基金にこのできないかと私は思うのですが、町長はこの役場庁舎建設基金の用途をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

庁舎建設基金を文化センター建設基金にかえられないかという御質問でございますが、公共施設につきましては、平成27年度を目途に策定予定の、ただいま申し上げました公共施設等の総合管理計画、この中でこの施設を点検をしながら生かして長寿命化を図るもの、あるいはこの統廃合して集約をするもの。いろいろあるかと思っておりますので、この計画で一定の方向性を示

す必要があるかと思っております。

現在の公共施設整備基金ですね、先ほどおおせのとおり、5億2,000万円積み立てておりますけど、いろんなこれから公共施設が多い中で営繕のお金ちゅうはかなりのものが出てくるかと思っているところです。

この文化センターにつきましても、築後既に40年以上ということでありまして、老朽化も著しく照明施設あるいはこの空調設備の不備を感じている箇所もございます。

したがって、鶴田とか薩摩もある中で、どうするかというのがこれからの課題になるかと思っておりますが、今の文化センターを維持補修や長寿命化でよしとするか、否かということもあるかと思っております。課題であります。

一方で、この非常に生涯学習が盛んになってきておりますし、さつま町にはこの本格的な機能を持った図書館がありません。そういうことで、そういったことを兼ね合わせた複合施設というのは将来のまちづくりの中では必要かなという気がいたしております。こういうことも考え合わせまして、今度の公共施設の管理計画の中で、町全体の公共施設のあり方というのを総合点検をしながら、先ほど申し上げましたとおり、統廃合するもの、あるいはこの長寿命化するもの、いろいろあるかと思っておりますので、そういう中で検討していきたいと思いますが、今申し上げましたとおり生涯学習センターとか、文化の伝統的なところも必要かなと思っております。そうなりますと、多額なこの庁舎建設以上の膨大な資金が必要でありますので、とするという方向づけがなりますと、タイミング的にはですね、10周年ですので次の時代に向かっての準備をするという機会でもあるかと思っておりますので、先ほどありましたとおり、庁舎の建設基金が4億円あまり残っております。この出発点としていくらかをですね、それを積み立てていく方向もあるかなとは思っております。これに全額ということにはならないと思いますけれども、ひとつの今後の将来のまちづくりの方向として準備をしていくひとつの節目の段階かなとは思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

やはり、町長の構想の中に複合施設的な文化センターのホールといろんな生涯学習、図書館、そういうのを含めた構想をお持ちのようなふうに受けたわけですけど、他のやっぱ自治体の中にはそういう複合施設的なところもありますので、そこあたりはまたこれからの計画の中に入ってくるとは思いますが、とりあえず、そういう今庁舎建設の基金残をそういうぜひ積み立て、振り替えてですね、今後の建設にどうなるかわかりませんが、そういう準備はですね、もう始めないと現在のホールでは満足いくものが得られないと思いますので、ぜひそういうような検討を前に進めていただきたいと思います。

次に、土曜授業についてですが、これも町長の施政方針で児童生徒の基礎学力の定着とその活用能力を育成するため、土曜授業の実施や教職員研修の充実を図り、児童生徒が主体的に取り組む授業の創造に努めます。あわせて、個に応じた生徒指導、体力の向上、健康教育、道徳教育の充実を図り、たくましく、志の高い児童生徒の育成に努めてまいりますとのことであるわけですが、教育新聞の記事で全国連合小学校長会がこのほど実施した調査では、小学校の教員の勤務時間は、10時間52分で授業や生徒指導など児童に直接指導する時間が1日あたり6時間34分で、子供と向き合う時間が10年前と比べると、1時間17分減少しているとのことであります。このような変化は教員が多様な教育活動と向き合うことによる、いろんな報告書などの事務処理の増加などが一因であるとのことであります。

それで、本町の土曜授業が始まることで時間数も増えるわけですが先生が生徒とゆっくり向き合う時間や学習につまずいた児童生徒が先生から補充学習を受けるなど学習の向上にも期待して

おりますが、そのようなゆとりある教育環境ができるものか伺います。

○教育長（東 修一君）

御指摘のように、児童生徒を取りまく環境が大きく変化している中で、不登校とかあるいはじめを初めとした生徒指導とかあるいは学力この問題など、学校の教育課題も近年非常に複雑多様化してきているのが現状でございます、教職員もこの決められた時間の中で課題解決に向けた対応を求められているところでございます。

このような中で土曜授業が実施されますと細かな数になりますけれども、27年度では1日3時間ということですから、18時間程度授業時数が土曜日に増えるということになりまして、例えば平日実施していた体験活動等を地域の方々の協力が得られる土曜日に実施するなどしますと、学校としましても平日は、余裕を持って、児童生徒に向き合っていけるのではないかなというふうに考えております。

今、教職員は週5日制でございますので、この土曜授業のために教職員が勤務した時間とか日数につきましては、夏休み等の児童が登校しないところにこの振り替えましてやることにしております、純然たるこの18時間が増えていくということでございます。それで、教育委員会としましても、この18時間を各学校が児童生徒としっかり向き合って、あるいは、各教科の補充指導をしたり、あるいは体験活動と、こういうものをしながらですね、知・徳・体のバランスのとれた、いわゆる、よりたくましい、書いてございますような志の高い児童生徒の育成が図られるよう支援をしまいたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

今後においては、この地域の協力でこれまで行われていた郷土芸能の伝承やいろいろなこの体験学習等も引き続いて継続できるということですが、今スポーツ少年団等の活動が盛んでありますけど、この第2土曜日の午前中が土曜授業そしてまた第3の土曜日、日曜日がさつまの日となっておりますが、ここあたりの参加の第3のこの土日の場合のさつまの日のいろんな計画がどうかによってもなんですけど、スポーツ少年団においては今は大会の遠征とか練習試合とか練習等もかなりスポーツ少年団によっては、土日がほとんど潰れているような、それと祝日ですね、そういう団体がこうあるようですが、そこあたりの団体等の指導者とかそういう熱心な保護者へのこの説明の理解とか、そこあたりは理解を得ておられるのか、その状況やらですね、どんなふうなのか伺います。

○教育長（東 修一君）

お尋ねの関係団体への、土曜授業の実施に向けた理解の回り方でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、国・県という動向もなんですけど、県のほうも、県を上げて命令ではないですが、土曜授業を取り組もうというようなことでですね、まずこの県教委が土曜授業の実施に向けた説明を県本部、例えば、スポーツ支援団体の本部ですね、あるいはPTAの県のPTA会とかそういう県本部の各種団体にその説明を行いまして、理解を得て、その後本部から市町村の各種団体へ土曜授業の実施に向けた行事等の調整について理解を求める通知も出されているところでございます。

町におきましては、この土曜授業の実施を決定しました後に、町の体育協会長、スポーツ少年団本部長あるいは子供育成連絡協議会長、PTA連絡協議会長をお訪ねしまして、この土曜授業の趣旨や基本方針あるいは内容等の説明をし、理解をしていただくようお願いして回ったところでございます。

各学校でもですね、学校だよりやあるいはPTA等で保護者に説明をしたり、校長が校区内の公民館長さん方へのそういう方々に説明をしたりしまして、理解を求めているところでござい

す。

それから、先般PTAの代表者が参加されている会であったんですけども、代表者の方々からですね、我々はまだ言わなかったんですが、土曜日の授業については是非進めてもらいたいと本町の代表者の方々からもそういうのを聞いております。

そういうことも含めまして、土曜授業の実施というのはまだ時間がございますので、今後も丁寧な説明をとおして、理解をさらに深めてこの充実した土曜授業ができるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

今の段階ではまだ団体長を各種団体の団体長とかそういう代表者の説明であるようですので、実施期間まであと半年ぐらいあります。9月からですからその期間もありますので是非末端まで説明が行き届くように要望しておきます。あと27年度は9月から2月までということですが、28年度以降はどういうふうになるのでしょうか。

○教育長（東 修一君）

この27年度の後半のちょうど27年度も非常に中途半端、9月からということで中途半端なんですけど、先ほども申し上げましたように県レベルでのその条件整備が遅れた関係で、私どもにおりてきたのが11月だったもんですから、今すぐ言っても11月頃から学校は教育課程の審議に入っておりまして、その時点で言いますと、学校が非常に混乱する関係で9月からとしました。

それで、28年度につきましては27年度の実施状況を見ながら基本的にはこれはもうずっと続けていく方向で県もそのような形でいっておりますし、私どももその方向でよっぽど状況が変わらない限りは続けていきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

28年度以降は4月からずっと1年間通していくということで理解してよろしいのでしょうか。

○教育長（東 修一君）

1年間通してやるわけでございますけれども、例えば4月のこのいろんな学期初めの時期とか、8月の夏休みの時期とか今回も3月はいろいろ行事も多いもんですから、そういうところについてはかえって実施しますと、学校が混乱を来すことがございますので、今回の実施を見ながら12カ月全部かどうかそこは含めてまたやることは事実ですが、その実施回数については今後またできるだけ多くできますように検討してまいりたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

理解いたしました。次に本町の命の教育のことについてですが、先ほどの教育長の答弁で本町ではすべての教科の中で命の教育について行っているということで安心したわけですが、それがただ命の教育が行われるということだけでなくして、児童生徒にそれが伝わるように本来の命の尊さがわかるような感じの授業にしていいただければ、それが一番のあれですが、新聞等の報道でもそういうこれまで命の教育もしてきたのに、それが伝わっていないからこういうことが事件等が起こっているというようなことも書いてありましたので、やっぱりそこあたりの感じ方も児童生徒によって違うと思いますが、そこあたりもですね、各先生方にも促してほしいと思います。

これも、2月の読売新聞の記事からですけど、動物とのふれあいを通して子供たちは命の大切さを実感するというので、動物の飼育による命の教育が今見直されているんですけど、実際は動物を飼育する学校が減っているそうです。記事の中で白梅大学の発達心理学が専門の無藤隆教授は子供は命あるものを可愛がることで命を実感すると話され子供が動物を生きっていると理解する四、五歳から物事を倫理的に考え始める10歳頃までが動物に接する適期だそうです。また、ひと大学の鳩貝太郎東京客員教授は児童にはつらいことだが最大の命の教育は飼育動物の死です。

死がどういうことかを経験し、命のかけがえのなさを知るのです、と話されております。他にも聖徳大学の道德教育が専門の吉本恒之教授は学校に動物がいない現状を懸念されております。6年前ある小学校で調査したところ6年生の2割以上が死んだ命は生き返ると答えたそうで、この背景にはゲームや本の情報に流されるのではとのことであります。

他にも、日本獣医学会では学校での動物飼育を後押しするため、各地の獣医師会と自治体、学校との連携を推進されているようですが、本町での動物や生き物の飼育を通じて、命の学習をしている学校はあるものかお尋ねをいたします。

○教育長（東 修一君）

まず、本町の動物の飼育状況でございますけれども、全ての小学校でウサギとかニワトリというのを飼っているのは実状でございます。

ただ、いろんな病気等もございまして、直接というようなことが近頃こう先輩のほうに移行しておりますが、1、2年生は基本的には今私ども小さい1年生、2年生の頃は理科、社会というようながありましたけれども、これが今生活科となりまして、この生活科の中でこの飼育等を勉強して、そして一部の中では命の教育も勉強しているというのが、実状でございます。中学校では、今飼育をしているのは本町の町内ではございません。

それで、1、2年生の生活科の学習の中でいろいろそういう勉強をしているようにしておりますが、特筆すべき活動としましては、1校ですけれども保健所と連携をしまして、子犬と触れ合い活動をしている小学校はございます。単に触れ合うのではなくて、聴診器で心臓の鼓動を聞いたりですね、あるいは抱く活動をして温かみを感じるとかですね、そのような形でまさにその命を実感する体験をしております。

それから、これはもう本当間接的ではございますけれども中学生は体験学習として畜産農家に行って、牛の世話等をしたりしながら、一部そういう命の勉強もしているのではないのかというふうに感じております。御指摘のとおり、この情報機器等の発達も加わりましてですね、青少年がこのバーチャルリアリティーの世界、これに浸りまして、もう現実と仮想が区別ができないというようなことも言われております。現実生き物に触れる機会というのが、命を大切にすると心を育てる大事な機会であると思いますので、今後とも指導を続けてまいりたいと考えております。

○柏木 幸平議員

各学校で生き物は飼われているということですが、その伝染病やら鳥インフルとかいろんなその心配もあるかと思いますが、またそういうところは地元の獣医師会がさつま町に会自体があるのかはわかりませんが、獣医師さんもらっしやいますから、共済とかですね、個人でもされております。またそういう方々とも協力体制をいただけるものなら、通してですね、そういう動物との触れ合いの中での命の教育というのも考えていただきたいと思います。

この命の尊さということで、自分の命あるいは他人の命こういう命に関することは、以前というか昔であれば、家庭で教わったり、地域社会において、自然にこの先輩たちがおったり、その地域の大人が教えることで自然に身に付いてきたものですが、現在のこの本当に複雑な社会の中では家庭や地域社会での、家族構成とかモラルの低下などで生活環境が変わっております。一概ではありませんが、そういう家庭とか地域の役目が薄くなってきてる状況というか、そういう状況であります。そのような中で児童生徒がいじめを苦にして自らの命を絶つ悲しい出来事も、全国各地で起こっているわけですが、本町の27年度の予算ではいじめ対策専門委員会やいじめ問題対策連絡協議会などの設置、それと中学校を中心にした、これも前からあるわけですけど、スクールソーシャルワーカーや教育相談員の設置など、学校だけで対応できないことを、側面から

支援していただく事業もあるわけですが、町内におけるいじめの実態や子どもの変化に気づいてあげる学校の対応はどうされているのかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

町内のいじめの実態でございますが、この2月末に調査したところによりますと、いじめを認知している小学校が2校、中学校が3校ございまして、大部分のいじめについては解消しておりますものの、現在小学校が7件、中学校が5件、現在指導を継続しているというようなことでございます。

それから、このいじめに対する学校の対応でございますけれども、各学校にはそれぞれいじめ防止基本方針を策定しまして、それに基づきまして、いじめ防止対策委員会、職員で構成する委員会を組織して対応しております。そこで、具体的にこの無記名のアンケートを実施したり、あるいは、定期的に教育相談を行ったりして早期発見に努めております。

もし、いじめに疑われるような場合は校長を初めとして職員全員でですね、組織的に対応をすると、その中で家庭と十分に連携を図る。あるいは必要に応じて、先ほどございました、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談などを利用して細やかに相談活動を行って、一人ひとりの児童生徒に寄り添った、指導をお願いをしてるということでございます。町全体もインターネット等によって非行の範囲が広がっておりますので、町を挙げて取り組む必要性を感じて、この前議会等で専門委員会等の設置も了解を得たところでございます。以上でございます。

○柏木 幸平議員

もうぎりぎりになりました、今回の川崎市の事件をこう思った時に、やはりこの周りも気づいてあげなかったちゅうのが、テレビの報道とかそういうのもありましたので、是非また学校も含めまして、当然、家庭がそういう中心になってくるわけですけど、そういう子供の変化については、また学校も関係がありますので、ぜひそういう子供を見守る体制がですね、町内全域で大人たちでも見守る体制、そういう全体的なことでまた取り組みができる場と思っておりますので、今後また学校管理におきましても体制を整えていただければと思います。

終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

次は、1番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

初めに、認知症の予防についてお尋ねいたしますが、全ての病気にとって予防は非常に大事であります。認知症について、認知症の中でもアルツハイマー型認知症の予防についてお尋ねいたします。

現在85才以上の高齢者の4人に1の方がアルツハイマー型認知症だと言われております。医学の進歩により、将来的には発症をとめたり治ることもできるようになることも予測されますが、それ以前の近い将来65才以上の5人に1人が認知症になるのではないかとと言われております。認知症にはアルツハイマー型の他に、虚血性認知症、これは脳出血や脳梗塞などが原因で、脳の神経細胞が減少して認知症を発症するものであります。大体60代、70代の男性に多いそうであります。この他には、ピック病やレビー小体病という病気による認知症がありますが、認知症のほとんどはアルツハイマー型認知症と言われております。

現在の医学でも発症したら完治は非常に難しくというより、完治できない病気でもあります。

インフルエンザや肺炎球菌のようなワクチンによる予防も出来ず、また発症しなければわからない病気でもあります。ただ、発症しても早く気が付けば進行を抑えることができるようであります。しかるにこの病気はできるだけ早く軽度のうちに進行を止めることが今現在の最善の治療法ではないかと思われまします。町としても、予防策や発症しても軽度で日常生活の中で支障の少ない生活が送れる認知症で留めるための、施策が必要かと思いますが、どのようにお考えか伺いたします。

次に、地方創生事業の取り組みについてであります。先ほど岩元議員と質問と重なりますので、重なったところは除いて質問しようかと思いましたが、時間の関係でできませんでしたので、重なる場所が多々あるかと思いますが、お許しを願って質問をいたします。

人口の東京への一極集中や少子高齢化が進み、地方都市の持続性が低下する状況の中、東京中心の経済成長モデルは限界に近く、今後は地方経済の自立と成長が重要になることから、国は自治体のまちづくりや企業の新規事業に助成を行う制度を導入しております。

この事業のために、安倍首相が本部長としてまち、ひと、しごと創生本部を設置し、若年層の就労、結婚、子育て支援、東京一極集中の歯止め、地域課題の解決といった、基本方針のもとに設置されたものであります。

1つに、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、2つ目に、東京一極集中の歯止め、3番目に、地域の特性に即した地域課題の解決、の3つを基本的視点の元にし、効果の高い政策を集中的に実施、脱ばらまき型投資、あるいは省庁の縦割りの排除、ワンストップ型政策の展開、税制、地方交付税、社会保障制度などのあらゆる制度の一体的検討、国は支援に徹し、地方の自主性、民間の創意工夫を後押しするという姿勢で、年内に長期ビジョンと総合計画をつくるものであります。

本町もこれらを十分活用されるものと思いますが、政府が地方再生の目玉に上げる国から自治体への官僚らの派遣が全体で100名程度となる報道があり、本町でも派遣の要請をされているかと思ひます。内容は約25名が中央省庁の若手中堅職員、75名が公募で集められた大学やシンクタンクの研究者で期間は2年程度とされております。この派遣要望については、首長から応募理由や地域活性化計画などの聞き取りをした上で、本年4月から派遣がされるようであります。町長はこれまで選挙公約マニフェストにあげられた住みよいまち、子育てにやさしいまちなど実現のため、他市町村に先駆けた政策を取り入れてこられました。今回の事業はこれまで以上の施策化、新たな施策がなければ国からの交付金は減額か、もしくはないことは想定されます。

これらを踏まえ、これからは持続可能な施策としてどのようなコンセプトを持って臨まれる考えかお尋ねします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

最後の質問者であります平八重光輝議員のほうから2点にわたりましての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

まず認知症予防についてでありますけれども、国の推計値によりますと認知症及びその予備軍と思われる高齢者2012年におきましては462万人と言われております。高齢者に対する割合が7人に1人ということになったようであります。高齢者の進展によりまして、団塊の世代が介護の中心年齢になります2025年にはこれが約700万人、高齢者の約5人に1人になると予想されております。

現在この予備軍といわれているMC I、400万人と推計をされておりますので、おそらく

800万人を超えている状況にあります。65歳以上の出現率では28%という割合になるようであります。このようなことから国におきましても、今年の1月に認知症施策推進総合戦略新オレンジプランというのを策定をしております。本町の場合におきましては介護認定者の生活自立度1以上が1,400人、チェックリストによります物忘れ該当者が900人、少なく見て2,300人28%となりますが、潜在的なこの中間層を国の推計値の13%で算定をいたしますと、1,080人となりまして、多く見て2,480人、本町の高齢者の約30%に該当する推計となっております。認知症は症状の総称でございますが、1つはアルツハイマー型の認知症、2つは脳血管疾患性の認知症、3つはレビー小体型認知症、四つは前頭側頭型認知症ピック病などでございます。精神症状とかあるいは身体症状及び神経症状がそれぞれ異なっておりまして、治療法とか対処法等もそれぞれ異なるようでございます。アルツハイマー型の認知症については、高齢者における比率を60%として推計をいたしますと、本町では1,500人ぐらい該当することになります。

早期発見、早期診断、早期治療というのが鉄則でございます。おっしゃるとおりであります。病気に対する理解不足とか、あるいはとまどいから病院の受診に結びつかないというのが現状にあります。介護原因の中でもこの脳血管系の疾患認知症というのは上位を占めております。町では認知症に対する理解、普及に地域包括支援センターを中心に町内の認知症キャラバンメイト28名いらっしゃいますが、そういった方を中心となって認知症サポーターの養成講座とか介護サービス事業者の職員を対象にしました認知症研修会の開催、認知症で地域で正しく周知、啓発をする、認知症オレンジリーダー、こういった方々の養成研修等を開催しております。先日の土曜日におきましても第1回認知症フォーラム in さつま町ということで開催をいたしました。多くの皆さん方に参加をいただきましたが、やはりこの町民の皆様方に認知症の普及啓発に取り組む必要があるかと思っております。

また、医療体制的には専門病院であります認知症疾患医療センターの宮之城病院の認知症サポーター医、あるいはかかりつけ医の方も物忘れ相談医ということでいらっしゃいますが、お話を聞きますと認知症がかなり進行し、生活にこう支障が出るようになってからこの病院を受診されるのが現状であるようであります。これはやはり本人とか家族が認知症ということを認めたくないとか、あるいは怖いといったような感情がはたらいっているのが現実にあるようでございます。また、初期段階においてはやはりこの専門医において病気の種類の特定とか治療方針等の診断を行うことが大事であると同っているところであります。とにかくまずは早期発見することが重要になります。介護保険課で取り組んでおります基本チェックリスト生活実態調査は対象者から95%の回収率であります。数は重複はいたしておりますけれども、閉じこもりの方が294人、うつの方が974人、物忘れが901人ということでございます。軽度の段階でこの治療ができる仕組みをつくるにはこの段階で家族や身近な人は早く気づいて専門病院のほうへ受診をしていただくと、これが一番大事かと思っております。認知症施策の中では認知症のケアパスを本年度から作成中であります。これは認知症の症状とか病理、また相談や医療機関等また予防方法などを含めたパンフレット仕様のものになる予定でございます。25年度におきましては、地域包括支援センターから普及のためのこのパンフレットを全戸配布した経緯がございます。この中に早期発見の目安としての家族会のものも掲載をいたしているところでございます。

結果から即判断につながるものでもございませんが、現在サロン等やサポーター養成講座等で啓発用に使っている検査項目、あるいは本人家族でできる簡易的なものもでございます。認知症ケアパスを含めて手軽に検査ができるようなものを今後も取り組んでいきたいと考えております。本人や家族が治療や予防の取り組みのきっかけになればというふうに考えているところであります。

す。また、認知症の初期集中支援チームということについては、包括支援センターと疾患センターと連携をいたしまして、初期段階での訪問活動を行っておりますが、専門職を含めまして、チーム体制を整えて本格的に取り組むことが必要であるというふうに考えております。また、地域におきましても、本人、家族、地域の協力者、関係機関を含めた地域ケア会議というのがぜひともつくっていただいて活用する、本人のプライドとか自尊心を傷つけないところで病院の受診とか地域での見守り支援が大事であるということでございます。

先般の研修会でもいろいろ出たところですが、やはりこの表面的な理解だけではなくて認知症を正しく知ることがまずは大事かと思っておりますので、自分のこととして次に進める機会に契機になると考えておりますので、多くの町民にそういう機会をつくっていく必要があるかと思っておりますので、これからも引き続きそういう機会は設けてまいりたいと思っております。

次に地方創生の取り組みでございます。東京中心のこの経済成長モデルがひとつは限界に近くなるといことで、今後は地方経済の自立と成長が重要になるということから国におきましては、自治体のまちづくり、企業の新規事業に助成を行っていきたいというような考え方を示されております。本町はどのように取り組むかということでございますが、先ほど来から町の課題とか地方創生に関連しての答えをいたしておりますけれども、人口の減少社会ということでもありますので、これまで以上の取り組みが必要かと思っております。

特にこの人口減への対策としまして、昨年は関係課に指示をいたしまして人口減対策のプロジェクトを設置をし、いろいろ関連するさまざまな事務事業の連携を図ることとしたところでございます。

なお、新たな交付金の対応につきましては、全ての地域の事業でなければならないということはないようではありますが、最も気になりますのは、交付金の配分等が成果主義に基づくという点でございます。一律にやる分もありますけれども、成果主義という金があとに控えているということでもありますので、やはり懸命になって自分のまちへの活性化という意味でやらないといかんのかなと思っております。数値目標の設定の方法とか、あるいはこの成果指標の求め方というのが出されておりますので、こういったことに配慮をしながら交付金が配分をされるということでもありますので、いろんな行政組織だけではなくて、議員の皆様方は当然であります、民間のいろんな方々の意見もお聞きしながらまとめていく必要があるかなと思っております。国のほうやら、先ほどありましたようなことも申し出をしておりますけれども、なかなか派遣の要請については難しい状況もあるようです。また、別枠民間のシンクタンク等であります地方創生コンシェルジュというのがありますので、そういった方向にもまたお願いをしていきたいと考えております。

特にこの子育て環境、先ほどから申し上げますように、子育ての環境とか、人口減になるようなこと、歯止め、そういう対策を主眼にしながら、とにかくこの若い人たちが生き生きとこのふるさとで暮らせるそういう環境づくりというのがいかに大事かと思っておりますので、さらにそういったことをまとめあげながら、対外的にも情報発信をしていかなければならないと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、本日の会議時間は議事日程の都合によりあらかじめ延長します。

○平八重光輝議員

認知症は常に一緒に生活をしておりますと、軽度のうちはなかなか気づきにくい病気でありま

す。重症化しないうちに気づくように、例えば特定健診時に若年性もありますけれども、65歳以上でもよろしいですが、簡単な問診票をつくって問診をするというようなことは考えられませんか。

朝方、担当課長のほうから資料を配布してもらって、非常にいいパンフレットができております。ただ、チェック項目が非常に多いものですから、なかなか今からチェックしますよと言えば相手も構えられるものですから、正確な状況というか回答が得られない可能性もあります。簡単に言いますと、この中にも入っておりますが、長谷川式認知症MC I の判断をする質問項目があります。私も1年ほど前にある所持許可を得るために宮之城病院に行きまして、この認知症テストを受けました。全部じゃなくて5つくらいあったですか、まず最初に行ってきたのは何月何日ですかと言われたら、ぼけ一つとして最初から間違えました。間違っただけ間違っただけに気づくうちはまだいいそうです。いろいろな質問をされた中で、先般のテレビを観てみましたら、一番簡単なのは時計を書いてもらうことだと10時10分を書いてくださいと書いて書ければ大丈夫だそうであります。それとたった1項目で分かりますというのは最近この1カ月以内ぐらいで、非常に話題になったテレビ新聞等のことをおっしゃってくださいと、認知症の方は全く答えられないというようなことをおっしゃっていましたから、このような簡単な問診票というほどの票でないようなのをつくって特定健診時等に、もちろん家庭にも配布してもらって、チェックを家族でしていただければいいんですが、まず特定健診時等にこういうのはできないか、制度的に問題があればですけどもお尋ねいたします。

○健康増進課長（四位 良和君）

特定健診の受診者の中で、いわゆる認知症の問診票の対象となります65歳以上の高齢者を見てもみますと、集団検診においでいただく方が本年度で言いますと963名いらっしゃいます。これに75歳以上の長寿健診の受診者が649名いらっしゃいますので、いわゆる対象者と思われる方が1,600名発生する見込みになります。こうした対象者に聞き取りを実際に実施すると考えました場合に、健診に要する時間、あるいは保健師等の専門職の委託スタッフ等の増やす関係もあるんじゃないかというふうに考えております。いわゆる時間と労力、経費が必要になってくることから、特定健診の受託機関との調整も必要になってこようかと考えております。議員御指摘のいわゆる集団検診の中での問診をとってみたいかという質問の趣旨を考えましたときに、一人でも多くの認知症の疑いがあると思われる方を早期に発見するというのが、目的でありますし、これを介護予防につないでいくということが目的にもあるというふうに考えております。こうした場合に、特定健診の受診者の来場者の中で、現在、特定健診の問診の専門職である保健師がとっておりますので、この際に、気になる方に今言われましたような項目、保健師等十分理解しておりますので、こういう項目の追加項目でその場での聞き取りを行って、認知症が疑われると思われる場合には、介護保険かあるいは包括支援センターへつなぐという方法で経費も兼ねない形で方法で、効率良くできないものかというふうに検討してみたいというふうに考えております。

実際、保健師のほうにも聞きましたところ、200人あるいは300人の中に1人くらいあれっと思う方がいるということでしたので、具体的な形できちっとつなげる形のほうがより現実的であるかなと考えているところであります。

○平八重光輝議員

取り入れられるものならぜひやっていただければと思います。例えばサロン等で高齢の方が来られたり、高齢者の集まりの中で、今から認知症のテストをしますと言えば構えられて嫌がられたり、あるいはもし結果が悪くなかったらその方の自尊心を傷つけたり、人格を云々言われたり

する可能性もありますから、そういうことではなくて、先ほど言いました時計だけでもいいし、何か2つ3つの項目でこれをすれば脳が活性化しますとか、若返りますよというような言い回しでぜひ皆さんやってみられませんかというような形で、検査ですよというような形では拒否反応もあるかと思えますから、これは脳が元気になりますよとか、皆さん若返りますよというような形でこのチェックというか、チェックという言い方が悪いのですが、確認の仕方というようなことは取り入れられないものでしょうか。

○介護保険課長（中村 慎一君）

いろいろな方法があるようでございますので、そういったところを検討して前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○平八重光輝議員

ぜひ後ろを向かないで取り組んでいただければと思います。

独居老人の方ですね、発症については言い方が良くないですが、アルツハイマー型認知症になる確率が高いと言われております。先ほど柏木議員の質問の中で、教育長が答弁された子犬の話が出ましたけれども、一種のセラピーになると、独居老人、一人暮らしの方は、高齢者の方は猫を飼ったり犬を飼ったりされておれば人間とは1日一回も話せなかったけれども、猫や犬と話をして笑ったり怒ったりしておりますということで、話すことで脳の少しでも活性化して認知症にならないための活動をしておりますというようなお話もあります。動物は非常にいいそうであります。私も拾ってきた猫を4匹ほど飼っておりますけれども、非常にかわいいものであります。ただ猫は許可もいらないければ、注射もいなくて税金を払うこともありません。しかし犬は賢いんだけれども注射を打って飼うためのお金を払わなければいけません。なんとかこういう一人暮らしの高齢者の方のそういう費用を助成をして、少しでも経費、経費と言いますかお金を抑えて健康に生活していただくための一助にできないかと思いますが、そういうことはできないものでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

ほんと介護、認知症になる方、あるいは介護をする方に大変なところがありますけれども、そういう生きがいになるようなこと、ペットでも飼っておればそれが楽しみに変わるとかいろいろあるかと思うんですけれども、介護者については何らかの制度ちゅうのはあるみたいですが、具体的なそういうところまではまだ研究の手を打たれておりませんので、今後どこまでできるかですね、確かにこのいろいろ悩みを持つての生活でありますから、どういう形の支援ができるかといえはいろんなところで今、先ほども申し上げられたようなことで町としても地域のサポーター制度とか、いろんな取り組みをしておりますので、そういった面での支援についてはまたこれから力を入れていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

健康保険組合の改善にもなろうかと思えますから、ぜひ前向きに検討いただければと思います。アルツハイマー型の認知症だけではなくて病気は本人はもちろん家族も周りも非常にきつく悲しいものであります。できるだけ早く手立てをされるように要請をいたしまして、この質問は終わります。

次に地方創生事業についてであります。石破地方創生担当大臣は先日のブルーバグのインタビューで各自治体に競争原理を導入することが地方活性化に不可欠だとし、結果として格差が生じることもやむを得ないと言われております。これからは努力した自治体としない自治体との格差が生じてくるものと思われれます。各省庁は、たくさんのメニューを準備しております。総額で新聞によりますと7,200億円と、ひとつに地域の魅力づくりということで、総務省がこれ

はまだ予算が上がっておりませんので、概算要求の金額になりますけれども、約36億、経済産業省は37億、農林水産省は92億、文部科学省はこれは大学関係ですからここには直接関係ないかもしれませんが253億、国土交通省が365億、そのほかに観光に非常に力を入れているようでありまして、国土交通省で1,000億以上のコンパクトシティ公共施設の空間を活用したビジネス雇用機会の創出というようなことでほかに約1,000億、たくさんのメニューを準備してあります。これを全部するということは、まずできませんけれども、先ほど岩元議員のほうからもありましたように、2つ、3つできれば絶対これをやるんだと、どこの町にも負けないぐらいこれをやるんだと全国から視察が来るぐらいのものをやるんだというような決意を持ってやっていただきたいと思います。何か設備をつくって販売所でもよろしいですが、生産所でもいいですが、されることがあるとすればほかの事業でもよろしいんですが、あとの交付金が来なければ困るというようなお話もされましたけれども、ぜひ交付金が来なくてもやっていけるような事業に取り組んでいただきたい。いろんな生産を生まない、利益を生まない事業については、子育てにしろほかのことについても、それらについては必要な予算を自分たちの町で準備しないといけませんけれども。いろんな事業の中で生産を生むものについては、ただつくればいいと、あればいいというものではなくて、必ず黒字化できて今後何十年も運営をできるような施設であり、事業であってほしいと思うんですが、町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の地方創生については、もうこれだけ全省庁をあげて国も法律をつくったりあるいはこの本部をつくったりやっておりますので、やはりこの意気込みというのはかつてないことだと思っております。先ほども申し上げましたとおり国の国家財政が非常に厳しい中でこしこ言ったわけですので、おそらくこれができるのはもう最後だと私は思っております。こういうチャンスのひとつの千載一遇のチャンスだと捉えて取り組まんといかんということで課長会でも全職員にもそれぞれ英知を結集してくれということで提案もしていただいておりますし、まだまだこのいろんな先ほどからも申し上げますとおり、役場だけでなくて議会の皆さん方、そしてまた町民の皆さん方、官民あげていろんな分野から意見を結集しながら戦略をつくりあげていかにやいかんと思っておりますので、どこも金太郎飴じゃまいかんでしょうから、さつま町はさつま町なりの特色をいかに発揮をできるかということにかかっているかと思っております。そういう意味ではほんとにこのみんなから今までないような特色のあるものを出していければいいなというふうに考えておりますので、御意見をいただければありがたいと思っております。

特に今回は先ほどからありますようにPlan・Do・See・Check・Actionというそういうサイクルでやりますよと、それによって評価をしてお金をつけますよということになっておりますだけに、成果が問われるということです。簡単にこの計画を立てて、どういう成果が上がったかとそういうチェックをありますので、簡単に計画をあげるだけではちょっと難しいのかなと思っております。お金がそれだけ影響をするということを言われておりますから、そこは本腰を入れていろいろ考えんにやいかんですけど、ある面においては非常にこう、簡単にはいかないのかもしれませんが、ここ1年間ありますから、1年かけていろんな御意見をいただいてつくりあげていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

国の交付金も全て我々の税金であり、借金であります。ただで日銀でどんどんお金を刷ってくださるお金ではありませんので、そこを十分認識されて事業展開していただければと思います。

最後に町長の意気込みを聞いてと思いましたが、今の答弁が意気込みと思って理解しましたので、以上で質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、平八重光輝議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で通告に基づく一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。本日はこれで散会します。

散会時刻 午後5時08分

平成27年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成27年3月6日

平成27年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成27年3月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 平八重 光輝 議員	2番 木下 敬子 議員
3番 宮之脇 尚美 議員	4番 桑園 憲一 議員
5番 森山 大 議員	6番 東 哲雄 議員
7番 岩元 涼一 議員	8番 新改 幸一 議員
9番 木下 賢治 議員	10番 川口 憲男 議員
11番 米丸 文武 議員	12番 新改 秀作 議員
13番 岸良 光廣 議員	14番 上久保 澄雄 議員
15番 柏木 幸平 議員	16番 舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君
議事係 主任 神園 大士 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日高 政勝 君	副町長 紺屋 一幸 君
教 育 長 東 修一 君	総務課長補佐 角 茂樹 君
企画財政課長 崎野 裕二 君	税 務 課 長 松尾 英行 君
町民環境課長 前田 淳三 君	福祉課長 王子野 建男 君
介護保険課長 中村 慎一 君	健康増進課長 四位 良和 君
農 政 課 長 平田 孝一 君	耕地林業課長 杉水流 博 君
商工観光課長 高橋 哲郎 君	企業誘致対策室長 高橋 哲郎 君
建設課長 三浦 広幸 君	水道課長 岩元 義治 君
教育総務課長 上野 俊市 君	学校給食センター所長 中島 敏男 君
社会教育課長 橋ノ口 賢二 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 4 号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 6 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 7 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 8 号 さつま町地域審議会条例の廃止について
- 第 7 議案第 9 号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について
- 第 8 議案第 10 号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について
- 第 9 議案第 11 号 さつま町行政手続条例の一部改正について
- 第 10 議案第 12 号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 11 議案第 13 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 16 号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 第 15 議案第 17 号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について
- 第 16 議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 17 議案第 19 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 18 議案第 20 号 さつま町水辺公園条例の一部改正について
- 第 19 議案第 23 号 平成 27 年度さつま町一般会計予算
- 第 20 議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第 25 号 平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 22 議案第 26 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 23 議案第 27 号 平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 24 議案第 28 号 平成 27 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 25 議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	5	さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
	6	さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
	7	さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
	8	さつま町地域審議会条例の廃止について
	10	さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について
	11	さつま町行政手続条例の一部改正について
	12	さつま町職員定数条例の一部改正について
	13	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	14	さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正についてさつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
	15	さつま町介護保険条例の一部改正について
	18	さつま町介護保険条例の一部改正について
	23	平成27年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 地方消費税交付金
		7 款 ゴルフ場利用税交付金
		8 款 自動車取得税交付金
		9 款 地方特例交付金
		10 款 地方交付税
		11 款 交通安全対策特別交付金
		12 款 分担金及び負担金（関係分）
		13 款 使用料及び手数料（関係分）
		14 款 国庫支出金（関係分）
		15 款 県支出金（関係分）
		16 款 財産収入（関係分）
		17 款 寄附金
		18 款 繰入金
		19 款 繰越金

委員会	議案番号	件名
		20款 諸収入（関係分） 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費（関係分） 3款 民生費 4款 衛生費 7款 商工費（関係分） 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 12款 公債費 14款 予備費 人件費全部 第2条 債務負担行為（関係分） 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用 24 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 25 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 26 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計予算 27 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
文教経済 (第2委員会室)	3 4 9 16 17 19 20 23	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について さつま町大野活性化センター条例の廃止について さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について さつま町立学校給食センター条例の一部改正について さつま町都市公園条例の一部改正について さつま町水辺公園条例の一部改正について 平成27年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金（関係分） 13款 使用料及び手数料（関係分） 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入（関係分） 20款 諸収入（関係分）

委員会	議案番号	件名
		歳 出 2 款 総務費（関係分） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費（関係分） 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第 2 条 債務負担行為（関係分）
	2 8	平成 2 7 年度さつま町水道事業会計予算
	2 9	平成 2 7 年度さつま町簡易水道事業会計予算

△開 議 午前９時３０分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成２７年第１回さつま町議会定例会第３日の会議を開きます。

△日程第１「議案第３号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」、日程第２「議案第４号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」、日程第３「議案第５号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」、日程第４「議案第６号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」、日程第５「議案第７号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」、日程第６「議案第８号 さつま町地域審議会条例の廃止について」、日程第７「議案第９号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」、日程第８「議案第１０号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」、日程第９「議案第１１号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、日程第１０「議案第１２号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第１１「議案第１３号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第１２「議案第１４号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第１３「議案第１５号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第１４「議案第１６号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」、日程第１５「議案第１７号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第１６「議案第１８号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第１７「議案第１９号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第１８「議案第２０号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」、日程第１９「議案第２３号 平成２７年度さつま町一般会計予算」、日程第２０「議案第２４号 平成２７年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第２１「議案第２５号 平成２７年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第２２「議案第２６号

平成27年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第23「議案第27号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第24「議案第28号 平成27年度さつま町水道事業会計予算」、日程第25「議案第29号 平成27年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

これから2月26日提案がありました、日程第1、議案第3号から、日程第25、議案第29号までの議案25件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」から日程第5「議案第7号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

次は日程第6「議案第8号 さつま町地域審議会条例の廃止について」及び日程第7「議案第9号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

1点だけお尋ねをいたしますが、この後にも行革の関係も出てくるわけですが、この公共施設のいわゆる用途廃止については、いろいろと国の制度も変わってきているかと思うんですが、会計法に基づくものあるいは補助要綱に基づくもの等について、いわゆる施設ごとには若干差異はあるかと思うんですが、従来からすると緩和されているのかどうか、あるいはその年数等もわかればお知らせいただきたいと思います。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

一般的なこととしてですけれども、行革の推進にあたりまして、あるいは合併の移行についてですけれども、補助金の適正化法に関する法律等の運用につきましては、こういった行革が進むように措置がなされたところでもありますけれども、それぞれ省庁ごとに取扱いが違うということでありまして、それぞれ補助金の出所の省庁ごとに対応しているところでございます。

なかなか、それぞれ事務的には簡素化されていると申しまして、それなりに厳しいようでもあります。

補助金につきましても、その内容にもよりますけれども、建物の状況によりまして、建物の経過年数ですとかそういったもので、残存価値あるいは、そういったもので対応がなされるというようなことであります。

○宮之脇尚美議員

まあ、わかる範囲でできればいろいろそういう補助で造ったものあるいは起債を全部充てたものというような施設もあるかと思うんですけども、施設ごとと言いますか、いわゆる建物とかあるいはその他の施設もあるかと思うんですけども、おおまかでも結構ですけども、もしわかる範囲でまとめられたら、表にしてまた後日提出いただけたらと思うんですけども。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

今後２７年度をめどにですけども、公共施設等の総合管理計画等も策定の予定でありますし、そういった作業も進めておりますので、できた段階でお示ししたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

大野活性化センター条例、ちょっと私……。

○議長（舟倉 武則議員）

マイクをもうちょっと近づけてください。

○川口 憲男議員

私、中身をちょっと精査しましたけれども、例えばですね、今この大野活性化センターというのは、俗にいう集落公民館だと思いますが、この当時つくられたときにやっぱし、農政関係の事業を県の事業とかいろんな事業をしてつくられる施設なんですけど、やっぱしこの活性化センターを地域に、これ条例を廃止ですけども、地域にそれを全部投げかけるということだと思んですけど、今後、こういう公民会の施設を農政課あるいは、耕地林業課ですか、そういう県の助成を使ってつくった場合、何年間くらいの猶予を見ているのか、何年目にこういう活性化センター条例を廃止するような考え方だったのか、最初説明があったと思うんですけど、わかればお示し願いたいと思います。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

補助対象の県営の中山間の総合整備事業でつくった施設でございまして、補助対象財産の財産処分の弾力化というのでいきますとおおむね１０年を経過した後の財産処分ということでなっておりますので、そういうことで考えているところでございます。

○木下 賢治議員

議案第８号の地域審議会の廃止についてをお尋ねしますけれども、過去１０年、私も何回かこの審議会の開催の回数についての提言とか、出された意見等についても質問した経緯があるわけですけども、合併して１０年、これでまあ審議会を廃止される方向になるわけですけども、今後、そういう旧町域の意見の収集といいますか、そういうものについての代替案的なものの考え方があるものかということと、なんでこんなことを言うかといいますと、自分で感じることもなんですけども、高齢化が進んできたせいもあるかと思うんですけども、きのうも少し話があったわけですが、まあ、町民の町政に対する意識というものがどうもこう薄くなってきているように感じております。本当に残念なことで、私も町民に対して嫌なことも言ったりするわけですけども、そういう意味で諦めムードというか、どうせ、もうおいなんかやゆたちやっせんとかもう決まっちゃいこっじゃどとか、というような意見を聞くときにほんとかう歯がゆい思いをするわけですけども、そういう意味で、もうちょっとそういう町の活性化に向けた町民の提言というものを期待するわけですが、そういう今後の取り組みの代替案的なものはないものか。

○町長（日高 政勝君）

この地域審議会につきましてはもう御案内のとおり合併の法律に基づきまして、こういう旧町

ごとにこの地域審議会を置くということになっておったわけでありまして、10年間という期限付きの法でございましたので、条例もそのような定め方をしておりましたが、そういう時限条例をうたっていなかったものですから、あえてこの条例の廃止を提案をいたしているところであります。

今ありましたとおり、やはりこの3町が合併をいたしまして、まあ均衡ある町政の発展を期するということはもう大前提になっておるわけでありますので、今後におきましてもおっしゃるとおり、これに変わるような組織ということになりますと、今あの町の総合振興計画というのがございます。これはいろんな各団体の代表とかあるいは、例えばこの地域バランスを考えてそういうことも委員にメンバーとして入っていただければ十分可能になるかと思っておりますので、今後そういうメンバーの選定にあたりましては、地域からの御意見が十分反映をされるような委員の構成をしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件についてはお手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

次は日程第8「議案第10号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」から、日程第18「議案第20号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」までの議案11件を一括して議題とします。各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案11件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案11件についてはお手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

次は、日程第19「議案第23号 平成27年度さつま町一般会計予算」を議題とします。提案理由については説明済みであります。これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

委員会もありますが、所管外のところでちょっとお聞きします。

総務管理費の17目（「何ページですか」と呼ぶ者あり）済みません、56ページ17目、地域おこし協力隊事業が新規で今度、27年度、取り行われておりますが、この地域おこし協力隊員が6カ月分、96万円の予算を計上されておりますが、内容的にもう少し、どういうふうな活動をされて、あるいは、この6カ月分の地域おこしですか人数がどれくらいで、どういうことを任務といいますか、事業としてどういうことをされていってこういう新規事業が動いていくのか、その説明を再度お願いいたします。

それと、環境の環境係のほうの99ページ、よろしいでしょうか。99ページ、衛生費1項保険衛生費の8目環境衛生費99ページですね、不法投棄パトロール2名の方を採用されまして、今回は巡回とか回収等を行うという事業が新規でできておりますが、以前から20名の方に環境美化推進員ということの選出があつて、今もことしののにもそれが計上されておりますが、その

方々との連携はどうされていくのか、環境課のほうで一律されて、この不法投棄パトロールの方に内示をされるのか、こういう不法投棄のパトロールとか環境美化についてはですね、不法投棄される方を今度は環境の方が集めてされれば、自然と捨てられる方が多いというか、そういうのもあったりして、やっぱしどうしてこれを止めるかという啓蒙が必要だと思うんですけど、その2点の説明をお願いいたします。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

最初の質問の、地域おこし協力隊の関係についてであります。本年度は最初の取り組みを始めたばかりの年ということですが、まず一人ですね、試験的にモデル地域を選定をしまして、導入しようということ考えております。都会のほうから若い方を一人招へいして、地域に住んでいただきまして、地域の方々と活性化に関するような取り組みを進めて頂くということ考えておりますが、具体的には農政部門で薬草関係の今取り組みを少し着手しておりますので、そういったところで、薬草等の栽培あるいはその、販路拡大そういったところからを含めまして地域との交流を図りながら事務を進めていただきたいということ考えております。

半年分の計上であります。4月から募集といいますか手続きを進めまして、できまして9月以降10月以降ですか、から採用ができればということ考えているところであります。具体的には、地域につきましては、小学校が統廃合される5つの地域に的を絞りまして、その中から、モデルになるような地域を選定して進めていきたいと考えているところであります。導入のところを企画のほうでやりましてから専門の方がその農政に興味のある方で採用ができれば農政のほうにつないでいきたいと思っております。以上です。

○町民環境課長（前田 淳三君）

ふるさと環境保全推進事業費の関係でございます。これにつきましては、23年度から25年度までの3年間、緊急雇用創出事業で不法投棄のごみ回収を主に実施した事業がございます。本年度においてはこれを引き続き実施をするということございまして、この不法投棄、今でも減るどころか年を追うごとに増え続けております。この現状を打破するためにも、警察と協力をしながら今、対応いたしておりますけれども、投棄者が判明しない場合、その取り扱いといたしましては、当然にして、私どものほうで処理をしなければならないという実情もございます。そういう絡みから今回、ふるさと環境保全推進事業をもって対応するというところでございます。

それから、環境美化推進員との絡みでございます。これにつきましては、各地区に公民館単位に各1名、それぞれ環境美化推進員を設けてございます。これにつきましては同様、環境のパトロール、地区内の公民館内の環境パトロール、それから、ごみの指導・啓発ならびに不法投棄、かれこれ見回り巡視をしていただいているところであります。とりあえず不法投棄のあった場合、これにつきましてはまた環境係の方に申し出いただいて、ふるさと環境保全推進事業の方々と共に連携しながら対応してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○川口 憲男議員

地域力創造、地域の再生、これ名前のとおり一人採用されてその薬草販売、それから栽培まで含めてやっていくということの流れで、薬草の栽培とか、いろんなものに絡んでいったら、当然農政のほうかあるいは耕地林業のほうで絡んでこんにゃなんところがあると思います。そこ辺りのところはこれから始められる考えでこういうのを予算計上されたのか、それとももう予算を出す段階で各担当課、あるいは企画財政のほうで、おったほうがいいよねというようなことでこういう予算を計上されたのか、そのところをもう少し、うちの町に欠けている、私が一般質問でもしましたけれども、総合的に農政というのは全体がまとまっていたて、栽培から販売、そうい

うふうにつながっていかねば意味がないんじゃないですかということも町長に申し上げましたけど、そのところの流れをもう少し。というのが、6カ月じゃ中途半端になるんじゃないですか、栽培されても4月から始められて栽培されても、収穫までつながらないんじゃないかと思います。町内にはこの薬草というようなことで、ドクダミとかヨモギのヨモギ茶とかというようなもので健康増進にいいですよということで鹿児島市内にも乾燥されていらっしゃる方がいるんですが、そういうところも含めたこの予算計上をされるべきと思うんですが、再度詳しくそういうところを教えていただきたいと思います。

それとですね、この環境整備事業の不法投棄パトロールの方、以前から環境美化推進員の20名の方がいらっしゃるんですけども、やっぱし20名の方々がパトロールされとって、課長の説明にありますように不法投棄が減らないんだと、どうしてもこげんあれば巡回して回収もせずにやいかんということであれば、ここあたりとの連携を密にして、この不法投棄をいかに減らすかということでこういうパトロールの新規事業をなされるべきと思うんですけども、なかなか今の課長の説明を聞いておっても、そことの連携があまり見えてこないような気がするんですけど、そこのところ再度説明頂きたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの、地域おこし協力隊、このことについてちょっと私のほうからお答えをさせていただきますが、これは全国でこういう活動をやっております。各市町村ですね、各市町村ということではないんですけど、例えば近いところでは薩摩川内市、県内でもいくつか大島の地域もやっておりますが、やはりこの都会の地域の皆さん方が、若い人たちですけども、この地域に入り込んで、例えばこの3年間という期間もありますけども、実際住み込んで地域の皆さん方と一緒に村づくりと一緒にやりましょうといういろんな支援活動をやられる方々を募集をして、本町も初めてですが、取り組んでいこうということであります。その中で、3年間過ぎたら場合によってはそこに住みつくという方が例がかなり多いです。一つは、そういう形の取り組みをしたらいわゆる創生事業といわれておりますとおり、その一貫にもなるんじゃないかなと思っております。そして、実際その地域の皆様方と一緒に汗水を垂らして色んな村づくり活動に参加をしてその支援をしていく、そういう方々ですので、非常にこう熱心な方々だと思っておりますので、今この桑茶のことを申し上げましたけれども、今非常にこの漢方の関係については御案内の通り、国内産というのがもう1割くらいしかないと、ほとんど中国産ですかね、そういうことに依存をしている度合いが高いですので、やはりこの国内でもある地域資源というのをもっと生かせないかということで、ある大学の先生からもアプローチをいただきまして、さつま町がかつて養蚕の地域だったということで、桑の栽培については先進地的なところでしたので、もう一回桑の栽培をしてこの桑茶というひとつの漢方薬としての原材料としてやっていただいけませんかということをしておるもんですから、先ほど柁野地区というのは、一つはこの桑園の団地をつくって養蚕に一生懸命取り組んだ地域であると。ほいでまた、そういうところにお話をしたら、ぜひやってみたいというようなことで、既にもう町についていらっしゃるわけですが、桑茶をつくって、できたら、この工場のほうまで粉にして乾燥して粉にして出すというところまでいけば単価も上がるということであります。お茶がこういう時期になってますから、地域のお茶農家にとっても、そういう茶工場を利用してやりたいということも考えていらっしゃいますので、できたらそういう方々のいろいろな活動に対してのこう支援するサポーターですね、サポーター活動として若い人たちが入ってやっておる方々がかなり全国の中でたくさんいらっしゃるということでありますので、そういう方々を公募をしてやっていきたいということで、人件費がもちろん要りますけれども、これらについては特別交付税が財源としては当てられるということでありま

すから、特別な財政需要として国が見てくれるということでもありますから、そういうことも活用していきたいということでもあります。当初はこの1名ということでもありますけど、できれば、そういう人がもっともっとたくさんいれば、将来的にこのさつま町はいい町だなあとということで住み着いていただければこの上ないことでもありますから、そういう形で取り組みをしていきたいということでもあります。

○町民環境課長（前田 淳三君）

議員お尋ねの環境美化推進員と今回のふるさと環境保全推進員との絡みでございます。環境美化推進員につきましては、月1回巡回指導、また、ごみ処理の状況、また不法投棄の状況など月1回その結果報告がなされております。それに基づいて、本年度は私ども環境係がその対応をいたしたところでございますけれども、今回のこのふるさと環境保全推進員をもって今度からは対応させていただきたいと、連携を密にとりながら対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁いただきました。町長、こういう新規事業をされる中でですね、やっぱし今町長の答弁にありましたように、加工業までいけるような事業を取り組んでいく、あるいは、ただこれを支援するだけで桑の葉のことは私も聞いておりましたけれども、桑の葉をつくれ、何をつくれだけじゃなくして、今町長の話の中にありますように、製茶工場なりでの乾燥とか時期以外の時にある、あるいはそういう関連のところまで結びつくような事業体系をもっていただきたい。もう今はそういう時代でないと、この新規雇用者の方々の若い人たちの目的を持って雇用されてあるいは町内に住んでいただける、これはもう最高のことですので、事業としては私もあれは申しませんけども、やっぱしそういう流れを販売まで繋げるような方向性をとった事業に取り組んでいただけるように要請しておきます。

○町長（日高 政勝君）

要請ということですのでお答えする必要はないかもしれませんが、生産をする以上は引き取るところも決まっておりますから、そこでの連携も持って栽培していくということになっておりますので、工程が乾燥まででいいのか、粉までして出したほうがいいのかというところは今後の課題になっておりますけども、できたらこのある工程までは地元でできて単価を高く上げて出すというのが理想的なことでありますから、それまで今後は研究の一つの課題になっていくだろうと思っております。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、90ページ、民生費の関係ですね、保育士等処遇改善臨時特例事業補助ということで、1,783万2,000円計上してございますけれども、この関係については、今もテレビ、新聞等でもしょっちゅう全国的な保育士の関係を言っておりますけども、我が町につきましては、こういう保育士の処遇改善に当たる、保育士の免許を持ちながら正社員の方、それぞれ保育所で、また一方では保育所によっても、免許を持っているんだけど、それぞれの事情で期間雇用的な保育士で入っていらっしゃる方、もろもろそういう方々がすべてこう対象になるのか、そしてまた、そこ辺りが我が町にはそういう対象者が何人くらいいらっしゃるものかをお知らせいただきたいと思います。

○福祉課長（王子野建男君）

この保育士の処遇改善に係りますご質問でございます。この事業にございましては、保育士の確保が非常にこの近年難しい、厳しい状況であるというようなこと等もございまして、この取り組みがなされた事業でございまして、現在、26年度から事業を実施しているところでござい

す。各保育所の保育園の状況をこうして見てみますと、正規に採用されている保育士さんというのは非常に一握りでございまして、なかなか正規雇用には至らないというような保育園が多いようございまして。従いまして、臨時的に雇用している保育園、そうしたなかで、保育園の運営がなされているというのが実情でございまして。

この制度によりまして、それぞれ計算基礎がございまして、その辺のところは各保育園に委ねられているところでございますけれども、一人当たり、年間5万から8万の間で処遇改善がなされているというような状況でございまして。なかなか各市内の大学等に保育士の勧誘に夏ごろ加入に行かれるようございまして、その時点では都会のほうに保育士さんは就職が決定されているというようなことございまして、大都会の少子化対策に向けまして、どんどん保育士が都会のほうに出ていっているというような状況でございまして。そうしたことを少しでもこうした地方におきましても、保育士を確保できるような対策ということでこうした対策が講じられているというようなことございまして。

○新改 幸一議員

わが町に、そういう対象者、この事業に対象になる人数等はわかっていらっしゃるでしょうか。

○福祉課長（王子野建男君）

この対象者は、保育園全ての勤務されている、例えば正規保育士もちろんなんですけれども、厨房に勤務されている方、そうした方々も全て対象となっているということでございます。この人数につきましては、今ちょっと資料のほう、持ち合わせておりませんので、追って御報告させていただくということでお許しをいただきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

この企画財政課の資料の11ページでございまして、説明欄のところでございます。まず、総務一般管理費のところでございますが、この人事交流費に関わる九州中央整備局地方創生としてあります、これの具体的な内容をお知らせいただきたいと思っております。

この後、行政系のほうですかね、2款1項2目になりますが、職員研修費として九州整備局派遣旅費、これは関連があるかと思っておりますけれども、その内容をお知らせいただきたいと思っております。

あと、もう1点だけですが、同じ11ページの一番下になりますけれども、この危機管理の関心の2款1項18目項になりますが、今回、3年間に限る補助率を最高70%とするというようなことで、予算説明の中でもあったかと思っておりますけれども、中央公民会のほか、今回予定をされている公民会数というのをお知らせをいただきたいと思っております。あわせて、今回70%にされた主要な理由というのを説明をお願いを申し上げます。

○総務課長補佐（角 茂樹君）

御説明を申し上げます。九州地方整備局への職員派遣でございますが、27年度、1年間をかけて今回、九州地方整備局へ職員を1名派遣をするという予定であります。以前ありましたように、人事交流という形ではございませんで、こちらから1人だけ派遣ということで、向こうから派遣があるということではございません。

もう一つの無線放送施設の今回5割を7割に上げた内容等についてでございますが、もう既に御承知のとおり、公民会行政無線につきましては、こちらの防災行政無線から各公民会長さんへの戸別受信機を通じまして、公民会の操作卓へ送信をされ、それから公民会の皆さんへの放送という形になっておりますが、今回強化を図ろうというものにつきましては、この戸別受信機以外の共同の部分、つまり操作卓、送信機そしてまた、中継装置が必要な場合においてはその中継装置までを含めた部分を5割から7割まで上げようという観点でございます。戸別受信機につきましては、従来通りということで、計画をしているところでございます。27年度の計画につきま

しては、今現在、公民会から申請が上がってきているのは仮屋原公民会のほうから1件、27年度にやりたいという申請があがってきておりますので、その分についての対応を考えております。まだほかにも二、三御相談等は今現在あるところでございます。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

今回、こちらから派遣をされるということで、説明があったわけですが、これについては地方創生ということで記載をしてありますけれども、その関連の派遣なのかということが1点。それからこの無線放送施設でございますが、戸別受信機については従来どおり50%と、その他の機器については、70%に引き上げると、強化を図るということで説明があったわけですが、これまで、各公民会それぞれ必要な経費については、50%補助で対応をいたしてきているわけですね。そこら辺の均衡というのはどのようにとらえていらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回あの1名を国土交通省の九州整備局に派遣をしようということに計画をいたしておりますけれども、従来この人事交流という形でお互いに国家公務員がさつま町に来ていただく、また、うちの職員が整備局のほうにいくという形の交流であったわけでありまして、当初はそういう形で国交省のほうにも御相談を申し上げましたけれども、なかなか国のほうが、職員が非常に厳しいというようなことでありまして、私のほうとしては、とにかく今、川内川の改修がある程度激特は終わりましたけれども、ダム再開発のまだあと2年抱えておりますし、そしてまた、今ようやくこの激特のあとのこの屋地、虎居地区の川内川のこのかわまちづくり事業について環境整備を、どうしてもこれから県立公園も整備が始まっておりますし、合わせて、今後の新たな観光地域としての整備が必要だろうということで、こういう関連もありまして、職員を、技術者でありますけれども、派遣をいたしまして、いろんな研修をする機会を与えていきたいと思っております。また、派遣のところもおそらく、河川部のほうになるかと思っております。

○総務課長補佐（角 茂樹君）

無線放送施設につきましての、従来、今現在整備されている公民会との、均衡をどう図っていくかという観点につきましては、以前議員のほうからもご提案があったような今現在、維持管理費を図る上でも非常に公民会とされては無線についても結構費用がかかるといったところで、今回、27年度予算ではございますが、公民会放送無線に関しまして、維持管理に関する対応策として、既に設置をされている公民会に関しては維持管理費を支給するというような要綱を制定して行っていくという手続きを今現在進めている段階でございます。

以上です。

○宮之脇尚美議員

ただいまの人事交流の関係で、派遣職員の問題でございますが、これについては、特にかわまちづくり事業、この河川のいわゆる環境整備ということについては、非常に整備局のほうも従来から積極的に取り組みたいというような意向もありましたので、ぜひこれについてはまた、派遣ももちろん必要ですが、町長もぜひ、整備局のほうに機会あるごとに足を運んでいただいて、ぜひこれは実施していただきたいと、流域住民の非常に強い希望もございますので、これについては極力そういう形で進めていただきたいというようなふう思うところであります。

それから、この無線施設については、従来私のほうからも、維持管理の関係でいわゆる保険とそれから、例えば公民会長が交代された場合の、その移動の関係で非常に3万円近くの経費がか

かるということで、今回から予算をある程度見ていくというような形で計上されていると、これについては一定の評価をしたいというようなふうに思うところでございますが、今後このデジタル化を図って、放送についても、今は町からの一方的な放送になるわけでありましたが、かなり高齢化が進んで、どうしてもやっぱり機械の操作というのが、公民会長さん方もなかなか手慣れない部分で、私のところも公民会長が代わって去年から非常に長く不都合が生じておりました。これは機械の関係なのか、操作をする関係なのか、ちょっとどうかはわかりませんが、全く放送が聞けない状態というのがしばらく続いた、1カ月以上続いたという形で、非常に住民の方もそういうところで懸念をされていたわけですが、ぜひこちら辺については、操作の手順とか、あるいは非常時におけるそういう対応というのについては行政連絡員の研修会等もありますから、再度また、新しい公民会長さん方、特にこういう機械操作というのは、なかなか不慣れな方については、大変だと思いますので、そういう研修会の折にでもぜひ徹底していただきたいといったふうにこれは要請をいたしておきたいと思います。

○木下 賢治議員

企画費なんですけれども、さつま町移住セミナー in 東京というようなことで、125万の予算が計上されているわけなんですけれども、新規事業としての内容の説明をもうちょっと詳しくほしいということと、額的に開催の回数とか、派遣の人用とかを含めて説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

移住定住セミナーにつきましては、商工観光課企業誘致対策室の関係でありますが、私がヒアリングを受けた内容ですけれども、これにつきましては、移住定住セミナーほか、その他の業務も含まれております。移住定住セミナーにつきましては、関連の国の組織に加入しまして、東京のほうで移住定住窓口を設けまして、そこで移住定住に関する情報交換を行うということですが、そういった組織に加入することで、そのときのチラシに名前を折り込んでいただけたとか、いろいろかねての情報もいただけたというようなことで伺っているところであります。初めての試みということですが、こういったことで、都会からさつま町へ招へいといいますか、お招きして住んでいただければということで、そういった連携を取っていきたいということでの旅費等でございます。

○町長（日高 政勝君）

捕捉をさせていただきますけれども、今東京に田園回帰支援センター、いわゆるNPO法人の組織がございます。有楽町ですけれども、そこに先日もお伺いしたんですが、ここにこの全国の窓口を県によっては設けているところはあります。まあ市町村はちょっとないかもしれませんが、例えばこの前新聞にも発表になったとおり、あそこにこの窓口を設けて都会の皆さん方、これから中高年に限らず若い人たちがこの田舎で生活をしたい、田舎に行って子育てをしたいとか、今まではこの中高年の退職者の皆さん方がこの田舎のほうに帰って農業をしたいとか、そういうこともあったみたいですが、だんだん年齢が若い人たちまでこのシフトをしてきておって、これからの生きがいというんですか、そういう形で田舎暮らしをやってみたいという希望の方がかなり増えているというようなことでありますので、その窓口を作っております。非常に便利なところでありますが、そこが非常に最近、この相談に来る方がかなり多くて、例えばなぜ山梨県が一番住みやすい県かと言われているのは、山梨県があその窓口を設けて人を派遣してそこに情報をどんどん出して、私の県に来たらこんな生活ができますよって情報発信をしているんですね。そういう形で若い人達がそこに住みついていくという形があるようでありますから、やはり私どもとしましてはホームページとかいろいろありますが、そういうところに情報発信をしなが

ら都会の方々にやっぱ知ってもらって、できたら来ていただく、まだ欲を言えばこの住んでいただくような形になっていけば、地方創生、人口減の歯止めに少しでもですねつながっていくんじゃないかと期待を持っているもんですから、今度先般もその役員の皆様方と懇話会をしてとにかくこのこういう機会を設けていきたいので窓口を設けていただけたらということをお願いもしてきましたが、人を派遣したらちょっと高くなりますので120万とかですね、そういう負担金も出てきますが例えば窓口を設けてそうするととなると月10万とかですね、ただそうしても120万、年間ですけど、例えば人が一人でも二人でも来たらですね、安いもんだと思いますけどもとりあえずその情報発信の窓口の加入をしていきたいと、そういう段取りで今進めているところであります。

○桑園 憲一議員

76ページですね、3款1項2目の老人福祉費の敬老行事についてですが、70歳以上を対象に一人580円の単価で6,800名分見てあるわけですが地域によっては75歳、あるいは80歳という敬老行事が行われているわけですが、そういう70歳以上から74歳、対象に外れた方々、そういう方々についてはなんらかの形で対応はできないものか、あるいはこういう敬老行事を地区社協ですかね、任せてそのような形で今までもやってきているわけですけど、果たしてそれが本当の敬老祝賀会という形でいいのか、そこあたりについてお尋ねします。

それから、77ページの在宅福祉アドバイザーの謝金、前年度までは3,000円だったわけですがことしは一人5,000円になっているようですが、この2,000円の値上げの根拠について伺いたします。

それから、135ページの7款1項4目のガラス工芸館、このガラス工芸館の会社のほうからちょっと聞いた情報ですけど、施設について交渉次第では買い取ってもいいんじゃないかというような話をちょこっと耳にしたわけですが、そこあたりの交渉事はあったものか、なかったのか確認したいと思います。

○町長（日高 政勝君）

敬老行事の関係であります、これについてはですね、最近非常に高齢化率が高くなって地域の行事として取り組みをしていただいております。

対象者が非常に増えているもんですからやっぱり年齢を上げた形でやらざるを得ないというのが実態でございます。もうところによっては70歳以上では部屋もあばかんちゅうような状況があったりですね、対応も大変だということで年齢をもっと引き上げるとかですね、そういうことになっておるようでありますので、やはり、確かにこの65歳から高齢者と言われておりますが、これだけ長生き、健康ですからすばらしいことでありますけどやっぱりある面においてはお祝いについてはですね、もっとやっぱり生涯現役で頑張ってもらわんにやいかんということもございしますので、やっぱり75歳とか、ところによってはされているところもありますので、そこはやっぱり地域にもうお任せしないとですね、これを町でどうするかちゅうことになるとうち大変なところもありますのでやっぱりそれぞれの地域によってこういう催しをされたほうが皆さんが参加しやすいし、また、より楽しいお祝いの機会になるんじゃないかと思っておりますので、これはもう地域のほうにお任せをいたしておるところであります。

それから、在宅福祉アドバイザーとですね、もう一つ健康づくり推進委員、この方々も年間いろんな活動をして気持ちだけ3,000円だったんですね、これから高齢化がどんどん進んで、きのうも認知症の問題の一般質問にもございましたけどこれから認知症の関係とかあるいはこの、そういう方々が非常にこう5人に1人、将来は3人に1人ぐらいになりますよという状況がもう目の前に来ております。そういう中で地域でのですね、見守り活動、声掛けとかそういう体制を

これからつくっていかないととても大変だと、今もう地域によっては孤独死をされたりという事態もなきにしもあらずでありますのでやっぱりお互いにこの共同社会の中で助け合い、見守り、そういう共助の社会をつくりあげていく、そのためには民生委員の方々、在宅福祉アドバイザーの方、健康推進員、皆さん方の御努力をお願いしないと行政だけではなかなか難しい面がございます。共助の社会というのがやっぱり言われています通り、自分たちの地域は自分たちでしっかりとお互いで助け合って見守っていきましょうよというのをつくりあげていくためにはやはりこういう人たちの御協力なしではできないことでもありますので、ますますこういった方々の役割というのは大きくなっていきます。したがって、ほんのわずかで気持ちだけありますけども、今回上げさせていただくように要求をいたしているところであります。

民生委員の方々とかですね、一緒にの体制の中で、あるいは公民会長さん方々も一緒になってやるということになってもらっておりますが、今回その辺の体制づくりについては、過去にも公民会に福祉部をつくっていただきたいということも提唱をしておりますけども、行政連絡員への研修会、行政推進員の研修会が年度初めの4月にありますので、その中にそういう事例発表までしてですね、本当にこれからこういう時代になっていきますからお互いにやっていきましょうということをやっていきたいと思っています。そういう御提言も先ほどの議会の中でもいただいてありますし、これはもう担当課のほうにそういう指示をしておりますし、実際そういう活動をされているところの発表までですね、地図に落としてこういう方々がいらっしゃいますよという活動をしている公民会もありますので、そういうことを全町的に広げてやっていきたいと思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

ガラス工芸館の取り扱いについてでありますけれども、ガラス工芸館につきましては特殊な建物、ということで特にその他の業者に委託しようとかいうようなこともできない施設でもあります。今入っておられます薩摩びどろに早くから譲渡に向けた、できれば引き取ってくださいというようなことで交渉を進めてきております。ただ従前はあそこの使用料を払うのにも大変きついほど、営業のほうが大変だったということでもありますけども最近新製品の開発などが進みまして使用料等も順調に入っておりますし、今後の見通しもついたということでもあります。そういうことでこちらは他の2施設とは別で、できればもう無償譲渡でいいので、土地はもちろん貸し付けであります、引き取っていただきたいということで交渉を進めてきておりまして、土地は無償貸し付け、施設については、無償譲渡ということで早くから交渉のテーブルについているところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

2つほどお尋ねしますが、126ページのパルプ用の竹材の買い入れ価格を町のほうで上乗せをするということでありますが、以前、私が聞いた話では、民間のほうで十二、三円で購入してパルプ工場のほうに収めているというお話も聞きましたので、町のほうで支援されるのも結構ありますが、何円ということは言えませんが、竹林を管理される方のためにとっては1円でも高いほうが助かるわけありますので、業者のほうと1円でも2円でも価格を上げてもらうような交渉というのは考えられないものかお尋ねします。

もう一つ、134ページの薩摩寒蘭の県大会についてであります、お話しをお聞きしますとこちらのほうでやりたいと、さつま町でやりたいと、できればさつまフェスタと一緒にできれば非常に相乗効果があつて助かると、寒蘭の、日本全国とは言いませんが、関東からこちら中国地

方、四国地方からたくさんの方が見えると、そういう中でやはり大会をするんだったら入場者も多いほうがいいし、さつまフェスタなんかと一緒にあれば、非常に相乗効果も期待できるので、考えられないでしょうかというお話もあります。

それとこの30万円についてですね、この金額を30万円どうぞ、ということだけなのか、あるいはほかに人的な助成とか加勢とかほかに考えておられるかどうかですね、こちらの入場者数とか、対応によっては将来的にずっともうさつま町でやりたいというようなお話も聞いておりますからその辺の対応をどのようにお考えかお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

このパルプの関係ですかね、当初このさつま林産をさつま町に誘致をいたしまして、竹の間伐材と木材の間伐材を引き取って、パルプにして川内の中越パルプに出していただくというものでありますけれども、当初、原竹の場合の引き取りが7円70銭だったんですね、個人から持ち込んだ場合ですね、それを少しでもこの竹のまちで竹林改良を進めて、たけのこの早堀の産地ですからそれを促進しましょうということで町のほうから引き取り価格に1円上乗せをして、去年の10月からさらに1円上乗せをして、新年度から綺麗に10円引き取りにしましょうということでやっております。そして私どもとしては竹の山主さん、竹を切って持ってくる方々にそのお金をやってくださいようことで促進をしているわけでありますので、そういう形で業者が払ってもらってるということで、そういうような補助の性格であります。

それから、薩摩寒蘭の関係ですが、これはもうおっしゃる通りですね、さつまフェスタとこちらのほうでまた従来、宮之城フェスタをやりよった時代から薩摩寒蘭展をずっとこちらでやっていらっしゃったものですから、さつまフェスタは合併して旧薩摩でやるようになったんですが、寒蘭だけはずっとこちらで独立した形で、細々とやっていらっしゃって、去年は虎居公民館でまたされましたですけども、来年はどうしてもこの県の大会をさつま町でやりたいということでですね、11月の21日から23日にやるということで決まっておりますけれども、この日はまた、さつま町がちょうどこちらのほうで色んなこの国民文化祭も、その前に8日もありますし、恐らくその流れでこっちでやって、今度はそのさつまフェスタの関係もですね、こちらでもう「郷土芸能祭」、「ゆるキャラ、大鍋」、その日に物産展もこちらでやっていただくことにしておりますので、ただ寒蘭は時期は1週間あとでございますので、こちらでやってくださるということで。それに対して県の大会だったら寒蘭が町花でもありますし町としてもそんなら、何らかの支援はしましよと、大いにこの寒蘭のPRにもなりますし、愛好者の皆様がたくさんいらっしゃれば、それだけでもまた町のPRにもなるということで、なら支援をしましよということで、一部分の支援をするということで計上をさせていただいているということであります。

詳しいところはまた担当課のほうからお答えします。

○商工観光課長（高橋 哲郎君）

ただいまの、薩摩寒蘭の県大会の関係についてでございますが、先般さつま町の寒蘭同好会の役員会がございまして、そこに出席をさせていただきました。ただいま、町長のほうからもございましたように、ことしの11月13日から15日までの間、宮之城総合運動公園の体育館で実施するというのでございます。町への補助額といたしまして、30万円の要望もございました。

今、県内の連合会の会員の方々が400人ぐらいいらっしゃるということでございます。そのほかですね、県外からの来場者も非常に多いというようなことで、交流人口あるいは宿泊もですね、増えるんじゃないかというふうに聞いております。さつま町の寒蘭同好会の会員が現在のところ52名となっております。大会のですね、全体予算につきましては1,466万円となって

おります。当然、県の連合会あたりもですね、負担金をするということになっております。過去におきましてはですね、溝辺町の上床公園のほうでやっておったようでございますが、今後、あと何年間さつま町で実施するか等につきましてはですね、まだ県の連合会の役員会の中で具体的に検討を進めていきたいというようなことでございました。

○平八重光輝議員

寒蘭の県大会についてはわかりました。

竹材の、ちょっと私の言い方がまずかったのか、町のほうで助成をされて業者のほうで7円何十銭かで買われてちょうど10円になるということは理解しております。あとですね、業者のほうにあと1円でもいくらか高く買っていただけませんかというような交渉はできませんでしょうかと、買い値がいくらかいいちゅうことはわかりませんが、竹林の管理をされる方にとっては、労力やいろいろな材料費等を考えれば1円でも高く買っていただければありがたいというようなお話もありますので、10円が11円になるか、10円50銭になるかわかりませんが、そういう交渉はお考えできませんでしょうかという質問であります。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

木材の買い取り単価でございます。先ほどでましたようにさつま林産は7.7円ということになっておりますが、近隣で言いますと三好産業は6.2円ということで同様でございます。そして吉野木材が7.5円ということで業者さんによっても差がございますので、今言われたことにつきましてはまた、引き取り業者のほうに御相談という格好で提案をしていってみたいと考えております。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。（発言する者あり）答弁保留。

○福祉課長（王子野建男君）

先ほど、保育士の処遇改善の対象者数に対するお問い合わせがあったわけでございますが、先ほども説明申し上げましたとおり園長を始め、保育士、栄養士、それから調理員、あるいは事務員等々、こうした方々等が対象になってございまして、総計いたしますと26年度で236名の保育士等々の保育士さん方にこうした処遇改善が助成されたということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号はお手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第20「議案第24号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第21「議案第25号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第22「議案第26号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第23「議案第27号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第24「議案第28号 平成27年度さ

**つま町水道事業会計予算」、日程第 25「議案第 29 号
平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算」**

○議長（舟倉 武則議員）

次は日程第 20「議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第 25「議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案 6 件を一括して議題とします。各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案 6 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案 6 件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から 3 月 11 日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第 1 委員会室、文教経済常任委員会が第 2 委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。3 月 25 日は、午前 9 時 30 分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会時刻 午前 10 時 36 分

平成27年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

平成27年3月25日

平成27年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成27年3月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	湯下 吉郎 君
企画財政課 長	崎野 裕二 君	財産管理課 長	小永田 浩 君
町民環境課 長	前田 淳三 君	福祉課 長	王子野 建男 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
農政課 長	平田 孝一 君	耕地林業課 長	杉水流 博 君
企業誘致対策室 長	高橋 哲郎 君	建設課 長	三浦 広幸 君
水道課 長	岩元 義治 君	教育総務課 長	上野 俊市 君
学校給食センター所 長	中島 敏男 君	社会教育課 長	橋ノ口 賢二 君
消 防 長	高木 卓朗 君		

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | 議案第 3 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 4 号 | さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 5 号 | さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第 6 号 | さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 7 号 | さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 8 号 | さつま町地域審議会条例の廃止について |
| 第 7 | 議案第 9 号 | さつま町大野活性化センター条例の廃止について |
| 第 8 | 議案第 10 号 | さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について |
| 第 9 | 議案第 11 号 | さつま町行政手続条例の一部改正について |
| 第 10 | 議案第 12 号 | さつま町職員定数条例の一部改正について |
| 第 11 | 議案第 13 号 | さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 第 12 | 議案第 14 号 | さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 第 13 | 議案第 15 号 | さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 14 | 議案第 16 号 | さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について |
| 第 15 | 議案第 17 号 | さつま町立学校給食センター条例の一部改正について |
| 第 16 | 議案第 18 号 | さつま町介護保険条例の一部改正について |
| 第 17 | 議案第 19 号 | さつま町都市公園条例の一部改正について |
| 第 18 | 議案第 20 号 | さつま町水辺公園条例の一部改正について |
| 第 19 | 議案第 23 号 | 平成 27 年度さつま町一般会計予算 |
| 第 20 | 議案第 24 号 | 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 21 | 議案第 25 号 | 平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 22 | 議案第 26 号 | 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 23 | 議案第 27 号 | 平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 24 | 議案第 28 号 | 平成 27 年度さつま町水道事業会計予算 |
| 第 25 | 議案第 29 号 | 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算 |
| 第 26 | 議案第 33 号 | さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について |
| 第 27 | 議案第 34 号 | さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について |
| 第 28 | 議案第 35 号 | さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について |
| 第 29 | 議案第 36 号 | さつま町水道事業条例の一部改正について |
| 第 30 | 議案第 37 号 | さつま町水道事業給水条例の一部改正について |
| 第 31 | 議案第 38 号 | 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 第 32 | 議案第 39 号 | 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |

- 第 3 3 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 4 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 5 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 6 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 7 議案第 4 4 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 3 8 陳情第 2 号 「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書
- 第 3 9 発委第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について
- 第 4 0 報告第 1 号 平成 2 6 年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 4 1 報告第 2 号 平成 2 7 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 4 2 議員派遣の件
- 第 4 3 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前９時３０分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成２７年第１回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第１「議案第３号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」、日程第２「議案第４号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」、日程第３「議案第５号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」、日程第４「議案第６号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」、日程第５「議案第７号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」、日程第６「議案第８号 さつま町地域審議会条例の廃止について」、日程第７「議案第９号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」、日程第８「議案第１０号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」、日程第９「議案第１１号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、日程第１０「議案第１２号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第１１「議案第１３号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第１２「議案第１４号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第１３「議案第１５号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第１４「議案第１６号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」、日程第１５「議案第１７号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、日程第１６「議案第１８号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第１７「議案第１９号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第１８「議案第２０号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」、日程第１９「議案第２３号 平成２７年度さつま町一般会計予算」、日程第２０「議案第２４号 平成２７年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第２１「議案第２５号 平成２７年度さつま町後期高

「高齢者医療特別会計予算」、日程第 22「議案第 26 号
平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日
程第 23「議案第 27 号 平成 27 年度さつま町農業集
落排水事業特別会計予算」、日程第 24「議案第 28 号
平成 27 年度さつま町水道事業会計予算」、日程第
25「議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事
業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第 1「議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」から、日程第 25「議案第 29 号 平成 27 年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案 25 件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常務委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」、「議案第 6 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」、「議案第 7 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」、「議案第 8 号 さつま町地域審議会条例の廃止について」、「議案第 10 号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」、「議案第 11 号 さつま町行政手続条例の一部改正について」、「議案第 12 号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、「議案第 13 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第 14 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、「議案第 15 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第 18 号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第 23 号 平成 27 年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第 24 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第 25 号 平成 27 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第 26 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第 27 号 平成 27 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上の議案 16 件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第 5 号 さつま町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者が外国での勤務、事業経営、外国の大学に就学することになった場合の同行休業に関して、必要な事項を定めるものであります。

質疑の中で、本制度の対象となる職員はどのような場合を想定しているのかただしましたところ、町内の企業等で海外に出向し勤務される場合や教職員が海外の日本語学校へ派遣される場合において、それらの配偶者となる者が職員であるときに本制度を利用することが想定されることとあります。

次に、「議案第6号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法令が改正されたことから、地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要な事項について条例で定めるものであります。

質疑の中で、地域包括支援センターは、4月から委託されるということであるが、管理監督の体制についてはどうなるのかただしましたところ、平成27年4月から高齢者の相談やケアマネジメント等の包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託する予定である。

今後、定期的に会議を開催しながら、行政と地域包括支援センターとの間で情報共有を図り、県内の自治体における連携、体制等も参考にしながら、遺漏のないように取り組んでいきたいとのことであります。

次に、「議案第7号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法令が改正されたことから、これまで、国の省令等で定めていた指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準の必要な事項について定めるものであります。

今回、ケアマネジャーが行っている介護予防の効果的な支援等について、厚生労働省令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準に基づいて、町が基準を条例で定めるものであるが、記録の整備に関しては、保存期間を町独自に法令の「2年間」から「5年間」へ改めて制定するとの説明であります。

次に、「議案第8号 さつま町地域審議会条例の廃止について」であります。

今回の条例廃止は、さつま町地域審議会条例において、さつま町地域審議会の設置期間を「合併の日から平成27年3月31日までとする。」と規定していることから、本条例を廃止しようとするものであります。

質疑の中で、地域審議会の開催回数と活動実績についてただしましたところ、合併後10年間に26回開催し、特に当初の5年間に19回開催している。地域審議会では、合併による地域の一体感の醸成を含めて、町の建設計画や総合振興計画の基本計画に当たる部分について審議がなされ、その結果についても報告してきた。

審議会の中では、公民会の合併、地域窓口職員の設置、空き家対策、企業誘致と定住促進、鳥獣害対策などに関する意見や要望等が出され、それらについては、事業化や制度化等、何らかの措置を講じてきているとのことであります。

次に、「議案第10号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、さつま町行政改革審議会設置条例における庶務の規定について、「総務課」から「企画財政課」に改めようとするものであります。

昨年の機構改革に伴い、行政改革審議会関係の予算を企画財政課で所管していることから、庶務担当の課を変更しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町行政手続条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、行政手続法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることから、同法と同様の内容の改正を行おうとするものであります。

また、今回の一部改正に伴い、さつま町税条例の関係部分の一部をあわせて改正しようとする

ものであります。

次に、「議案第12号 さつま町職員定数条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、新たに策定するさつま町定員管理計画に基づき、平成27年4月以降の職員定数を「354人」から16人減の「338人」に改めようとするものであります。

町長事務部局の職員数は、231人から212人となり、19人の減員となるが、消防職員は3人増員し45人とする事で、充足率の向上と消防の業務体制への充実強化を図るとの説明であります。

質疑の中で、新たな定員管理計画の中では、325人を適正な職員数と説明しているが、今回の改正では、338人を定数として提案していることから、定数が多くなった理由についてたどしましたところ、325人については定員管理計画における最終目標数値である。現在、新たな定員管理計画を策定中であるが、今後も大量退職とそれに伴う職員採用を実施していく中、職員の年齢構成の平準化も図りたいと考えている。そのため、前倒して職員採用等の措置を実施していくことから、最大338人の範囲以内で調整を行いたいとのことであります。

次に、「議案第13号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、さつま町地域審議会条例の廃止及び産業医を設置することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

産業医は、職場における労働者の健康管理等を効果的に行い、医学に関する専門的な知識を有することとされており、常時50人以上の労働者を使用する事業所では、産業医を選任し労働者の健康管理等を行う必要があることから、本町においても、産業医を選任するものであります。

質疑の中で、産業医の報酬額15万円について算定の根拠をたどしましたところ、平成25年度の学校医の報酬実績や、周辺自治体の状況などを参考に算定したとのことであります。

次に、「議案第14号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成26年の人事院勧告に基づいて、一般職の特別給を平成26年12月から年間0.15月分引き上げて支給していることから、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率についても、平成27年4月から一般職員と同様に年間0.15月分の引き上げを行おうとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成26年の人事院勧告により、関係法令の改正が行われたことから、本町職員の給与を改定しようとするものであります。

今回の行政職給料表の見直しによって、職員の給料月額が平均2%削減されるとの説明であります。

次に、「議案第18号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、介護保険事業に係る制度改正及び第6期さつま町介護保険事業計画の策定による介護保険料の改定に伴い、本条例の関係部分を改正しようとするものであります。

平成27年4月から、所得段階に応じて設定する所得階層区分を現行の「6段階」から「9段階」に細分化し、65歳以上が支払う介護保険料の基準額を月額「5,400円」から「5,900円」に、年額「6万4,800円」から「7万800円」に引き上げるものであります。

今回の保険料の引き上げについては、介護報酬のマイナス改定及び1号被保険者の財源負担割合の増加並びに介護サービス利用による給付費等の増加に対応するもので、第6期期間中の給付

費は、3年間の合計で99億1,595万円ほどを見込んでおり、現在の第5期と比較すると、伸び率12.6%、11億937万円程度の増加となる見込みである。

今後も、介護保険の給付費の増加が予想されるため、団塊世代が75歳以上となる時期も見据えながら、介護保険による支援体制づくりの推進を図っていききたいとの説明であります。

次に、「議案第23号 平成27年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費、地域おこし協力隊事業費については、都市部から協力員を受け入れて町内に生活の拠点を移してもらい、地域住民と一体となって地域活動の支援を進めようとするもので、関係費164万6,000円を計上されています。

今回、初めて取り組むモデル事業であることから、小学校再編対象の地域を選定し、協力員には薬草の栽培、販路の拡大及び地域活性化への取り組みについて依頼したいとの説明であります。

質疑の中で、地域おこし協力員の募集方法についてたどしましたところ、4月から準備に入り、10月から協力員1名を採用するもので、年齢は20歳以上35歳未満の方を募集する予定であり、東京、名古屋、大阪など大都市圏の住民を募集対象とするものである。さつま町や総務省のホームページにも掲載して、募集を全国に発信する予定であるとのことであります。

次に、4款1項保健衛生費、口腔衛生推進事業費には、さつまっ子歯と口腔の健口推進事業費について、73万7,000円が計上されています。これは、平成26年度に開始された重点事業であり、今後においてもフッ化物洗口の定着を図っていこうとするものであります。

質疑の中で、フッ化物洗口の実施状況についてたどしましたところ、これまで全ての幼稚園、保育園で実施されており、町内全ての14小学校についても、取り組んでいただけるようになった。現在、小学校での承諾率については、91%となっており、幼稚園、保育園から小学校の全てで取り組んでいるのは、鹿児島県内ではさつま町のみであるとのことであります。

次に、9款1項消防費、災害対策事務費には、防災マップ作成業務の2,994万8,000円が計上されています。

この防災マップは、水害のハザードマップ、原子力防災の避難所、避難経路及び土砂災害警戒区域等の区域を地図上で網羅するもので、全戸に配布するものであります。防災マップの配布時期は、平成27年度中を予定しているとの答弁を受けて、川内原発は再稼働に向けて進む中、町民は原子力災害の避難場所関係には強い関心を持っていることから、できるだけ早い時期に配布できるように要請いたしました。

次は、「議案第24号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等が、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が37億3,085万3,000円となっています。

歳入の9款1項他会計繰入金、財政安定化支援事業繰入金2億2,619万4,000円は、国保財政の安定化のために、法定外分1億6,000万円を含むものを一般会計から繰り入れるもので、前年度当初予算と比較すると1億6,759万4,000円の増額となっています。

平成27年度から国民健康保険税引き上げについては、これまでに広報さつまの特集や公民館長会等の各種会合での説明を実施したが、3月から4月にかけて各公民会総会、花見等を利用して役場職員による報告会を実施しながら、さらに周知を図りたいとの説明であります。

次に、「議案第25号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計

からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億3,502万7,000円となっています。

次に、「議案第26号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費等が、歳入では、介護保険料、国庫支出金のほか一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が32億2,910万円となっています。前年度当初予算と比較すると1,220万7,000円、0.4%の増額となっています。

給付費用は平準化されてきているが、在宅サービスの増加による給付費の上昇が予想されることの説明であります。

次に、「議案第27号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では、使用料のほか一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が4,613万1,000円となっています。

平成27年2月現在、農業集落排水事業の加入戸数は442戸、供用率は88.5%となっており、近年は、佐志ニュータウンでの新設等により若干増加しているとの説明を受けて、毎年一般会計から2,900万円を繰り入れする状況であるが、供用率が向上しなければ一般会計からの繰り入れが続くため、今後も供用率100%を目指して取り組むよう要請いたしました。

最後に、次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、1点目に公用車のリースについてであります。

現在、公用車のリースについては、各課で予算計上しているが、そのリース料金には大きな差額がある。役場全体では、公用車のリース料金が多額となることから、これらのリース契約を集約し、一本化することで経費を抑えるなどの対策を必要とする考えはないかただしましたところ、公用車の賃借については、長期間使用する場合はリース、短期間では単年度のレンタルによる契約を行っている。60カ月のリース契約を結んでいる公用車は軽自動車8台であり、1年以内の短期レンタルは、軽自動車2台、普通乗用車が1台である。

短期レンタル分については、補助事業の利用など、さまざまな事業があることから、単年度1年以内の期間で賃借契約を締結している状況である。リース分については、税務課と介護保険課で合わせて8台を契約しており、これらのリース開始の時期及び5年間の賃借期間を調整できるならば、公有財産を管理する財産管理課において一括契約することで、リース料金をさらに安くできることから、今後、関係課と十分協議し、その方法を実施していきたいとの答弁でありました。

2点目は、ふるさとさつま応援寄附金についてであります。

全国の自治体で、ふるさと納税制度を積極的に活用した取り組みが行われる中、本町のふるさとさつま応援寄附金の事業については、企画財政課の委員会審査の中で、今後さらに内容を充実させたいとの説明であったが、町長とされては、今後どのように取り組む考えかただしましたところ、鹿児島県では、県と市町村で構成する鹿児島応援寄附金の協議会を設立し、県が代表となり、県外への出郷者の方々等にPR活動を実施しており、鹿児島応援寄附金として受け入れた寄附金を、県と市町村で分配しているが、最近では各自治体がふるさと特産品の返礼等を行うことで、積極的な寄附金の受け入れを推進している状況である。

総務省は、返礼競争の過熱に歯止めをかける方針であるが、平成27年4月から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の開始や、税の控除が住民税所得割の1割から2割に拡充されること等もあり、今後もふるさと納税制度の利用者増加が見込まれている。

本町では、これらを踏まえて、返礼品が総務省の指導対象とならない範囲で、ふるさとさつま

応援寄附金に取り組む考えであり、特産品を取り扱うＪＡ北さつま、特産品直売所等の関係者と協議を行いながら、ホームページやカタログの中で、好みの特産品を選択できるようにするなど、寄附される方がさつま町を喜んで応援していただける仕組みを検討していきたいとの答弁でありました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第３号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」、「議案第４号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」、「議案第９号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」、「議案第１６号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」、「議案第１７号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」、「議案第１９号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第２０号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」、「議案第２３号 平成２７年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第２８号 平成２７年度さつま町水道事業会計予算」及び「議案第２９号 平成２７年度さつま町簡易水道事業会計予算」以上の議案１０件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第３号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」であります。

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の廃止及び一部を改正するものであります。

法律の主な改正点は、教育行政の責任の明確化を図る観点から、教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長を置き、教育長が教育委員会を代表し、首長が議会の同意を得て直接任命、罷免できるとしたもので、新たな教育長の任期は３年で、身分的には特別職となる。

また、首長が、総合教育会議を設置し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するもので、附則において、現在の教育長は、教育委員としての任期満了まで引き続き教育長として在職するという説明であります。

質疑の中で、総合教育会議は別に規定を定めるのかただしましたところ、総合教育会議については、条例、規則等を定める必要はないと示されているが、総合教育会議の設置規程については、総務課で規定済みとのことであります。

次に、「議案第４号 さつま町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」であります。

本条例も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うもので、これまで教育長は一般職と位置づけられて、地方公務員法の規定による職務専念義務が課せられていたが、今回の改正により、新たな教育長は特別職となることから、地方公務員法の適用から除外されることになった。

これに対し、改正後の法律において、新たに職務専念義務の規定が追加されたことから、新たな教育長に関しても、地方公務員法と同様に条例で定めようとするものであります。

また、新たな教育長については、常勤の特別職という位置づけであります。今回の改正により、職務専念義務が課せられることから、勤務時間を特定し職務に専念すべき時間を明確にするため、本条例を制定するものであります。

次に、「議案第9号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」であります。

本条例は、公の施設の管理計画で、民間へ譲渡する施設に計画されている大野活性化センターを、大野公民会に譲渡することから廃止しようとするもので、現在、指定管理者である大野公民会の公民館として利用されているが、同公民会も譲渡を希望されており、譲渡後も設置目的や利用形態は変わらないとの説明であります。

質疑の中で、類似施設について経過年数に制約がなければ、負担の均衡を図る観点から同時に譲渡したほうがいいのではないかとたどしましたところ、尾原活性化センターと紫尾のふれあい館も同じく譲渡の方向で協議を行っているが、地元の役員会等との関係で間に合わず、今回は大野活性化センターのみの廃止を提案した。

また、譲渡により建物共済掛金などの地元負担が発生することから、残りの2施設についても均衡が図られるよう、早い時期での譲渡に向けて、最大限努力していきたいとのことであります。

また、土地の所有権が、代表者4人名義となっていることから、地縁団体への手続等の指導についてたどしましたところ、地元からの要望があつて、法人格を持たれば、表示登記から保存登記まで名義を変えるということを譲渡契約の中に入れ込み、それに基づいて指導も行っていきたいとのことであります。

次に、「議案第16号 さつま町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の施行により、公立幼稚園の保育に要する費用は、国が定める基準により算定した額から保護者負担分を考慮した額と規定されたもので、本町においては、公立幼稚園の保育料を1人当たり月額3,000円としているが、この法律の施行により、新たに保護者の所得に応じた保育料の設定を行うとの説明であります。

質疑の中で、今年度の幼稚園就園奨励費の支給対象園児数は、町全体で何人かたどしましたところ、平成26年度の対象園児数は、公立幼稚園13人、私立幼稚園72人の合計85人であるとのことであります。

次に、「議案第17号 さつま町立学校給食センター条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、現在、役場職員がPTA会長になっている学校4校のうち、1名は給食センター職員で、給食運営委員がPTA会長の役職でしてあるため、給食センター職員であっても、当該運営委員として委嘱することになり、運営委員会の開催に当たっては、必然的に委員が少なくなる。今後においても、役場職員がPTA会長の役職につくことが考えられることから、運営委員との重複を避け、運営委員会委員の数を確保し、円滑な運営を図るため改正するものであります。

質疑の中で、給食運営委員会は、年に何回開催されるのかたどしましたところ、年2回、5月と2月に開催しているとのことであります。

次は、「議案第19号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、急速な少子高齢化や過疎化の影響もあり、都市公園としての利用形態がなく、今後においても、設置目的に沿った利活用が見込めないことから、新川公園を廃止し、普通財産として管理する施設にするため改正するものであります。

質疑の中で、本公園は、久富木川と川内川の合流地点で、出水期には必ず浸水する場所にあることから、廃止後は普通財産として管理するよりも、可能ならば国、県への売却の方向で進められないかたどしましたところ、今回、普通財産に切りかえて払い下げという方向性が出れば、今後は、危機管理係と協議をして、災害危険区域に切りかえていくということで話を進めている。

売却については、これまでの協議の中で、国、県とも治水管理上必要な用地は確保しており、遊水地として新たに取得しようという考えはないとのことであります。

次は、「議案第20号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、急速な少子高齢化と過疎化等により、年間を通じて地域住民による利活用がなく、今後においても設置目的に沿った利活用が見込めないことから、前川親水公園を廃止し、普通財産として管理する施設にするため改正するものであります。

質疑の中で、前川親水公園への国道からの進入口は、町道としての管理を継続するのかたどしましたところ、町道から農道への可能性もあるが、公園が行政財産から普通財産になっても、道路の交付税、維持管理などの点から、地元としても、一般的には町道管理が望ましいと判断される。今後、地元が中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等の事業で整備を行い、関係受益者の特定道路として管理するということになれば、町道廃止は検討したいとのことであります。

次は、「議案第23号 平成27年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

6款1項農業費の農業委員会費に農地調査、農地基本台帳整備費が計上されているが、未相続農地で所有権が相続登記されない場合は、農地中間管理機構の制度を活用できないことから、農地相談業務を行う考えはないかたどしましたところ、登記については、個人の私的財産に関する事項であり、個人が行うのが原則で、農業委員が立ち入って話ができないと捉えているが、相談があれば、助言はできると考えているとのことであります。

この回答を受けて、年1回でもよいので、農地相談会を実施することで、農業委員の自己研さんにもつながることから、農地相談会を計画するよう要請しました。

同じく、農業費の有害鳥獣捕獲報償費2,485万円について、捕獲器の箱わな、くくりわなと銃器による捕獲頭数の割合及び猟期中の報償費支給についてたどしましたところ、平成26年度の額の割合では、わなによる捕獲が90%を占めている。

また、猟期中も含めた通年での報償費支給については、現在の予算の範囲内で単価を下げて行う方向で猟友会とも協議を行い、平成27年度から対応したいとのことであります。

また、鳥獣被害防止総合対策事業費5,746万円について、ワイヤーメッシュ柵の設置箇所との地区と規模についてたどしましたところ、平成27年度では、4地区の延長で20キロメートルを計画しているとのことであります。

同じく、農業費の認定農業者等支援事業補助400万円については、町単独の新規事業で、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織などの農業機械導入を支援するために、補助額80万円を限度として事業費の30%を補助するものであります。

質疑の中で、導入の要望が多かった場合の補正増額は可能なのかたどしましたところ、現時点ではどの程度の申込者があるか未定であるが、補助率が30%以内ということで、補助率を下げることも推測される。

また、導入する農業機械が270万円を超える場合は、80万円が限度であり、5件程度しか

対象にならないことから、申込者が多い場合は検討したいとのことであります。

次に、6款2項農業費の竹林整備事業補助金1,150万円は、町内の竹林改良及び竹林の保育管理を支援することにより、竹林の利活用を促進し、たけのこ生産等の地域活性化に資することを目的として計上されています。

質疑の中で、竹材の補助を2円30銭に上乗せされたが、平成26年度の実績で、平川のチップセンターに持ち込まれる町内の生産者は何人くらいあったかたまたましたところ、竹材搬入者の地域別人数は平成27年2月現在で、宮之城地区58人、鶴田地区6人、薩摩地区19人の計83人である。今後も、事業効果が最大限生かされるよう推進していきたいとのことであります。

次に、7款1項商工費の商工業新規参入者支援補助は、将来の商工業従事者の確保及び商工業への新規参入促進を図ることを目的に、継続事業として270万円が計上されています。

商工業後継者祝金の廃止にかわる新たな政策についてたまたましたところ、後継者祝金を廃止したことによる新たな予算は計上していないが、新規参入者への助成金をもう少し拡充する方向で検討しようと考えているとのことであります。

また、平成26年度の最終補正で、町内の商工業者に対する利子補給制度を新たに設けようとしている。これは、商工業者が日本政策金融公庫等から借り入れをした場合に、その借入額の1%を利子補給する方向であるとのことであります。

次に、8款4項都市計画費の公園費については、廃止を提案してある新川公園及び前川親水公園のトイレ等の解体撤去費264万円が計上されていることから、同じ水辺公園である轟ノ上水辺公園の休憩所施設について現地調査を行い、その状況等について確認いたしました。

質疑の中で、同公園は、園児や買い物帰りの高齢者など利用者が多いことから、今後、屋根付きの休憩所の設置は計画していないかたまたましたところ、当公園については、利用者が多いこともあり、財源の手だてができた時点で、屋根付きの休憩所を予算計上することで協議を行っているとのことであります。

次に、10款2項小学校費の小学校再編準備事業費の中で、盈進小学校では大規模改造工事費9,950万円、柏原小学校では新規増築工事費2,640万円が計上されています。

質疑の中で、再編前の施設の準備対応についてたまたましたところ、今回の工事で平成28年4月に統合再編し、受け入れ校となる学校の施設整備は終了することになる。

また、再編により閉校となる小学校区においては、それぞれ閉校記念行事が予定されており、各実行委員会で閉校記念誌などの作成、記念碑の建立等が計画され、多額の経費がかかることから、先行事例を参考にして、それぞれ100万円の補助金を交付し、財政的な支援を行うとのことであります。

次に、10款5項社会教育費の生涯学習推進費では、新たに青森県鶴田町との青少年交流を図るために、鶴の架け橋交流事業補助金として56万円が計上されています。

質疑の中で、鶴の架け橋交流事業は、平成27年度は受け入れについての予算であり、その後については、受け入れ結果を見ながら検討するとの説明であったが、中種子町との相互交流など将来を見据えた計画を行うべきではないかたまたましたところ、新庁舎落成式10周年記念事業に鶴田町長を初め、参加をいただいたときに青少年の交流を協議されたと聞いている。

今回、受け入れの予算を組む段階では、今後の相互交流についての予算的な協議を行っていないことから、継続的な計画を含めて検討していきたいとのことであります。

同じく、社会教育費の文化振興費では、国民文化祭事業費として、11月1日にこども読書フェスティバルを、11月8日に郷土芸能祭とゆるキャラ&大鍋フェスタを開催するため、町実行委員会の負担金として1,219万円が計上されています。

予算説明において、県の負担割合が80%以内ということから62%に縮小されたことにより、減額分の600万円を町負担として進めたいとの説明を受けて、県負担金の減額については、他の自治体における予算対応の状況を確認していないかたまたまのところ、予算が縮小されることで、事業を縮小していく自治体も出てきているようである。本町も縮小の方向で検討する必要があるが、11月8日は県内全ての市町村で行事が計画されていることから、集客を図る上からも大胆な取り組みを啓発していきたいとのことであります。

この回答を受けて、県の負担が減るのであれば、当然、町の事業も縮小せざるを得ないとの指摘がなされ、県負担の減額については、事業縮小の方向で検討を要請しました。

次に、10款6項保健体育費の体育施設管理費では、宮之城総合グラウンドで使用するソフトボール用外野フェンスの購入費640万円が計上されています。

質疑の中で、フェンスの更新により、今後ソフトボール大会の誘致等を計画する考えはないかたまたまのところ、大会等の誘致について、ソフトボール協会との協議は行っていないが、フェンスの利便性から活用も高まると思われるので、大会等の誘致についても、ソフトボール協会と協議し進めていきたいとのことであります。

次に、「議案第28号 平成27年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。

31款1項資本的収入の企業債の中で、中央監視システム整備事業費に伴う借入れが計上されていることから、資本的収入の企業債2,500万円の内容等についてたまたまのところ、中央監視システム整備は、平成26年度から平成28年度まで3カ年で計画している。

今回の中央監視システムの場合、耐用年数の関係から償還期間20年で借入する場合、金利は0.7%程度になる。通常の老朽水道管の改良事業の場合は、耐用年数が40年ということで、最長で30年で借入の場合、0.9%程度の金利になる。

また、企業債の交付税措置については、償還金の2分の1を町から繰り入れており、地方交付税への算定は25%であると捉えているとのことであります。

次に、「議案第29号 平成27年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてであります。

41款1項建設改良費の送水管改良工事費等に1億500万円、16件の改良工事が計上されています。

質疑の中で、本管の漏水状況の原因についてたまたまのところ、ここ3年間の漏水件数は、平成23年度51件、平成24年度60件、平成25年度53件ということで、年間50件から60件で推移している。

また、漏水の原因については、特に上水道の場合は、経年管が多く30年から40年経過している場合もあるが、当時の埋設施工状況でも水道管に優しい工事ではなく、水道管の下に石等が当たっている場合や施工時には問題がなかったが、湧水等で沈下して、局部的に水道管を押さえて荷重が集中して、本管が割れるといった事例が多いとのことであります。

最後に、次の3点については、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、初めに、都市公園及び水辺公園の廃止に伴う条例改正を受けて、農山村公園等も含めた、都市公園、農山村公園等の管理のあり方についてたまたまのところ、今回、都市公園、水辺公園の一部の公園廃止を提案しているが、これについては、実態として利用がなく行政財産としての設置の理由が乏しいことから、実態に即した形で普通財産に切りかえて管理するということがあり、いわゆる目的は達成したということが言えると思っている。

公園の管理のあり方については、旧町でそれぞれ県営とか県単とかあるいは中山間総合整備事業などの事業目的によって設置された公園もあり、地域からの要望によるものもある。それぞれの目的に従って公園の設置がなされ、それが有効に活用されている公園は、さらに事業の目的が

達成されるように維持管理に努めていくべきと考える。

管理の形態は、町での一括管理あるいは地域で自主的に行っているところもあり、設置当初の経緯からそのような方向になっているものと考えている。

結果的に、長い期間が経過すると、高齢化が進み、管理が難しくなるという実態が確かに出てくると思っている。したがって、その辺は時代の変遷によって必要とする公園、利用価値の高い公園においては、今後も適切な管理を行うということが大事である。

どうしても地域での管理が高齢化によって難しくなるということがあるとするれば、やはり公の施設としての適切な管理をするためには、ある程度の範囲は町のほうで管理していく必要があると考えているので、地域とも十分調整を行いたいとの答弁であります。

次に、町の周辺部における公民館においては、過疎と高齢化の進行により、厳しい運営を強いられていることから、公民館運営補助金の充実についてたまたましたところ、区の公民館の運営補助金については、平成22年に見直しを行った。

このことは、昨年3月の総括質疑の中で出されたが、高齢化が急速に進行する中で、そのような状況をしっかりと把握をし、運営補助金についても見直しを考えたいと答えた。

質疑を受けて、見直し作業を進めることにしていたが、本年2月の公民館長定例会のときに、高齢化とともに戸数が年々減少し、公民館運営に支障を来しているとの意見が出されたことから、実態を調査し、最も妥当な運営補助金として、反映できるよう点検する必要があると考えている。

また、それに応じて減ずる補正係数、高齢化率の高いところなど、もう少し内容を精査する必要があると思っているもので、しばらく時間をいただき、9月の段階までには詰めを行い、公民館長の意見も聞きながら、成案として9月の段階で見直し案を提案したいとの答弁であります。

次に、平成27年度から指定管理者制度が計画されていた条例公民館の見直しが進まないことから、山崎地区及び佐志地区の条例公民館の方向性についてたまたましたところ、公民館の一定の方向づけとして、宮之城地区に中央公民館を置き、鶴田地区と薩摩地区に1カ所ずつ分館を置くという基本的な考えを持っており、山崎と佐志についても、今後、条例公民館から指定管理制度に移行していくという考えでいる。

条例公民館を廃止して、平成27年、28年の2カ年で、両公民館については指定管理の方向で進めるという計画を立てていたが、公民館長定例会の中で、1回だけその件に関する説明を行って、その後具体的な協議を持たなかったことは遺憾に思っており深く反省をしている。

計画している平成28年度までに、地域との協議を進め、理解をいただけるよう努力していきたいとの答弁であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」から、「議案第7号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」までの議案5件について、一括して討論

を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案５件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」から、「議案第７号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」までの議案５件については、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第８号 さつま町地域審議会条例の廃止について」及び「議案第９号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」の議案２件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案２件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第８号 さつま町地域審議会条例の廃止について」及び「議案第９号 さつま町大野活性化センター条例の廃止について」の議案２件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第１０号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」から、「議案第２０号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」までの議案１１件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案１１件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第１０号 さつま町行政改革審議会設置条例の一部改正について」から、「議案第２０号 さつま町水辺公園条例の一部改正について」までの議案１１件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第２３号 平成２７年度さつま町一般会計予算」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第２３号 平成２７年度さつま町一般会計予算」は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第２４号 平成２７年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、「議案第２９号 平成２７年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案６件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案６件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって「議案第２４号 平成２７年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、「議案第２９号 平成２７年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案６件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第２６「議案第３３号 さつま町役場庁舎建設基金
条例の廃止について」、日程第２７「議案第３４号 さ
つま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運
営の基準に関する条例の一部改正について」、日程第
２８「議案第３５号 さつま町指定地域密着型介護予防
サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着
型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程
第２９「議案第３６号 さつま町水道事業条例の一部改
正について」、日程第３０「議案第３７号 さつま町水
道事業給水条例の一部改正について」、日程第３１「議
案第３８号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算
（第９号）」、日程第３２「議案第３９号 平成２６年
度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
３号）」、日程第３３「議案第４０号 平成２６年度さ

つま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、
日程第３４「議案第４１号 平成２６年度さつま町介護
保険事業特別会計補正予算（第５号）」、日程第
３５「議案第４２号 平成２６年度さつま町介護サービ
ス事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第３６「議
案第４３号 平成２６年度さつま町農業集落排水事業特
別会計補正予算（第１号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第２６「議案第３３号 さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について」から、日
程第３６「議案第４３号 平成２６年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
１号）」までの議案１１件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第３３号から議案第４３号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第３３号 さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について」であります。

これは、さつま町役場庁舎建設が終了したことから、本条例を廃止しようとするものでありま
す。

次に、「議案第３４号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に
関する条例の一部改正について」であります。

これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本
条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３５号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関す
る条例の一部改正について」であります。

これは、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介
護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例
の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３６号 さつま町水道事業条例の一部改正について」並びに「議案第３７号
さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

この２件につきましては、簡易水道の統合に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであ
ります。

次に、「議案第３８号 平成２６年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」についてであり
ます。

これは、財産管理に要する経費及び財政調整基金費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交
付金事業費、児童福祉総務費、行政管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであ
ります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億６,３５６万７,０００円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ１４億６,４８９万３,０００円とするものであります。

次に、「議案第３９号 平成２６年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
３号）」についてであります。

これは、保険給付費及び共同事業拠出金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであ

ります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,280万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億693万2,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第43号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、「（「町長、41号と42号は飛んだ」と呼ぶ者あり）（「40号から」と呼ぶ者あり）」

○議長（舟倉 武則議員）

ここで、しばらく休憩いたします。再開はおおむね午前10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

失礼しました。ちょっと飛ばしたようでありましたので。

次に、「議案第40号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,472万円にしようとするものであります。

次に、「議案第41号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、介護給付費及び基金積立金に要する経費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,900万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,290万5,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第42号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,105万4,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第43号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,777万4,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財産管理課長（小永田 浩君）

「議案第 33 号 さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第 34 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それから、「議案第 35 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第 36 号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第 37 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（崎野 裕二君）

「議案第 38 号 平成 26 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第 39 号 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

続きまして、「議案第 40 号 平成 26 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第 41 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

次に、「議案第 42 号 平成 26 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（前田 淳三君）

それでは、「議案第 43 号 平成 26 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号) 」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。

まず、議案第33号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 さつま町役場庁舎建設基金条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号から議案第37号までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○平八重光輝議員

34、35号関連でお尋ねいたします。

先般、全員協議会で説明があつて、お聞きしたところと重複いたしますけれども、外部評価がなくなるということでありましたが、これを運営される方は、国、県、町の法律、条例等をもろん遵守されて、間違いなくされているものと思っておりますが、内部申告等があった場合のその受け入れ口といいますか、受け入れ先等があるものかどうか。内部から「こうなんだけど」という相談等があった場合の受けとめ方がどのようになっているのかお尋ねいたします。

それともう一つは、利用者の費用負担と給付の見直しというところで、27年8月1日からということですが、この中に補足給付、施設の食費、居住費の支給要件に預貯金等、自己申告の資産を勘案するというようにあります。これらを利用される方は、相当高齢の方といいますか、体の不自由な方とか、あるいは認知症の方なんかが多いと思われそうですが、特に、認知症の方なんかが、本人が自分のその預金等をしっかりと間違いなく確認していらっしゃるものかどうか。間違った申告をすると罰則等もあるというお話がありましたが、その辺が弾力的に運用できるものかどうか。単身者で1,000万円、夫婦で2,000万円というふうにあります。自分のものは何とか把握できても、奥さんの預貯金については、私の場合を申しますと、女房が預貯金があるかどうかはわからないし、幾らあるかもわかりません。まして、聞いてもまともには恐らく教えてくれないと思われまして。そういう中で、これが、大体これぐらいでということに申告して、

それが違いましたよと、罰則になりますよということがあるのかどうか分かりませんが、そういうのをちょっと危惧いたします。

先般の説明では、金融機関等の照会をできるということでありましたけれども、こういう罰則等が適用されないような方向で、何とか運用していただければと思うんですが、その辺の運用については、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○介護保険課長（中村 慎一君）

まず、外部評価の関係でございます。

今回の地域密着型サービス事業所の基準改正の中で、この外部評価が外れましたのが小規模多機能施設の2カ所でございます。グループホームは一応そのまま残されているようでございます。この外部評価につきましては、鹿児島県知事が指定をされます法人等がございまして、県内では5法人あるようでございますが、こういう監査をされる法人がございまして、ある程度このマニュアルに沿ったような形での監査をされて、それを町のほうにも一応報告をされる分であります。そして、これをそれぞれ2カ月に一遍あります事業所でされます運営推進会議の中で公表をされております。

そこの部分を、今回この小規模多機能のほうは制度が一応なくなるけれども、自己評価、そして運営推進会議でのその評価の公表、そして、そこにある程度その関係の機関、それから利用者、そして行政機関、いろんな方々がお集まりになりますので、その自己評価についての公表そのものをされますので、そこについては、支障はないのではないかとというふうに思っております。

ただ、おっしゃいますように、この内部からのそういう相談等につきましては、今、介護相談員制度を持っておりまして、4名の方がそれぞれのサービス事業所に頻繁に出入りをされております。利用者、サービス事業者、それからその家族の方々もそれぞれ入りまして、いろんなことを見聞きされながら活動されておりまして、その報告がなされますので、それを御活用していただければ大変ありがたいというふうに思います。

今回この介護相談員の活動によります一つのその指摘事項等がございまして、今回1カ所でございますが、一応保険係のほうで実地指導といったような形で1カ所入っておりますので、そういったようなことを今後充実していきたいというふうに思っております。

それから、次の補足給付の関係でございますが、これは今回のこの国の制度改正に係る分でございます。この補足給付につきましては、従来この非課税世帯の方々が、その所得の段階に応じまして、この部屋代と食事代についてその補助金がございまして、それを適用をして取り組んでおりますけれども、この所得の段階に対しまして、この預貯金、それから株券等の資産、そういったものを一応含めるといったようなことで改正がなされております。

これにつきましては、4月以降に国のほうからある程度その取り扱いについてのその方針が示されるので、それに基づいてといったようなことでございまして、この中で今、私どものほうに示されておりますのは、不正受給に係る加算金の適用基準として、不正に受給した額の2倍以下の金額を徴収するということでございますので、不正受給額と合わせますと3倍というようなことになるようであります。

ただし、これの適用につきましては、この自治体の調査、質問に故意に事実を黙秘または秘匿する行為をした場合ということと、それから、特に悪質であると認める場合というのは、不正に受給した額の、これにつきましては、不正の行為を繰り返し行った場合、不正の行為を世帯員またはサービス事業者等と共謀して行った場合といったような、そういう考え方が示されておりますので、おっしゃるような、ちょっと資産等の状況はよくわからないとか、配偶者ののがよくわからないといったようなことでの申告誤りといったようなものについては、外されているようで

ございますから、そこらについては柔軟な対応をする必要があろうかというふうに思っております。

これにつきましても、新しい制度でございまして、非常に保険者といたしましては、町といたしましては、危惧しているところでございますけれども、4月上旬以降に国のほうでこの取り扱いについての基準を告示をするということでございますから、それを見ながら、利用者の皆さん方に非常にこの迷惑のかからないように、窓口での対応というのを徹底してまいりたいというふうに思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第34号から議案第37号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案4件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」から、「議案第37号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

企画財政課長にお尋ねいたしますが、補正予算書の13ページ、普通交付税でございます。この地方交付税のところで、26年度の特別交付税の交付額、それから、その交付額であります、前年度対比でどうだったのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

先ごろ26年度の特別交付税の交付が示されたところでございます。金額にしまして、5億6,056万3,000円、棒読みしますと、560563、千円となったところでございます。これが、25年度実績では5億5,056万3,000円、棒読みしますと、550563、千円ということで、昨年に比較しまして1,000万円伸びているというところでございます。全体的には減っていく中で増えたということでもあります。喜んでいるところでございます。

以上であります。

○宮之脇尚美議員

1,000万円ほど増額ということで非常にありがたいことだなというふうに思いますが、今年度の、26年度の特に特別財政需要として申請をされた主だった事項等について御紹介いただきたいと思います。

○企画財政課長（崎野 裕二君）

最近、従来は特別交付税につきましても書類等掲げてヒアリングが実施されておりましたけれども、現在はヒアリングは実施されておられません。書類の提出だけということでもありますけれども、その中には、我がまちでは高齢化率が高いということで、そういった高齢化率の高止まりに伴います、社会保障費関連経費の増などを主な要因として提出はしているところでございます。それから、過疎地であるということなども織り込んでいるところであります。

ほかの市町村とあえて違うところを申し上げますと、最近では、原子力防災の事務関連経費も織り込んでいるところでございます。

以上であります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

32ページの関係で、総務管理費の中で、さつま町10周年記念事業関係で、それぞれ式典が行われまして、関係者の皆さん方、大変御苦労をされたと思っております。

そういう形の中で、今回の補正の中で減額ということで、それぞれ経費が要らなかった分を計上してあるわけでございますが、式典の関係等それからイベント関係、それぞれ減額でございます。

このことに対しての異論ということでは私はないわけでございますけれども、それぞれ式典の中で、それぞれの10周年に向けた表彰等もございました。いろいろ表彰規程もあって、それぞれ中身を検討されながらの各部門ごとの表彰だったと思っておりますけれども、私は2月の末やったですかね、テレビをちょうど見ておったら、我がまちの出身者でもある、ひな鑑定士の室屋博和君がテレビで放映されておりました。彼は皆さん方も御承知のとおり、室屋博和君は、私の同級生でございますが、ひなの鑑定士としては日本一を10回、こないだ10回目をとったということの放映。彼はまた過去には世界でもチャンピオンになったという一つの輝かしい事績を持っている同級生なんですけれども、私は、せっかくのこの10周年記念のこういう式典は終わって表彰はもう済んだわけですが、こういう我がまちにすばらしい出身者といえますか、さつま町の柏原でございますから、27年度中にもそういう表彰もやっていただければいいんじゃないのかなというのをテレビを見とって感じたところでございます。

ほんで、そこあたりの流れを町長は今後どう考えて、まあやっぱ私はスポーツの世界でいきますと金メダルを10回とったことになりますと、大変な私は話題になるようなことと一緒にじゃないかなちゅうようなふうに重く見ているわけでございますけれども、そこあたりの今後の彼の出身者としての頑張ってる、そういう本当に子供たちにも夢を持たすようなことをやっているわけでございますから、そういうことの将来の今後の考え方の町長の考えを。

それから、もう一点は、教育長に今後の考え方をお聞きしますが、今の問題について、彼は先ほど言いますように柏原出身ですから、私は今度統廃合があって柏原に統合されます、学校が。子供たちに夢を持たすために、この博和君を講師に呼んで、ひなを雄と雌とを持ってきたらって、講堂、体育館あたりに、合併する子供たち、柏原小学校、紫尾小学校、柊野小学校、来る子どもたちを全て寄して、将来に夢を持たせるような講演ちゅうのもいかなものかなというふう

に感じているところなんですけれども、そういうところも今後検討していただければありがたいと思うんですけれども、そこあたりの見解、この2点を。

実際、この補正について金額的に云々じゃないんですけれども、そういう式典があった形の中での、あとになりましたけども感じたもんですから、ここで質問をするところでございます。

以上です。

○町長（日高 政勝君）

10周年の記念の場合、通常毎年行っております町民表彰、これとはちょっと性格を異にしてありますが、こういう節目の機会に、まあ、お祝いの感じで、それぞれ部門ごとにはやっておりますけども、基本的には町内の出身者ということにしておりますので、どういう機会にできるかですね。表彰基準はそれぞれ定めておりますので、それに従っていろんな関係機関のほうからも推薦をいただいたりやっております。時には漏れがあったりすることがあるのかもしれないけれども、できるだけそういうことがないようにということで、精査をいたして、選考委員会で厳正に審査の上に決定をいたしているところでございます。

○教育長（東 修一君）

御指摘のような、いわゆる特技をお持ちの方とか、あるいは戦争の体験者とか、いろんな先輩の方々あるいは御活躍の方々を学校に呼んで、呼んでというと失礼になるかもしれませんが、来ていただいていろいろ話をさせていただく、そういう機会も今各学校でとっておりますので、また学校といろいろ連絡をとりながら、紹介もしながら検討をさせていただきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

2款1項19目地域活性化・地域住民生活支援交付金事業等が補正で出てきてるんですが、この予算に非常に国からの補正が出たということはいいことなんですけど、町長に1点だけ、地方創生先行型のところで政策推進係、さつま町総合戦略策定事業の中で、人口の流れに対する取り組みを専門業者に委託し、取り組んでいくということだったんですが、1回目の町地域再生プラン等を作成する会合も開かれたということなんですけど、この人口の流れに対する取り組み、さつま町ではどういうことが考えられるのか、また、この専門業者の方に依頼されるところで、どういうことを、目的というんじゃないですけど、どういうことを意図してそういう専門業者を入れる考えなのか、お聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

この地方創生の総合戦略をつくるに当たって、どうしてもやっぱり人口分析をせんといかんというのがあります。それぞれ人口の減少の原因というのはどういうところにあるかですね、それも過去のデータ等を踏まえて、専門的にやっぱり分析をしないといかんだらうというところがありますので、そういった分野について専門家のほうに委託をするというような内容でございます。

それをもとにしながらいろいろ戦略をとっていくということになっているわけですので、基になるデータをしっかりとやっぱり押さえんことには、対処のしようがないということがありますので、そういう調査の委託であります。

○川口 憲男議員

今、さつま町で取り組んでいく中には、まず人口分析をし、その中身はどうなるかということではしていかなきゃならないということが、人口の流れに対する取り組みで、総合戦略を組んでいかなきゃならないと。

これからの話で、その総合戦略を組む中で、人口がどういう流れをするのかという目的が一つあると思うんですが、それ以外に大まかに考えられて、今さつま町が、人口増加はもちろんなんですけれども、そのほかに、どういうことを目的として、例えば進む道として、必要性からこの人口の流れの調査が必要というふうに、何かに目的を持たれて取られているのか、とりあえず人口の流れを調査した上で、その次に考えられるという段階なのか、その辺のところが示されておるのか。どうですか。

○町長（日高 政勝君）

まあ、いろいろ、これから、いろんな知恵を出して、そういう創生のプランをつくらんといかんわけですので、その基になるものをまずはつくるといことです。まずは、そこを踏まえた上で、いろんな方向づけというのを選択をする必要があるかと思っておりますので、そういう基礎データというのを把握するためのものであります。

○川口 憲男議員

もう1点、それで、例えば、この地域住民生活緊急支援交付金事業、例えばプレミアム商品券、商工観光課で、あるいは保育料助成事業、担当課長に説明すると、来年、再来年、27年度、今26年度補正で出てきますけど、27年度の補正というふうに考えられるのかということも、今の時点じゃ読めない。私たちも、国の事業を見る中ではちょっと、こういう地方創生の流れがどういうふうになるのか、ちょっとわからない点が多いんですけども、町として、そこあたりはどういうふうに今後捉えられていくのか。

というのは、こういうプレミアム商品券などが20%なりアップする、これが1年、2年続くのか、それが見えない状況なんですけど、そこあたりの考え方はどういうふうに捉えられているのか。

○町長（日高 政勝君）

とにかく今の段階で、地域消費型、消費喚起、生活支援型ということで、26年度の補正で先行的に来た分ですので、今後もできたら続けていただくというのが基本で、せっかくこうして国を挙げていろんな各省庁一緒になって取り組んでいきたいと思いますということになってますので、もう、財政的な裏づけがある程度ないと、継続性というのはできないわけでありまして、このプレミアムにつきましても、全国市町村のもう9割がこのプレミアムを取り組んでいるということでもあります。

うちの場合は、従来10%やっておりましたので、この分に今回の分を上乗せをした形で消費喚起をしていただくということで、プラス、さらに1割乗せたということになっております。

この辺が、なかなか、今後もずっと確実に財源の見通しがつくかというのが、今の段階では本当見えないところであります。したがって、財源を確保しないと、またもとに戻らざるを得んのかなあという感じがあります。

今後、戦略のこういったいろんな計画をつくり上げていきますので、国としてもこの辺を十分審査をされて、「効果が確かにありますね」ということになれば、採択になるでしょうし、いわ

ゆるこの創生交付金の対象にして上げられると思うんですが、この辺がやっぱり実際やってみないと今のところわかりませんので、なかなか本当、市町村によっては、やっても財源が伴わないとともへ戻るともうどうにもならないということで、なかなかまだはつきりと「やりますよ」というあれが見えてこないような状況ですね。確実にそういった見通しが、やっぱりいい施策をつくり上げることが先行していくかと思っているところであります。

○木下 賢治議員

関連しますけれども、事業時期としては、年度いっぱい、3月までというふうになっておりますが、この策定の計画の内容が、その交付金の発動に対する大きな重要点であるということも聞いておりますけれども、今もございましたように、委託されての策定事業ということですが、職員のノウハウとか、我々議会からの提言というものの反映をどのように反映していただけるものかということと、この計画自体の、いつまでにその計画を策定される予定なのか。

○町長（日高 政勝君）

委託は先ほどから申し上げますとおり、人口の分析をするためのあれですので、全く基礎データをつくり上げていただくということですから、それに基づいてさつま町としては、その人口を減らせない、あるいは増やしていけるかどうかという、その戦略をつくることになりますので、今後、計画策定に当たっては、当然職員のほうからも既に提案をいただいておりますが、町民の皆さん方もいろんな御意見をいただいて、もちろん議会のほうからも御意見をいただく機会があるかと思っておりますし、そしてまた民間のいろんな各種団体等の意見も聞いて練り上げていく必要があるかと思っておりますので、またそれについては、それなりの組織づくりも行っていきたいと思っているところであります。

国のほうが、この計画策定の期間というのが、27年度までに策定をなささいということになっておりますので、27年度1年間でつくり上げるということになろうかと思っております。

○平八重光輝議員

2点ほどお尋ねします。

28ページ、周辺地域等移住定住促進補助で減額の632万円ほどありますが、これの実績といますか、どれぐらいあったものか、割合としてどれぐらいあったものか、それと、町内外にやはり宣伝といますか、周知をしないと、なかなか利用の促進もできないところがあるかと思いますが、その辺はどのようにお考えになっておられたかお尋ねいたします。

もう一点が、81ページの工事費の減額の1,400万円ですが、どういう工事であって、どういうことで減額になったのか、恐らく執行残ではなくて、工事自体がもうなくなったんではないかと思いますが、その理由と、必要があって計上されているわけですから、今後はどのようになる予定かをお尋ねいたします。

○企業誘致対策室長（高橋 哲郎君）

ただいまの周辺地域等の移住定住促進事業の実績見込みの関係でございますが、今回632万円の減額となっておりますが、26年度から3年間の計画ということでございます。

26年度の実績見込みでございますが、現在までに住宅の建設が10件、住宅の購入が2件、リフォームが2件ということで、この方々に現在568万円の補助金の交付を行っております。

このほか、9件の事前申請が来ておりまして、建物が完了して不動産登記が済んだ場合に、3月31日までに補助金交付申請をしてもらう方が9名ということで、この400万円を含めまして968万円の実績を見込んでおりますが、当初予算に対します執行率が60.5%ということになります。

周知の方法につきましては、26年度から取り組んでおりますように、町の広報紙、あるいは

町外の方々につきましてはホームページ等を活用しながら、さらに周知活動に努めていきたいというふうに考えております。

それと、今申し上げました全体の合計の関係でございますが、住宅建設が19件、住宅購入が2件、リフォームが2件ということで、26年度の実績はこのようになる見込みでございます。特に町外から転入された方でございますが、大人が26名、子供が9名、合計の35名というふうになっております。

○社会教育課長（橋ノ口賢二君）

予算書の81ページになりますが、薩摩のB&Gプールの工事請負費、施設改修工事費ということで、こちらのほうは26年度の当初予算で1,400万円の予算を計上いたしておりました。

その財源といたしましては、予算書の22ページをお開きいただきたいと思います。20款5項雑入のところで、B&G施設修繕助成金ということで、財源といたしまして660万8,000円のB&Gからの助成金を予定していたところであります。

工事の内容につきましては、海洋センターのプールの上屋の鉄骨部分とあとプール本体の塗装をしていますが、そちらのほうは塗装片が剥離して、塗装片が水中に落ちてくるということで、その塗装を再度やり直すという内容の分と、あとトイレのほうの洋式化という、2つの部門を含んでの工事費ということで、1,400万円を当初予算のほうで、26年度当初予算で計上いたしたところであります。

これらの工事につきましては、平成23年度から、23年度、24年度、そして25年度とB&G財団のほうに修繕工事の意向調査がありましたときに、そちらの要望を出して、25年8月12日にB&G財団に助成金の交付申請をいたしております。

この交付申請を受けて、平成26年度の当初予算を作成する段階で、工事費といたしまして1,400万円を計上いたしたところでありますが、平成26年3月3日に、B&G財団のほうからこちらのほうに、8月12日に申請いたしていました助成金については、不決定の通知がありました。

当初予算のほうは、既にもう審議の過程でありましたので、そちらのほうにつきましては、そのまま計上という形になりまして、26年度中に再度B&G財団のほうとの調整とかも行ってきたところでありますが、B&G財団のほうからにつきましては、特別に不採用になった、不決定になった理由というのは示されませんでした。

社会教育課では、6月に企画財政課のほうとかも協議をいたしまして、その取り扱いを検討したところでありますが、再度、再申請を行うということで、26年8月8日にB&G財団のほうに再度申請を行っております。そして、ことしの3月4日にB&G財団のほうから決定通知ということで、これは塗装の部分だけになりますけれども、800万円の助成金の決定通知を受けております。

27年度は、この決定通知を受けて、27年度補正予算の中で、再度工事費ということで補正を提出したいということで考えております。

実際に、その工事塗装のほうの改修工事ができませんでしたので、昨年度は事前にプールの本体であるとか、あるいは塗装片の落下を防止するために、掃除機等で、水をためる前に事前に掃除機での掃除を十分に行って、利用に支障がないように取り扱ってきたところであります。

私たちのほうといたしましては、今回の決定通知を受けて、補正予算で再度改修工事ということでお願いしていきたいというふうに思っております。

ただ、トイレの洋式化のほうにつきましては、今回B&G財団の補助金、助成金は対象外となりましたので、こちらについては、再度企画財政課のほうとも協議をしながら、その財源等につ

いての検討を行っていきたいというふうに考えております。

○新改 幸一議員

68ページ、消防施設費の関係でちょっとお伺いしますが、非常備消防施設の中での工事請負費、防火水槽等整備工事費1,268万5,000円の減ということでございますけれども、それぞれ26年度に、地域から防火水槽の整備をやってくださいという要望があつての一つの計画だったと思うんですけれども、今回こうして減額してあるわけですが、もうこれ、必要ないというふうに理解すりゃいいんでしょうか。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま御質問がございました防火水槽の整備の関係ですが、当初4基設置する予定で補助申請を出しておりました。これが、補助が認められたのが3基ということで、1基分が減となった分の執行残でございます。

○新改 幸一議員

4基申請があつて、3基が認められて、1基は認められなかったということですが、その認められなかった理由ちゅうのをちょっと教えてください。

○消防長（高木 卓朗君）

当初4基、国のほうに補助申請を出しておりました。このうち、国のほうで採択されたのが3基分ということで、1基分については、もう補助ができないということになりまして、その1基分について減額して、3基分の建設に至ったところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よつて、「議案第38号 平成26年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号から議案第43号までの議案5件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案５件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案５件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第３９号から議案第４３号までの議案５件について一括して、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案５件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案５件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３９号 平成２６年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」から、「議案第４３号 平成２６年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」までの議案５件は、原案のとおり可決されました。

△日程第３７「議案第４４号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第３７「議案第４４号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第４４号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、神圀和昭氏が平成２７年５月９日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員に任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の４４ページであります。「議案第４４号 さつま町教育委員会委員の任命について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第44号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本案はこれを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第38「陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第38「陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

当委員会に付託されました「陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町広瀬870番地1、外山一正氏から平成27年2月5日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、九州電力が進めている川内原発1・2号機の再稼働に当たっては、30キロ圏内に含まれているさつま町民の理解と協力が必要であることから、九州電力に対し、さつま町議会から、公開の場での住民説明会を開催するよう求めているというものであります。

審査に当たりましては、町当局から総務課長補佐ほか関係職員の出席を求め、九州電力の再稼働計画、原子力規制委員会での審議状況、鹿児島県知事が表明した原子力政策に関する県民への説明会などについて、説明を受けたところであります。

審査の中では、「さつま町内では、これまでに町民を対象とした住民説明会を2回開催し、昨年には鹿児島県知事、鹿児島県議会、薩摩川内市長及び薩摩川内市議会が再稼働に同意している状況である」さらに、「知事が表明した鹿児島県主催による原子力政策の包括的な説明会も予定されている。公開の場で開催される県主催の説明会に参加していただければ、本陳情の内容は充足することができることから、さつま町議会として、九州電力に対し個別に説明会を要請する必要はない」との意見が出されました。

また、「九州電力は原発の安全対策に関する住民への説明を発電所見学等で対応しているとのことであるが、今後予定されている鹿児島県主催の住民説明会には九州電力も参加していただい

て、町民の質問・疑問に答えていただければと考える。住民説明会では、住民から九州電力に関する質問があると思うが、県では回答できないケースも予想される。九州電力には、事業者としての説明をする責任を果たしていただくためにも、鹿児島県主催の説明会に参加し、公開の場で住民に説明していただくよう、さつま町議会として意思表示をしなければならない」との意見も出されました。

本委員会では、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。
以上で報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。「陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立少数です。よって、「陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書」は不採択とすることに決定しました。

△日程第39「発委第1号 「手話言語法」制定を求める
意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第39「発委第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

「発委第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定することであります。

手話言語法の制定については、昨年11月20日付で、出水地区の聴覚障害者協会から同様の趣旨の陳情が提出されて、議員配付がなされました。さらに、本年3月5日付で、鹿児島県聴覚

障害者協会からこの件に関する意見書案の提出に関する依頼が全議員に対してあったことから、当委員会としては会期中における審議を行ったところであります。

今回の発委に当たり、福祉課長から国の施策や本町での手話講座の活動状況、町内の聴覚障害者12人を取り巻く環境などについて説明を受けたところであります。

手話とは、日本語を音声だけでなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきました。しかしながら、聾学校では手話を禁止されるなど、社会の中では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

政府は、平成26年1月20日に国連の障害者権利条約を批准して、140番目の締結国となりました。この批准に向けて整備した国内法の改正障害者基本法の中では、「全ての障害者は、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められており、手話が音声言語と対等な言語であるための環境整備に向けた法整備の実現を国に要望するものであります。

このようなことから、お手元に配付してある意見書（案）のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第1号 「手話言語法」 制定を求める意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 「手話言語法」 制定を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第40「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」、日程第41「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第40「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計

予算について」を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで報告２件を終わります。

△日程第４２「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第４２「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等に議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第４３「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第４３「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、会議を閉じ、これをもって平成２７年第１回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後１時４１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 新 改 秀 作

さつま町議会議員 岸 良 光 廣